

くまもと県議会報



令和 7 年 2 月 定例会

万田坑（荒尾市）

世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の23の構成資産の一つである「万田坑」は、令和7年（2025年）7月に世界遺産登録から10周年を迎えます。

日本の産業化の足跡が見られる重要な遺産で、「石炭産業」の分野に属しています。

“炭坑節”でおなじみの三池炭鉱の中でも主力坑だった万田坑は、最盛期に年平均86万トンを出炭していました。

現在は、現存する施設の他、石炭の運搬や従業員の通勤に使われていた走行可能な炭鉱電車を展示しており、当時の様子をしてのばせています。

目 次

正副議長からの挨拶	2
各常任委員会の構成	3
令和7年2月定例会の概要	6
令和7年2月定例会会期日程表	7
知事説明概要	8
代表質問の概要	12
一般質問の概要	24
提出者の説明・質疑・討論	44
議案等の議決結果	45
可決された意見書・決議・条例等	49
委員長報告から	56
請願の審議結果	70
常任委員会並びに特別委員会等の活動状況	71
熊本県議会構成一覧表	79

正副議長からの挨拶



第 94 代議長

高 野 洋 介

自由民主党 5 期

八代市・郡

○ 議長就任挨拶から

(令和 7 年 3 月 19 日、本会議場にて)

議員各位多数の御推挙により、第 94 代議長に御選任いただきました。

もとより微力ではございますが、本県議会が県民の皆様の負託に応えることができるよう、常に県民の目線に立ち、活発な議論が交わされますよう、一生懸命職責を果たしてまいります。

県政を停滞させることなく、また、県民に開かれた議会を実現するため、皆様に関心を持っていただける議会運営に努めてまいります所存です。



第 103 代副議長

緒 方 勇 二

自由民主党 4 期

球磨郡

○ 副議長就任挨拶から

(令和 7 年 3 月 19 日、本会議場にて)

議員各位多数の御推挙により、第 103 代副議長に御選任いただきました。身に余る光栄であり、心から御礼を申し上げます。

議長の補佐役として、県民の皆様の負託にこたえることができるよう、誠心誠意その責務を全うする所存です。

各常任委員会の構成

(令和7年3月19日現在)

総務常任委員会



委員長
中村 亮彦
自民 3期
菊池郡



副委員長
前田 敬介
自民 2期
荒尾市



池田 和貴
自民 6期
天草市・郡



西 聖一
立民連 5期
熊本市第一



渋上 陽一
自民 5期
山鹿市



増永慎一郎
無所属 5期
上益城郡



橋口 海平
自民 4期
熊本市第一



堤 泰之
自民 2期
熊本市第一

厚生常任委員会



委員長
岩本 浩治
自民 3期
阿蘇市



副委員長
荒川 知章
自民 2期
葦北郡



岩下 栄一
自民 8期
熊本市第一



藤川 隆夫
自民 7期
熊本市第一



内野 幸喜
自民 5期
玉名郡



岩田 智子
立民連 3期
熊本市第一



亀田 英雄
無所属 1期
八代市・郡



立山大二郎
自民 1期
山鹿市

※会派名称
自 民 一自由民主党
立民連 一立憲民主連合

経済環境常任委員会



委員長
高島 和男
自民 3期
熊本市第二



副委員長
南部 隼平
自民 2期
熊本市第一



岩中 伸司
新社会 7期
荒尾市



松田 三郎
自民 7期
球磨郡



鎌田 聡
立民連 7期
熊本市第二



高木 健次
自民 5期
合志市



吉田 孝平
自民 3期
宇城市・下益城郡



高井 千歳
参政 1期
熊本市第一

農林水産常任委員会



委員長
河津 修司
自民 3期
阿蘇郡



副委員長
池永 幸生
自民 2期
合志市



前川 収
自民 9期
菊池市



城下 広作
公明 7期
熊本市第一



山口 裕
自民 5期
上天草市



松村 秀逸
自民 3期
熊本市第一



西村 尚武
自民 2期
天草市・郡



幸村香代子
立民連 1期
八代市・郡

※会派名称

自 民—自由民主党
立民連—立憲民主連合
公 明—公明党
新社会—新社会党
参 政—参政党

建設常任委員会



委員長
西山 宗孝
自民 3期
宇土市



副委員長
城戸 淳
自民 2期
玉名市



吉永 和世
自民 7期
水俣市



坂田 孝志
自民 6期
八代市・郡



楠本 千秋
自民 3期
天草市・郡



本田 雄三
公明 2期
熊本市第一



住永栄一郎
無所属 1期
上益城郡



斎藤 陽子
自民 1期
菊池郡

教育警察常任委員会



委員長
竹崎 和虎
自民 3期
熊本市第二



副委員長
坂梨 剛昭
自民 2期
玉名市



溝口 幸治
自民 6期
人吉市



緒方 勇二
自民 4期
球磨郡



前田 憲秀
公明 4期
熊本市第二



杉嵩 ミカ
自民 1期
熊本市第一



星野 愛斗
維新 1期
熊本市第二

※会派名称

自 民一自由民主党
公 明一公明党
維 新一熊本維新の会

令和 7 年 2 月定例会の概要

- 令和 7 年 2 月定例会は、2 月 19 日から 3 月 19 日まで、会期 29 日間で開催されました。
- 今定例会では、「令和 6 年度熊本県一般会計補正予算（第 8 号）」などの知事提出議案 120 議案について審議が行われ、いずれも原案どおり可決、承認又は同意となりました。
- また、議員提出議案 4 議案について審議が行われ、「熊本県いぐさ・畳の振興に関する条例の制定について」ほか 3 件が原案どおり可決されました。
- 委員会提出議案 2 議案についても審議が行われ、「熊本県議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」ほか 1 件が原案どおり可決されました。
- 請願については、2 件が採択となりました。
- さらに、3 議員の代表質問及び 10 議員の一般質問がありましたが、その発言の主なものは、次のとおりです。

<主な項目>

- 木村県政 1 年の振り返りと総括
- 水俣病問題の解決
- 県職員の中途退職状況
- くまもと新時代に向けた予算と今後の財政運営
- 有機農業の推進
- 熊本の観光振興
- 防災機能強化に向けた取組
- 県立装飾古墳館、鞠智城温故創生館の現状と活用
- 上益城地域の県における位置づけと今後の振興への取組
- 熊本県伝統工芸館の改修
- 「食のみやこ熊本県」を支える担い手の確保・育成
- 知事の阿蘇に対する思いと阿蘇の草原維持
- 天草地域の振興

令和7年2月定例会会期日程表

月	日	曜	区 分	日 程	備 考
2	19	水	本 会 議	開会宣告 会期決定 議案上程 知事説明 議案等に関する質疑 委員会付託	
	20	木	休 会	議案調査	
	21	金			
	22	土			
	23	日		(県の休日) (天皇誕生日)	
	24	月		(振替休日)	
	25	火		常任委員会	総務・厚生・教警
	26	水			経環・農水・建設
	27	木		議事整理	
	28	金	本 会 議	委員長報告 質疑 討論 議決	
3	1	土	休 会	(県の休日)	
	2	日			
	3	月		議案調査	
	4	火			
	5	水	本 会 議	代表質問 自由民主党 淵 上 陽 一 議員 立憲民主連合 岩 田 智 子 議員 公 明 党 城 下 広 作 議員	
	6	水		一般質問 自由民主党 岩 下 栄 一 議員 新社会党 岩 中 伸 司 議員 熊本維新の会 星 野 愛 斗 議員 自由民主党 前 田 敬 介 議員	
	7	金			
	8	土	休 会	(県の休日)	
	9	日			
	10	月	本 会 議	一般質問 自由民主党 立 山 大二郎 議員 無所属 増 永 慎一郎 議員 自由民主党 杉 寫 ミ カ 議員 自由民主党 池 永 幸 生 議員 自由民主党 河 津 修 司 議員 自由民主党 楠 本 千 秋 議員	
	11	火		議案等に対する質疑 委員会付託	
	12	水		特別委員会	
	13	木		常任委員会	総務・厚生・教警
	14	金			経環・農水・建設
	15	土	休 会	(県の休日)	
	16	日			
	17	月		常任委員会	
	18	火		議事整理	
	19	水	本 会 議	委員長報告 質疑 討論 議決 閉会宣告	

会期 29日間

知事説明概要

＜令和7年2月19日＞

第1 県政運営の所信について

今回の定例会に提出しております議案の説明に先立ち、県政運営に対する私の所信の一端を申し述べます。

私は地方創生を自らの使命として全国各地の自治体をお支えして参りましたが、縁あって着任したこの熊本に日本一の「伸びしろ」があると感じ、熊本の力を最大限引き出し、熊本を日本一のふるさとにする、このことに私の今後の人生をかけるという覚悟を持って、昨年4月16日に熊本県知事に就任し、10カ月が経過しました。

就任からこれまで、なるべく多くの県民の方々、特に、なかなか声をあげられない方、弱き声、小さき声、そうした声にもしっかりと耳を傾け、スポットライトを当てることができるよう、可能な限り現場を訪れる「現場主義」を実践して参りました。

具体的には、「お出かけ知事室」を開催し、私自ら県内市町村を訪ね、県民の皆様と直接意見交換を行い、県政に対する様々な思いや御提案などをいただきました。

また、地域未来創造会議においては、きめ細かな住民サービスの提供を担う各市町村長や、地元県議の皆様と地域の課題や発展の方向性について私と直接意見交換をさせていただいています。

県として県民のニーズに沿った取組みを進めていくために、今後も様々な機会を活用し、まずもって議員各位から地域の実情を丁寧にお聞かせいただくとともに、できる限り多くの県民の皆様の声も直接お聞きし、政策に活かして参りたいと考えております。

昨年12月には、これからの県政運営の拠り所となる「くまもと新時代共創基本方針」を策定し、目標を「県民みんなが安心して笑顔になり、持続的で活力あふれる熊本の未来を共に創る」としました。

さらに、重要な3つのキーワードとして、「世界に広がる」「人を育てる」「共に創る」を掲げました。

まず、1つ目のキーワード「世界に広がる」についてです。

日本地図で見れば首都東京から遠い熊本も、世界地図で見れば東アジアの中心になります。アジアに広がることで熊本の優位性が生きてきます。

世界最大手の半導体企業TSMCが、日本の中でもこの熊本に立地したのは、約60年前から続く熊本の半導体産業の長い歴史に加え、台湾との地理的な近さがポイントとなったことは、皆様もお分かりになると思います。

昨年末にTSMCの日本法人JASMの第一工場が量産開始となり、第二工場の建設も予定されています。また、阿蘇くまもと空港の国際線の便数が過去最高の週43便となるなど、熊本は「世界に広がる」存在となりつつあります。

半導体関連産業の集積とともに、県全体における発展を実現していくためには、県民の皆様の間に存在する渋滞問題などの「見える不満」と、地下水保全などの「見えない不安」について着実に対応することが必要です。

このため、これらの解消に向け、私をトップとする渋滞解消推進本部と地下水保全推進本部を設置し、課題解消に向けた対策を検討して参りました。

渋滞解消については、特に渋滞問題が深刻である熊本都市圏に関して、市内の補助国道や県道を含めた道路管理の権限を有する熊本市と連携することが重要です。熊本市長とのトップ会談を重ね、3年間で30カ所の交差点改良等に着手することなど、具体的に渋滞解消に取り組む個別路線や交差点などを県と熊本市で決定し、昨年末に公表しました。

また、地下水の保全については、速やかに実施可能な具体的取組みから着手しており、水位と水質に関するモニタリング体制を昨年中に整備しました。

今後50年、100年先の、未来の熊本の更なる発展に向け、引き続き不退転の決意で取り組んで参ります。

2つ目のキーワードは、「人を育てる」です。

今、経済や国際交流の面では追い風が吹く状況にあるものの、本県は我が国が抱える共通の課題である少

子高齢化と人口減少に直面しています。

このため、今後あらゆる分野において、人材の育成・確保、すなわち「人を育てる」ことが重要です。そのためには「教育」と「福祉」の取組みを充実させていく必要があります。

このような課題認識のもと、「こどもまんなか熊本」推進本部、「くまもとで働こう」推進本部、外国人材との共生推進本部を設置し、全庁一丸となって取組みを推進することとしました。

引き続き、こどもたちがキラキラ輝けるような教育環境の充実・改善や、外国から熊本への人材の呼び込みなど、様々なケースに対応する取組みをしっかりと検討・実施して参ります。

これらの推進本部の取組み以外にも、熊本の基幹産業である農林畜水産物の更なる高付加価値化や、各地域の文化と連携した観光振興の推進等を目的として、昨年10月に食のみやこ推進局、観光文化部の設置といった組織改編も行なうなど、時機を逸することなく取り組んで参りました。

それぞれの課題や対応の方向性の整理が進んだことを受け、取組みを更に加速して参ります。

知事就任時、私は県政の最優先事項として、令和2年7月豪雨からの復旧・復興と「緑の流域治水」の推進を掲げました。

本年7月に発災から5年を迎える球磨川流域をはじめとする被災地の再生・発展に向け、改訂した「新時代共創復興プラン」のもと、被災された最後のお一人まで寄り添いながら、未来に夢を持てる地域を「共に創って」参ります。

また、その前提となる“命と清流をともに守る”「緑の流域治水」の取組みを、国や流域市町村等と連携しながら目に見える形で着実に推進し、流域全体の総合力で安全・安心を実現して参ります。

取組みの一つである新たな流水型ダムについては、昨年末、環境影響の最小化に向けた取組み、流域の森の現状や土砂・流木対策について、流域住民の皆様と確認し、広く周知しました。引き続き、県民の皆様の理解が更に深まるよう丁寧に説明を続けながら、国や

流域市町村と一体となって取り組んで参ります。

長年ダム問題に翻弄されてきた五木村については、「“ひかり輝く”新たな五木村振興計画」に基づき、新たな流水型ダムの建設地となる相良村については、村が掲げる「未来につなげるむらづくり」の実現に向けて、早期に振興策が目に見える形になるよう支援するとともに、関連する県事業も着実に推進して参ります。

また、水俣病問題については、歴史的な経緯も含め県政の最重要課題と認識しています。

公健法に基づく認定審査については、申請者個別の事情に丁寧に対応しながら、着実に進めます。

胎児性・小児性患者の方々には、お一人お一人の気持ちに寄り添い、御本人や御家族の希望を丁寧に汲み取りながら、日常生活の支援に取り組めます。また、水俣病犠牲者慰霊式後の関係団体との懇談においては、十分な意見交換の時間を確保し、皆様の御意見をしっかりと伺って参ります。

併せて、水俣・芦北地域の振興についても、第七次水俣・芦北地域振興計画に基づき、地元市町と一体となって着実に取組みを進めます。また、昨年6月に策定を表明した次期計画についても、地元市町の意見を丁寧に伺いながら、策定して参ります。

本県が持つ日本一の「伸びしろ」を最大限に引き出すためには、政策を考え、実行する県職員が現場に向き、県民の皆様の声に耳を傾け、県議会と共に、市町村や関係団体等と連携しながら、それぞれの強みを生かした政策・地域を「共に創る」ことが重要です。これが3つ目のキーワードです。

そして、このような取組みの積み重ねが、最終的に私が目指す「県民みんなが安心して笑顔になり、持続的で活力あふれる熊本」へとつながるものと確信しております。

共に創る「県民が主人公の県政」の実現に向けて、県議会及び県民の皆様の御理解、御協力の程、よろしくお願い申し上げます。

第2 令和6年度2月補正予算について

続いて、今定例会に提案しております議案の概要について、御説明申し上げます。

まず、令和6年度2月補正予算についてです。

国の経済対策に合わせた本県独自の物価高騰対策として、医療・介護・保育施設等への支援、国の支援対象とならないLPガス利用世帯・事業者への支援、生活困窮者やひとり親家庭への支援など、82億円を計上しています。

また、賃上げ環境の整備や渋滞・交通アクセス対策の推進など、611億円を計上し、国の経済対策に呼応した事業の総額は、693億円となります。

併せて、今後の執行見込みの精査による減額など、必要な補正を行っています。

これらにより、一般会計は563億円の増額補正となり、補正後の現計予算額は、9,304億円となります。

第3 令和7年度当初予算について

次に、令和7年度当初予算について御説明いたします。

1. 予算の基本的な考え方・概要

今回の予算は、昨年12月に策定した「くまもと新時代共創基本方針」を踏まえ、全庁一丸となり熊本県の飛躍に向け挑戦し、県民の皆様と共に「くまもと新時代」を創っていくことを目指し、各分野の施策を力強く推進、あるいは加速するように編成しました。

この結果、一般会計予算の総額は、8,448億円となります。

2. 予算の主な内容

続いて、歳出予算の主な内容について、「くまもと新時代共創基本方針」の柱に沿って説明いたします。

(1) こどもたちが笑顔で育つ熊本

第一に、“こどもたちが笑顔で育つ熊本”についてです。

まず、こどもを持ちたいという方々が不妊治療を受けやすい環境を整備するため、保険適用外の先進医療に対して新たに支援を実施します。

また、保育士養成施設を核とした保育士の魅力発信や、保育士・保育所支援センターによる潜在保育士の就業促進などにより、保育士の確保を図ります。

さらに、子育て世代の女性が自らのライフスタイルに合った就労・起業・キャリアアップができるよう、生活圏にある企業とのマッチングや、専門アドバイザーによる起業に向けた伴走支援などを実施します。

加えて、地域社会に貢献し、世界に羽ばたく志ある人材を育成するため、地域と力を合わせた県立高校の魅力化を進めるコーディネーターの配置や、地元企業等と連携した特色ある学びの実現に向けた学習環境を整備します。

併せて、教員業務支援員を公立小・中学校、県立学校の全校に配置し、教員の負担軽減を図り、先生が児童生徒に向き合うことに注力できるようサポートして参ります。

(2) 世界に開かれた活力あふれる熊本

第二に、“世界に開かれた活力あふれる熊本”についてです。

まず、国際交流の進展や地域・経済の活性化につなげるため、海外向けの広報を強化するとともに、県内在住外国人への情報発信を充実させます。

また、海外の大規模イベントでくまモンの露出や来場者と触れ合う機会を増やし、改めて海外におけるくまモンの認知度向上や関連商品の市場拡大、熊本への誘客を促進します。

本県における在留外国人数が過去最多となる中、多文化共生社会の実現に向け、市町村が課題を抱える防災、教育、子育て支援等の分野でコーディネーターによる伴走支援を行います。

また、地場中小企業が半導体サプライチェーンに参入できるよう、専門家による技術指導やビジネスマッチング支援を行うとともに、中小企業における、デジタル技術を活用した、業務プロセスの改善や新規ビジネスモデルの創出などの生産性向上に向けた取り組みや、脱炭素化の取り組みを総合的に支援します。

県南地域における、市町村が主体となり立地企業が連携して行う人材確保に向けた取り組みへの支援や、県内学生の職場体験研修の実施などにより、地域内就職

率の向上や離職率の低減を図ります。また、農業分野においては、市町村と企業等との交流会の開催など、県南地域への企業参入を加速し、県土の均衡ある発展を目指します。

「食のみやこ熊本県」の創造に向け、親元就農を含む農業の担い手確保・育成に取り組みます。また、農林畜水産業者や食品加工業者、観光業者など複数の関係者が一体となったコンソーシアムを組織化するとともに、6次産業化による高付加価値化、魅力発信等を支援します。

観光と文化の振興については、本県独自の文化を観光資源として磨き上げ、地域に根差す民俗・歴史等を活用したエコツアーや、伝統的工芸品の販路拡大等を実施します。

先に述べた渋滞解消に向けては、短期的な取組みとして信号制御の最適化を行うエリアの拡充や、交差点改良、右折レーンの延伸、バスベイ整備等を実施します。また、中期的な取組みとして、道路拡幅やバイパス整備など、道路ネットワークの整備を着実に推進します。さらに、長期的な取組みとして、熊本市圏3連絡道路の早期実現に向けた調査等を実施します。

（３）いつまでも続く豊かな熊本

第三に、“いつまでも続く豊かな熊本”についてです。

豊かな地下水は熊本県の宝です。地下水位をリアルタイムで確認できる体制を拡充するとともに、水質汚濁防止法に基づく河川・地下水の水質調査結果を迅速に分かりやすく情報発信します。併せて、有機フッ素化合物PFOS及びPFOAへの対応として、飲用井戸所有者等が行う水質検査への支援や県の分析体制の強化等を実施し、県民の不安払しょくにつなげます。

また、阿蘇地域における地下水涵養の取組みを持続可能なものとするため、草原などグリーンインフラの維持・保全活動を支援する仕組みを構築します。

さらに、人吉・球磨地域に、県による地域おこし協力隊を配置し、人材確保、産業・観光振興などの広域的な課題解決に取り組みながら、地域の核となる人材となり新たな移住者を呼び込むような仕組みづくりにも取り組みます。

加えて、県民誰もが活躍できる社会づくりに向け、障がい者の意思疎通を総合的に支援するための拠点を設置し、情報通信技術を利用する機会の拡大や、その活用能力の向上を図り、障がい者の自立支援と社会参加を促進する取組みなどを進めます。

（４）県民の命、健康、安全・安心を守る

第四に、“県民の命、健康、安全・安心を守る”についてです。

まず、熊本地震及び令和2年7月豪雨で甚大な被害を受けた被災市街地の一日も早い創造的復興に向け、益城町における土地区画整理、来年度中の全線供用に向けた県道熊本高森線の4車線化及び人吉市青井地区における土地区画整理や国道445号の道路拡幅を着実に推進して参ります。

また、急なケガや病気をした際に電話相談できる救急安心センターについて、24時間対応できるよう体制を拡充し、県民の安全・安心や適切な医療の提供につなげます。

さらに、ストーカーやDV等の被害者への保護対策カメラ設置、人口増加が進む地域への防犯カメラの設置などにより、人身安全対策、犯罪抑止対策を強化します。

併せて、サイバー空間を悪用した犯罪や、いわゆる「闇バイト」等の犯罪に対する捜査活動の高度化、電話で「お金」詐欺などの被害防止対策にも取り組みます。

第４ その他の議案について

予算の概要については、以上です。

このほか、今定例会には、各種条例案件や、工事関係、専決処分の報告・承認案件なども併せて提案しております。

なお、今会期中には、人事案件についても追加提案する予定です。

これらの議案について、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

代表質問の概要

(代表質問) 令和7年3月5日



自由民主党 瀧上陽一



1 木村県政1年の振り返りと総括

質問 1年前、木村副知事は、蒲島知事が生み出されたよき流れを継承し、さらに発展させることを目指して、知事選挙への出馬を決断された。熊本県では、今、TSMC社の菊陽町進出を契機として、産学官一体となつての半導体産業集積が進展することで、巨大な経済効果が生まれることが期待されている一方、それから派生する様々な課題が指摘されており、県民の懸念解消のための対応が求められている。一方で、全国共通の課題である地方創生の推進や物価高騰への対策に加え、令和2年7月豪雨からの創造的復興、緑の流域治水、水俣病問題など、固有の課題にも引き続き対処していかなければならない。知事の熊本を思う情熱を形にしていくためには、県庁全体が一丸となって効果的な政策を着実に実行していく必要があり、そのためには、県職員の存在や役割に対する客観的かつ正当な評価と職員が積極的に仕事に取り組むためのよき動機づけが大変重要。その上で、今日までの10か月間に感じてこられたこと、職員への思い、そして、これからの熊本県政をどのような哲学と気構えを持って運営、推進していこうと考えておられるのか、知事に尋ねる。

答弁(知事) 私は、行政が果たすべき根幹的な役割は、教育と福祉にあると思っている。今後は、熊本の将来を担う子供たちや子育て世代、さらには高齢者や障害者、皆様がきらきらと輝き、学びや生活ができる環境、社会づくりを進めてまいる。私が目指す熊本を実現するためには、職員に、失敗を恐れることなく、伸び伸びと何事にも挑戦しながら、日々の業務に取り組んでもらうことが重要と考えている。多様な職員が活躍できて、働きやすく、自分の考えやアイデアを気軽に上司に相談できる風通しのよい職場をつくっていく。また、政策推進に際しては現場主義を大事にして、職員が働きやすい環境の下で、現場の声も踏まえ、県民と一緒に人づくりにつながる創意工夫に富んだ政策を立案、実行していくことで、子供や若者が、ひいては県民みんなが笑顔になり、持続的で活力あふれる熊本の実現に努めてまいる。

2 各推進本部の総括と今後の取組

(1) 地下水保全推進本部

質問 地下水保全推進本部では、現在、熊本の地下水の量及び質を確実に保存していくための様々な取組が進められている。そうした中、昨年12月、JASM第1工場が本格稼働を開始し、続いて今年第2工場の着工も予定されているが、半導体工場では大量の水を使用することから、県民の間には、依然として地下水の減少や排水の質について不安視する声が上がっており、県では、そうした不安や懸念を解消するための対応を強化していくことが必要。そこで、地下水保全推進本部のこれまでの歩みと今後実施を予定している取組について、環境生活部長に尋ねる。

答弁(環境生活部長) 県では、地下水かん養、地下水取水量の削減、水質調査、環境モニタリング等、地下水の量と質の問題解決に向けて様々な取組を進めている。また、有機フッ素化合物PFOS、PFOAについては定点調査を実施、指針値等超過事案の原因調査を進めている。さらに、地下水のリアルタイム配信や半導体関連企業集積に伴う地下水への影響シミュレーション、水質調査結果等の公表、地下水保全取組のショート動画等のSNS発信を行っている。今後とも地下水の量と質の保全に全力で取り組むとともに、地下水に関する正しい情報を積極的かつ効果的に発信し、県民の皆様の不安の解消に努めてまいる。

(2) 渋滞解消推進本部

質問 熊本都市圏では交通渋滞が顕著で、県民の日常生活や経済活動に深刻な悪影響を及ぼしていることは明らか。県・市調整会議では、特に大きく交通状況が変化している熊本市東部とセミコン周辺を含む熊本都市圏北東部エリアをターゲットとして、年内を目途に渋滞対策の方向性を示すとともに、短期対策として具体的箇所を公表することとされた。そこで、①県・市調整会議で合意し公表された対策については直ちに具体策に着手し、できるだけ早く県民に変化を実感していただくことが重要であるため、現在の取組状況について、②交差点改良など短期的な対策だけでなく、将来の熊本都市圏の交通の姿を見据えた抜本的な対策が重要であるため、中長期的取組の方向性について、以上2点、亀崎副知事に尋ねる。

答弁（亀崎副知事） ①車の流れを円滑にする取組として、信号制御と連携した交差点改良を進めている。ピーク時の交通分散の取組としては、昨年9月に県と熊本市の職員4,000人が時差出勤等を実施。さらに、車から公共交通への転換を促す取組として、公共交通の重要性やその社会的便益について周知を図るとともに、公共交通を利用しやすい環境整備にも取り組んでいる。②道路施策では、熊本市圏3連絡道路計画の具体化や熊本西環状道路、中九州横断道路などの高規格道路の整備促進を図るとともに、国道や県道の主要な幹線道路についても、計画的、重点的に整備を進めている。公共交通施策については、バスやJR、電鉄電車の活用を促進、公共交通へのさらなる転換を進める。熊本市圏の渋滞対策については、周辺自治体とも連携し取組を行うとともに、第2回渋滞解消推進本部において都市圏全体の渋滞解消に向けた方針をお示しする。今後も、国や警察本部、交通事業者など関係機関と緊密に連携し、渋滞対策に全力を尽くしてまいります。

（３）「こどもまんなか熊本」推進本部

質問 知事は、県政の最重要課題の一つに「こどもまんなか熊本」の実現を掲げ、自らをトップとする全庁横断組織として推進本部を立ち上げ、計画策定や関連施策の推進に当たってこられた。私も「こどもまんなか熊本」を実現して、人口減少、少子化に歯止めがかかることを願ってやまないが容易なことではない。そこで、県は、今後5年間の計画期間において「こどもまんなか熊本」の実現にどのような方向性で取り組むのか、それに向け、来年度はどのような分野に重点を置き、いかなる施策を展開し、どのような成果を上げようとしているのか、健康福祉部長に尋ねる。

答弁（健康福祉部長） 「こどもまんなか熊本・実現計画」の策定後は、来年度からの5年間でこれらの課題に着実に対応していくことが重要であり、幼児教育・保育の質の向上やこどもたちの学びを支える環境づくり、結婚、妊娠、出産、子育てを望む方々の希望の実現などに向けた各種施策について、各部局が連携して進めてまいります。来年度中には県内全ての市町村でこども計画が策定されるよう、引き続き市町村と連携し、試行錯誤の取組の中から生まれてくる成果を、県内自治体間

で横展開し、広げていけるよき流れが生まれるよう取り組んでまいります。こども、若者がきらきら輝き、県民の皆様が家庭や子育てに夢を持てる「こどもまんなか熊本」が実現され、その結果、少子化、人口減少の流れを変えることにつながれるよう、全庁挙げて全力で取り組んでまいります。

（４）「くまもとで働こう」推進本部

質問 人材の確保は地域の活力の源であるが、一方で少子高齢化による生産年齢人口の継続的減少は、受け止めなければならない厳しい現実でもある。県民生活の安定や県経済成長のためには、特に人手不足が深刻とされる建設、運輸、医療、福祉をはじめ、各分野における人手不足解消が不可欠。こうした中、県は、知事をトップとする「くまもとで働こう」推進本部を設置されたが、これまでの経過と今後の人材の確保、育成にどのように取り組んでいくのか、商工労働部長に尋ねる。

答弁（商工労働部長） これまでの本部会議では、深刻な人手不足の現状の共有や課題整理を行い、今後の施策の方向性を議論してきた。まず、来年度、新たに企業が女性採用に必要な職場環境整備を学ぶセミナーや女性向け地域別合同企業説明会など、子育て等で現在就労していない女性が働ききっかけづくりに取り組む。また、ブライツ企業の普及拡大に加え、職業訓練やリスクリング等を通じて潜在的な労働力の掘り起こしも進める。県内就職率向上に向け、県内高校生等に対し、各産業で働く魅力を伝えるとともに、マッチングの機会創出に取り組む。一方で、製造業の生産現場等のDX推進に必要な機器整備による省力化や介護の現場におけるテクノロジー導入による勤務環境改善など、事業者支援を強化してまいります。

（５）外国人材との共生推進本部

質問 県内在住の外国人数は増え続けており、今や外国人材は必要不可欠な労働力である。私は、外国人住民に最も近い存在である市町村が外国人の方々に寄り添い、支えていくことが最も大切で、今後より一層市町村や受入れ事業者と議論をしていくことが必要と考える。そこで、県は、知事を本部長とする外国人材との共生推進本部を設置されたが、これまでの経過と、今後、市町村や受入れ事業者が必要とする支援策をどのように強化しようとするか、知事公室長に尋ねる。

答弁（知事公室長） 県ではこれまで2回、本部会議を開催、地域や各産業における課題や優良事例共有と取組の方向性を示したところ。そこで、新年度から、多文化共生推進に意欲のある市町村に寄り添った伴走型支援として、経験豊かなアドバイザーがモデル地域に寄り添い、課題の掘り起こしや人材育成など、地域の特性に応じた課題解決を支援する取組を県内全域へ波及させる仕組づくりを推進する。また、外国人材を受け入れている県内事業者や技能実習生を支援する監理団体等が行う地域文化・伝統行事体験、住民との交流事業などに助成を行い、外国人材が地域社会へ溶け込んでいけるよう支援するほか、外国人材と地域が触れ合う交流イベントを開催し、日本人の友達づくりや地域への定着促進を図ってまいる。

3 半導体関連産業の集積に向けた取組と熊本版サイエンスパーク

質問 県内ではJASME第1工場が稼働後、半導体関連企業のさらなる集積が進んでいるが、この勢いをいかに持続させ、発展させるかが重要。その次なる展開として熊本版サイエンスパーク創設は、極めて大きなインパクトを与えるものと考え。本県における企業集積はもちろん、有能な人材が多数集まることにより、競争力を持つ産業の基盤構築を目指すビジョンの作成及びそれを実現するための迅速で的確な行動が必要。そこで、①今後、半導体産業を県経済の成長と活性化の起爆剤にしていくために必要不可欠な関連企業の集積や地場企業の活性化にいかにして取り組んでいくのか、②現在検討されている熊本版サイエンスパークについて、どのようなものになると考えておられるのか、以上、2点、知事に尋ねる。

答弁（知事） ①県では、これまで、半導体の3次元積層実装技術の確立に向けた熊本大学と地場企業の産学連携、大手半導体企業との技術マッチングなどに取り組んできたが、令和7年度からは、専門家の技術指導などによる半導体産業への新規参入支援のほか、セミコン台湾など国内外の展示会で地場企業と協同して技術力をPRし、取引拡大を後押ししてまいる。②熊本版サイエンスパークが目指す姿は、単なる企業集積ではなく、大学や研究機関も立地することで、産学金官連携によ

るイノベーション創出や、人材育成、供給が持続的に行われる場を想定している。まずは、セミコンテクノパーク周辺から熊本版サイエンスパークを展開し、熊本が先陣を切って新生シリコンアイランド九州の実現をリードしてまいる。

4 食料・農業・農村基本法の改正等を踏まえた本県農畜産業の振興

質問 国は、農政の憲法とされる食料・農業・農村基本法を、同法制定後初めて改正し、現在、基本的な施策の具体的な方向性を示す食料・農業・農村基本計画の議論が進められている。一方、本県では新たに食のみやこ熊本県の創造を提唱されており、私も知事が真っ先に掲げられている人、すなわち担い手の確保、育成こそが最も重要と考えている。農業の持続的発展、継続のためには、環境に優しく環境への負荷を軽減した取組も不可欠で、農業を魅力ある産業にし、農業者の意欲向上と地域活力創出による農業のさらなる活性化が必要。食のみやこ熊本の実現こそが、活性化に必要な好循環を生み出し、本県農畜産業の飛躍につながるものだと考える。そこで、国の基本法改正や基本計画の策定等の動きを踏まえ、県として、今後具体的にどのような農畜産業の施策に取り組んでいかれるのか、知事に尋ねる。

答弁（知事） 本県の農畜産業を稼げる産業として更に発展させていくため、私は、「食のみやこ熊本県」の創造を県政の重要目標に掲げ、その実現には、今般の食料・農業・農村基本法改正の主眼である食料安全保障の確保にもつながる、「担い手の確保・育成」、「環境に優しい農業の推進」、「農畜産物の高付加価値化」の3つの取組が欠かせないものと考えている。現在、県の農畜産物の高付加価値化や販路拡大を進めていくための「食のみやこ熊本県」創造推進ビジョンの策定を進めており、2月には食に関わる各分野の方々に参画いただき、有識者会議を開催、農業者の所得向上に向けた経営の学びやブランド戦略の重要性などについての意見があり、稼げる農畜産業につながる議論が展開されている。今後とも、こうした取組を軸に、県民の命と健康、そして環境を守る農畜産業が、本県の基幹産業、最大の産業としてさらに飛躍するよう、取り組んでまいる。

5 インバウンド観光客の地域間格差

質問 2024年の本県の昨年の1年間の外国人宿泊数は、円安、国際線定期便の就航数増加、TSMC進出等の追い風を受け、過去最高を記録、インバウンド絶好調と言ってもよいのではないかと思います。これは「県全体で見た場合」あるいは「地域を限定した場合」という注釈がつくと感じる。現在一部地域に限られているインバウンド観光客を県内全域に誘客することは、TSMCの経済効果を県内全域に波及させることと同様に重要であるが、郡部の関係者にとってはその効果的な手段が見えないのが現実である。最近のインバウンド観光の広がりを考えると、数多い観光資源を新たな外国人観光客獲得に向けたツールとして大いにアピールすべく、県が市町村や観光事業者と一緒に知恵を絞っていただくよう期待する。そこで、県として今後どのようにインバウンド観光客の地域間格差の解消に取り組んでいかれるのか、観光文化部長に尋ねる。

答弁（観光文化部長） 本県では、「熊本でしか体験できない」、「熊本でしか味わえない」という“くまもと”ならではの素材を発掘し、訪日旅行に関心を示す個人客に熊本を認知してもらうための施策を展開している。具体的には、最重点市場と位置づける台湾に観光レップ、いわゆる現地代理人を置き、現地の嗜好、ニーズに合わせた効果的な情報発信や商品づくりを実施している。引き続き、観光レップのマーケティング力、営業力を生かしながら、個人客への情報発信、県内周遊の取組を進めてまいる。また、熊本地震から10年の節目となる令和8年夏には、JRグループとの連携により実施する熊本ディスティネーションキャンペーンに合わせ、県内各地の歴史、文化、食等の資源の掘り起こしや磨き上げを行うとともに、これら資源を生かしたインバウンド観光客向けの商品開発も進めてまいる。今後もインバウンド観光客の周遊・滞在促進への取組を積極的に進め、インバウンドのもたらす経済効果を県内全域に波及させ、地域経済活性化につなげてまいる。

6 学校における働き方改革の促進

質問 少子化や人口減少、急速な技術革新など、将来予測が困難な時代にあって、子どもたちの抱え

る課題が複雑化・困難化する中で、グローバル人材やGIGAスクール構想の実現など学校を取り巻く環境は大きく変化している。学校現場ではこれらに加え、全国的にも不登校児童生徒数の急増やいじめ重大事態の発生件数の増加、保護者や地域等からの期待への対応等により教職員の負担は極限に近づいており、学校の働き方改革の促進は喫緊の課題である。中央教育審議会の答申においても、学校、教師が担う業務の適正化の一層の推進やPDCAサイクル等に基づく学校の働き方改革の実効性の向上、教師の健康、福祉の確保、柔軟な働き方の推進などが求められている。熊本県の将来を担う子供たちによりよい教育を提供していくためには、学校の働き方改革を十二分に推進することを通じて、教職員一人一人が、持てる意欲と能力を最大限に発揮し、子供たちと生き生きと向き合って、その学びと育ちを支えることのできる環境整備が必要ではないか。そこで、今後、学校の働き方改革の促進についてどのように取り組まれるのか、教育長にお尋ねする。

答弁（教育長） 県教育委員会では、学校現場等の声を踏まえ、昨年11月に第2期公立学校における働き方改革推進プランを策定し、子供たちを最前線で支える教職員のウェルビーイングの向上を図るため、学校の働き方改革を促進することとしている。具体的には、採点業務のデジタル化などICTを活用した業務効率化をはじめ、学校問題解決コーディネーター等による学校だけでは解決が難しい事案対応への支援、中学校部活動の地域移行等を進めている。今定例会には、教員の負担軽減を目的に、これまで一部の学校のみに配置していた教員業務支援員の公立小中学校及び県立学校への全校配置や大規模校への教頭マネジメント支援員の配置など、教員を支援する人材を拡充する予算を提案している。さらに、県立学校の新たな校務支援システムの構築や県立高校・中学校入試へのWEB出願システム導入に係る予算も提案している。県教育委員会としては、教職員が生き生きと働き、子供たちの学びと育ちを支えることができる環境整備に向け、引き続き学校における働き方改革に全力で取り組んでまいる。

7 緑の流域治水（要望）



(代表質問) 令和7年3月5日

立憲民主連合 岩田 智子



1 水俣病問題の解決

質問 知事は、昨年12月25日に浅尾環境大臣と面会し、早期の水俣市訪問と十分な時間を確保した上で水俣病関係団体との意見交換を要望した。大臣からの時期の明言はなかったとのことだが、知事本人は水俣に行き、関係団体との意見交換や思いの共有はされているのか。知事が大臣より先に動くべきではないかと思う。被害者たちはこの熊本に存在し、いまだに苦しみ続けている。熊本県知事こそが、水俣病被害者と水俣市など被害地域と正面から向き合い、水俣病問題の解決への道筋をつけるべきではないか。「くまもと新時代共創基本方針」に挙げられている水俣病問題への対応と照らし合わせ、①国の進める健康調査の準備、検討に対する県の見解、②今後、時間を確保した上で、水俣病関係団体と意見交換の予定はあるのか、③発展への光と影、再生への取組として水俣病関係の遺構群を水俣市活性化に生かす取組への援助の考え方、④知事の考える水俣病の教訓は具体的に何なのか、以上4点を知事に尋ねる。

答弁(知事) ①健康調査については、平成21年の特措法で国が実施し、県はそれに協力すると明記された。現在は、国が、令和8年度からの実施に向け、健康調査の在り方を検討しているところである。県としては、実施される健康調査が地域住民に受け入れられるような客観性、納得性の高い調査となるよう、その検討内容を注視しながら、国に対して必要な協力を行ってまいり。②慰霊式後の関係団体との懇談について、これまで国主催で実施されていたものを国、県の共催として、大臣とともに、私も皆様としっかりと意見交換を行いたいと考えている。③県では、水俣病の原点である百間排水口の老朽化した扉の新調に取り組んでいる。扉の設置後は、デジタル技術を活用し、工場排水が流されていた当時の様子を再現するなど、百間排水口を活用した情報発信にも取り組んでまいり。④教訓としては、「我々も含めた命の源である自然環境が一旦破壊されると、その復元には多大な時間と費用を要するということ」、「様々な行政課題について迅速な初期対応が肝要である

ということ」、以上に加えて、私のモットーである現場主義も水俣病の大切な教訓の一つだと考えている。水俣病問題は、県政の最重要課題であり、引き続き、丁寧・着実な認定審査の実施、患者、被害者と御家族の方々の安心・安全な暮らしの確保、そして、差別や偏見の解消、水俣・芦北地域の振興など、地元自治体としっかり連携しながら、県庁一丸となって、全力で取り組んでまいり。

2 インクルーシブ教育の推進

質問 障害者権利条約では、原則的に障害を理由とするあらゆる差別は禁止されている。分離教育は差別であり、排除・制限に当たる。教育制度は個人のニーズに合わせるべきであり、個人を制度に合わせることでないとも規定されている。このため、障害者権利委員会では、総括所見で、日本政府に対し、分離特別教育の廃止、特別支援学級の生徒が半分以上の時間を普通学級で過ごすべきではないとする文科省通知の撤回などを喫緊の課題として勧告した。県では、インクルーシブ教育検討委員会が開かれ、今協議がなされているところだが、そこで出た意見の中には、インクルーシブ教育の目的は、それぞれの生徒に応じた学びの場を得られるようにすること、高校は義務教育ではないからなど、立ち止まるような意見が出た。知事は、①インクルーシブ教育についてどう考えているのか、②特別支援学級や学校ではない地域の公立学校に行き、地域の仲間たちとともに学び合いたいという子供たちが笑顔で学校に通えるようにするために、どのような配慮をすべきと考えているのか、以上2点を尋ねる。

答弁(知事) ①私は生まれつき左手に障害があり、そういった経験からも、障害がある人と障害がない人が共に生きることで、様々な学びがあると理解している。インクルーシブ教育とは、障害の有無にかかわらず、全ての子供が学びたいと自ら望む場で豊かに学ぶことができ、自分の可能性や持てる力を最大限に発揮できる、そして伸ばせる教育であると考えており、その熊本流の特別支援教育の充実を図って、インクルーシブ教育を推進していきたいと考えている。②県教育委員会では、特別な支援が必要な子供が地域の学校や希望する学校で安心して学べるよう、県立高校に特別支援

教育支援員や介護福祉士、看護師を配置し、加えて、小中学校で実施されている通級による指導を、平成30年度から県立高校にも導入している。また、県立特別支援学校6校の高等部を近隣県立高校に配置しており、学校行事に加え、日常的な授業などでも交流を深められるようにしている。さらに今後、本県のインクルーシブ教育をより一層推進していくために、外部専門家などによる検討委員会の設置を私から県教育委員会に依頼し、昨年12月からこれまで2回開催したところである。今後も、障害の有無にかかわらず、全ての子供たちが自分の可能性や持てる力を最大限発揮でき、将来の夢の実現に向けて、共に学び合えるインクルーシブ教育の充実に取り組んでまいらる。

3 長期欠席やその他の理由で学校での健康診断を受けられない児童生徒への支援

質問 長期欠席等の児童生徒は、ほとんど学校での健康診断を受けていない。また、様々な理由で不登校になった児童生徒にとって、健康診断のために学校に行って、集団で受診をするというのは非常に困難だと思われる。長期欠席が続くと、体重急増が顕著な例が多いと聞く。そこで、健康診断の果たす役割についてどのように認識しているのかを踏まえ、県としての適切な対応の現状について、教育長に尋ねる。また、より広域的な解決策として、県全体で健診のための予算の確保や県医師会との連携などが必要ではないかと考えるが、この点に関する考えを、併せて教育長に尋ねる。

答弁（教育長） 学校での健康診断は、児童生徒の健康の保持増進を図る目的で行われるものであり、全ての児童生徒が健康診断を受ける機会を確保することは大変重要と考えている。各学校では、定期健康診断の実施日に受診できない児童生徒に対応するための予備日を設定する等、また、学校医や学校歯科医の診療所等でも随時健康診断を受けることができるようにするなど、児童生徒に寄り添った、できる限りの対応を行っている。次に、広域的な対応策については、まずは長期欠席等の児童生徒の健康診断の受診状況や課題等を把握するとともに、引き続き、各市町村教育委員会等をはじめ、県医師会や県歯科医師会等とも連携を図り、児童生徒が安心して健康診断を受けることが

できる環境づくりに向けて取り組んでまいらる。

4 児童養護施設の子どもの安心安全を守るための県の取組

質問 親の虐待などで一時保護され、身の安心安全を保障するために入所する児童養護施設で、施設職員による性虐待など、再び子供の安全安心が脅かされるということは、県内のどこの施設でも起こり得る問題として、県として問題意識を持ち、しっかりと対処をしていく必要があると考える。被害を受けた子供たちは、日々成長していくが、性被害が心の成長に非常に影響を与え、苦しみ続ける場合が多いことを考えると、このようなことは起こしてはならない。県内の児童養護施設などに措置される子供たちの安心安全を守るため、また、健やかな成長を保障するため、①県は施設内での虐待が疑われる事案が発生した場合、子供たちからの声を聞いているのか、②社会福祉審議会などへの報告は行われているのか、③報告をされているのであれば、審議会などからの意見も踏まえ、県として、再発防止などにどのように取り組んでいるのか、以上3点を健康福祉部長に尋ねる。

答弁（健康福祉部長） ①被害、加害の関係にある児童、職員だけでなく、関係する全ての児童や職員から聞き取り調査を行い、事実関係の確認を行う。この調査により虐待の事実が確認された場合、施設に対して、関係者の処分、職員への研修、施設や運営法人における組織体制の見直しなど、再発防止のための取組を求める。また、その後、その取組が確実に実施され、改善が図られているか確認を行う。②虐待の疑いがあるとして県に通告があった全ての事案について、県社会福祉審議会児童福祉専門分科会審査部会に報告し、専門的な見地から再発防止に向けた対応に関する御意見をいただく。③審査部会での御意見を踏まえ、児童養護施設等で組織されている熊本県養護協議会とも協議の上、県と熊本市で共同して虐待の未然防止を目的とする研修を、施設の運営責任者だけでなく、子供たちと直接関わる全ての職員を対象に開催している。県としては今後も、このような取組を通して、児童養護施設等で生活する子供たちが、安全に安心して健やかに成長できる環境の確保に努めてまいらる。

5 「熊本の宝」である水、熊本ブランドの水を守る県取組

質問 熊本の水を守る取組は、これまでも重要視されてきたが、ここ最近では、熊本市北部の井戸や宇土市による廃棄物最終処分場、井戸などから有機フッ素化合物PFASの中の2種、PFOSとPFOAが指針値を超えて検出されるなどに伴い、私のところには、県民の皆様から、熊本の水についての見えない不安から様々な声が届いている。具体的には、①PFOS、PFOAが暫定指針値を超えて検出された場合の住民への説明や対策、②半導体工場の排水基準や県の浄化センターの水質基準にPFASは対象外だが、継続的なモニタリング調査が必要ではないか、③PFASなどの化学物質に対する対応、④建設予定も含めた水源近くにある廃棄物最終処分場のPFASの確認の必要性、⑤誘致企業に対して、県は対等な関係での情報交換はできているのか、などである。そこで、このようなPFASなど化学物質や地下水の量に対する県民の様々な見えない不安の解消に向け、どのように対応されていくのか、また、そのことを県民の皆様にとどのように伝えていくのか、知事に尋ねる。また、①熊本地域地下水総合保全管理計画の次期計画の策定を1年延期された理由、②目標値算定の基礎となる水収支算定などの進捗状況や今後のスケジュール、地下水量の現況、また、行政、企業、団体、住民等の協議をどのように進めていくのか、環境生活部長に尋ねる。

答弁（知事） 本県の地下水は、熊本都市圏100万人の生活と産業を支えるかけがえのない県民の宝である。半導体関連企業の集積に伴い、県民の皆様の間に見えない不安があることから、私をトップとする地下水保全推進本部を設置し、県内全域の地下水量と水質の課題解決に向け取り組んでいる。特に、セミコンテックパーク周辺における地下水の量と質の見える化に向け、まずは水量について、地下水位をリアルタイムで確認できる体制を昨年12月、まず2か所整備した。また、水質については、法令等に基づき、規制物質を対象に、関係機関が連携して監視を徹底するとともに、迅速な結果公表に努めている。①市町村等と連携し、水質調査を実施した結果、計6か所で指針値超過

が確認されたため、まずは周辺の地下水利用者に飲用を控えるよう注意喚起を行った。②規制外物質についても、令和5年8月からセミコンテックパーク周辺の河川や地下水の環境モニタリングを実施している。③この取組では、JASMが使用するPFAS類3物質を含む化学物質1万種類以上や金属類18種を対象に、新たな工場の稼働前後で変化がないか確認している。④今年度は、さらに本県独自に廃棄物最終処分場の調査も実施した。⑤誘致企業との情報交換については、様々な事柄について、私を含めた各レベルで立場を超えて率直に意見交換を重ねている。県では、これらの取組を通して、県民の安心につなげ、熊本の豊かな自然環境、生活環境を守り、地域社会を持続可能なものとして将来に引き継いでまいる。

答弁（環境生活部長） ①次期計画策定を1年延期した理由は、地下水の将来予測に関して、半導体関連企業の進出や周辺開発の状況をできる限り正確に捉える必要があり、その作業に要する時間を確保するためである。②現在、熊本大学等との連携により構築したシミュレーションモデルを活用し、必要な地下水の将来予測を行っている。スケジュールとしては、来年度の前半を目途に計画素案を策定し、パブリックコメントなどを経て、来年度末の公表を目指している。策定に当たっては、企業や住民など皆様の声を、より身近で把握している市町村としっかりと協議し、様々な意見に耳を傾けてまいる。

6 公益通報制度における通報者の保護

質問 本県では、一昨年9月、旅行助成金の不適切受給があったとして、職員がマスコミ等に通報した事案があった。最近では、公務員による公益通報案件が見られるようになった。このような勇気のある行動を阻止しないためにも、通報者の保護は大変重要な社会的問題であると、改めて認識している。そこで、公益通報制度における通報者の保護について、知事はどのように考えているのか尋ねる。次に、熊本県における職員の通報の実態と相談体制、通報を受けた場合の処理体制をどのように整備しているのか、また、県には外部の相談窓口として外部調査員がいるが、その選任について、どのように第三者性を担保しているのか、あ

わせて総務部長に尋ねる。

答弁（知事） 県の内部通報に関する要綱の中で、内部通報をした職員は、通報したことを理由に不利益な取扱いを受けないこと及び内部通報した職員を特定するための調査を行ってはならないことを定めている。引き続き、通報者の保護が図られるよう、公益通報制度の趣旨に沿って適正に運用してまいる。私は、知事選挙のマニフェストの中で、職場における各種ハラスメントの防止を徹底することなど示している。県庁がこれまで以上に県民から信頼される組織となるよう、私自身が先頭に立ち、職員が自由闊達に意見を述べ合い、指摘し合える風通しのよい職場をつくってまいる。

答弁（総務部長） 知事部局では、平成18年度に要綱を策定し、現在まで29件の通報を受け付けており、その調査結果等をホームページに掲載している。公益通報の相談体制については、各部の政策調整審議員等が公益通報委員として組織内部の窓口となり、弁護士が外部の窓口を担っている。通報を受けた場合、通報者と利益相反関係のない公益通報委員らが調査し、通報者の個人情報等は守られる。外部の弁護士については、要綱に基づき、公平な立場で職務を遂行できる方を選任している。県としては、職員がこの制度を信頼し活用できるよう、広く周知してまいる。

7 核兵器廃絶・世界の恒久平和を希求する熊本県宣言

質問 ノーベル平和賞を受賞した日本被団協は、被爆当事者による核兵器のない世界を目指し尽力され、核兵器が二度と使われないように証言を通じて示されてきた。県議会は、平成13年3月22日に核兵器廃絶・世界の恒久平和を希求する熊本県宣言に関する決議文を採択している。さて、お出かけ知事室での核兵器禁止条約についての質問に、知事は、国の政策でもあり答えられない、軍事や武力がないと平和は維持できないという立場である、核兵器のない地球、戦争のない世の中をつくりたいと答えたが、どういうふうにそんな世の中をつくりたいのか、知事としての平和に対する考えや、この宣言についての認識を尋ねる。

答弁（知事） お出かけ知事室での私の発言は、国民の安全確保と平和の維持のために自衛力の保持

は必要であるという観点に基づくものである。しかしながら、核兵器や戦争のない世界をつくりたいという思いは、平成13年3月に、この熊本県議会で決議された「核兵器廃絶・世界の恒久平和を希求する熊本県宣言」と私も同じである。日本は世界で唯一の被爆国であり、戦後80年に当たり、改めて私たちは核問題に真摯に向き合い、世界中に核兵器の惨禍を訴えながら、核兵器のない平和な世界の実現に向けて努力していく必要があるという思いを私も強くしているところである。

8 熊本とオランダとの交流促進

質問 日本とオランダとの交流は、今年425年になるが、熊本県とオランダも強いつながりがある。世界遺産登録となった三角西港を設計したのはオランダ人の水理工師ローウェンホルスト・ムルドルであり、千円札の北里柴三郎は、西洋医学校でオランダ人軍医コンスタント・ゲオルグ・ファン・マンスフェルトに師事し、ここで医学の道に目覚めることになったと言われている。昨年、オランダ人画家ジョン・ニランド氏が来熊され、不知火美術館で、展示会や子供たちとのワークショップが開かれるなど、オランダと熊本は、文化や産業、教育などの分野で深いつながりが続いている。そこで、今後も熊本とオランダのつながり、交流を深めるために、何か考えはないか、特に、観光と文化の視点で知事に尋ねる。

答弁（知事） 本県とオランダのつながりは、議員御紹介の事例のほか、平成25年3月に策定した「くまもと県南フードバレー構想」がある。これは、オランダのワーヘニンゲン市周辺に位置するフードバレーと呼ばれる食品関連産業の集積地やイノベーションクラスターの考え方を参考に構想を練り、事業を展開したものである。さらに、一昨年6月には、オランダの半導体イノベーション使節団が表敬訪問され、半導体等の各分野での協力関係の強化について意見を交わした。また、観光・文化面でも、本県を舞台とした映画「骨なし灯籠」がオランダの映画祭で観客賞3位を受賞され、オランダにおける本県の認知度向上につなげていただいた。県としても、オランダとの交流がさらに深まるよう、くまもと日蘭協会をはじめとする民間の活動を応援してまいりたいと考えている。



(代表質問) 令和7年3月6日

公明党 城下広作



1 知事就任1年目に当たり知事の重み

質問 知事は選挙で大勝利された直後から県下全域を廻り、良き流れを作ろうとされてきた。昨年末、新しい県政運営の基本指針「くまもと新時代共創基本方針及び総合戦略」を打ち出され、知事の目指す政治と理解する。年初の職員への挨拶で「世界に広がる、人を育てる、共に創る」の三つがキーワード。アジア、九州に向かって開けることが本県の未来の勝ちパターンと展望された。本県は100年に一度のビックチャンス、一方、経済的影響や大型災害等、県政に関わる課題は山積している。そこで、就任2年目の県政運営に対する思いと知事職の重みについて知事の考えを尋ねる。

答弁（木村知事） 就任後、「現場主義」を掲げ、昨年12月「くまもと新時代共創基本方針」を策定。TSMC進出を生かした「世界に広がる」熊本の存在を確固なものとし、教育と福祉の取組を充実し、人づくりを推進する。議会等と連携し、強みを生かした政策・地域を「共に創る」ことを進め、就任2年目は基本方針に基づき、取組を加速化する。知事職の重みは副知事とは全く違う責任の重さ、県民の期待の大きさを痛感。課題山積の中、自ら決断し県民と共に歩み、耳を傾け、共に県政を創ると感じてもらうことが重要と認識。適時適切に政策を実現し、県民の命と暮らしを守れるよう、緊張感を持って職責を全うしてまいる。

2 県職員の中途退職状況

質問 知事の思いの実現には、県職員の協力が欠かせないが、職員の状況を調べ、定員割れや中途退職者の多さに驚いた。昨年度、知事部局は自己都合退職者54名、勧奨退職者18名合計72名、教育庁は自己都合等退職者142名、警察本部は自己都合退職者54名、勧奨退職者など60名が退職され楽観視できない。知事部局は今後の施策の遂行に影響を及ぼし、教育庁は教員不足や採用試験の現状と合わせ深刻な問題で、警察本部は県民の安心・安全に直結する問題と思われる。警察職員の県民に対する負担率は全国的に非常に高く、増員を望む声は高まると予想される。中途退職者の現状にどの

様な認識を持ち、厳しい認識ならばどのような対策を取られてきたのか、今後の対応について知事、教育長、警察本部長にそれぞれ尋ねる。

答弁（木村知事） 自分らしく生きたい価値観や自分に合った環境でキャリアアップを目指す職業観が浸透し、魅力ある職場として採用方法を見直すため、次年度から中堅キャリア特別選考試験を創設する。また、SPI試験を大卒程度の行政職まで拡大し、長時間労働の縮減、カスタマーハラスメントの対応強化、パワハラ等への厳格な対応等、働きやすく風通しの良い職場づくりに取り組み、職員の活躍や頑張りを後押ししてまいる。

答弁（教育長） 教員の中途退職は学校運営に支障を来すため、現場の働き方改革を積極的に進める。メンタルヘルス対応も実施し、教員免許を持たない社会人対象の特別選考や大学推薦制度導入による一次考査免除制度の拡大、教員免許保持者で教職に就いていない方へのペーパーティーチャー講習会開催など、人材確保の取組も行っている。教員不足解消の取組や働き方改革を進め、働きやすい職場環境づくりに取り組んでまいる。

答弁（警察本部長） 休暇の取得促進や長時間勤務の抑制、業務効率化を進め、やりがいを持って働き続けられる職場環境の構築に努めている。新規採用に向け、仕事の魅力ややりがい、働きやすい環境への取組を発信し、受験者の関心が高まるよう努め、採用の上限年齢を35歳まで引上げるなど、職歴を有する方の採用にも力を入れている。

3 県職員の専門職確保

質問 行政執行や県民の安心・安全な暮らしを守るには、専門職や技術職員は重要な存在となる。昨年度は獣医師が16名程定員割れ、土木8名、農業土木11名が不足している。平成28年熊本地震、令和2年熊本豪雨では土木技術者が災害復旧に尽力されたが、復旧には測量コンサルタント業の発注者支援業務委託もあった。平成5年から災害復旧を中心に貢献されたが、技術者は人材難であり、県に常駐した分、民間企業で不足し、県職員が技術習得に携わる機会が薄れ、影響が出る恐れがある。そこで、任期付職員や発注者支援業務委託の依存度を下げ、県職員の土木技術者を増やすことが最善と考えるが、実現に向けた考え、専門職確

保について、知事の認識と対応を尋ねる。

答弁（木村知事） 獣医師は、今年度から通年募集に見直し、初任給調整手当支給月額を限度を引き上げる条例を提案している。総合土木職は、半導体関連産業集積に伴う取組や渋滞問題解消に向けた幹線道路の整備等の対応で増員を図る。任期付職員の一部の正職員への振替も、恒常的な業務を念頭に検討する。発注者支援業務委託は、緊急かつ大規模工事など、委託した方が効率的な工事に限定。近年、件数が増えたが、復旧の進捗に応じ、所要の水準に収束すると考える。県職員の技術伝承は、広域本部等での発注工事金額を引き上げ、業務の効率化を進める。求められる行政需要を見極め、獣医師や総合土木職など専門職の確保に取り組む。

4 T S M Cに関わる今後の対応

（１）「台湾貿易投資センター」開設に対する受け止めと第３工場誘致に向けての本気度

（２）熊本版サイエンスパークの実現や展開に当たっての考え方

（３）地場企業の参入

（４）下水処理施設への住民理解の取組

質問 （１）昨年末 T S M C の第 1 工場が本格稼働し、今年は第 2 工場の建設工事が開始する。知事は昨年 8 月、T S M C 本社や新竹のサイエンスパークなど視察され、第 3 工場誘致について直接意欲を伝えたが、「第 1、第 2 工場の円滑な推進があれば検討する」との発言に留まったと聞く。郭経済部長は昨年 9 月の県庁訪問時、台湾企業支援拠点は 9 割くらい熊本だろうと語られたが、2 月「台湾貿易投資センター」を福岡市に開設するとされ、大変驚いた。知事はどの様に受け止められたか、第 3 工場誘致の本気度を尋ねる。（２）今回「熊本版サイエンスパーク」実現の一步として視察されたが、実現・展開に当たっての考え方について尋ねる。（３）昨年 11 月、くまもと産業支援財団主催の半導体ビジネスの発展を目指した地元企業との協業説明会への招待企業は県と財団、J A S M の意見交換を経て J A S M が選定された。知事はどの様な感想を持たれているか。地元企業への配慮の考えを尋ねる。（４）セミコンテクノパーク周辺の排水を新たに下水処理施設の整備を進める検討を開始し、菊陽町・合志市・熊本市で説明会を実施したが、参加者は菊

陽町 43 人、合志市 37 人、熊本市 17 人と聞く。住民の理解を求める取組、今後の対応を尋ねる。

答弁（木村知事） （１）台湾貿易投資センター開設で企業進出が進み、熊本にもメリットがあると前向きに捉え連携していきたい。第 3 工場誘致はこれまでの姿勢に変わりなく、地元の理解を得られるよう、課題に迅速かつ丁寧に対応し、受入環境の整備に取り組む。（２）熊本版サイエンスパークは、産業集積と産業インフラの整備、他産業や環境にも配慮し、セミコンテクノパーク周辺から九州全体へ広げたい。（３）地場企業の参入は、状況の変化を追いながら、継続的開催に向け協議を続けていく。（４）特定公共下水道の整備は、都市計画決定の手続を進め、地元自治体等と意見交換し、説明会は周辺住民へのチラシ配布、新聞広告、県ホームページで広く周知し、参加者から処理方法や放流先に関する意見をいただき、都市計画案の公告・縦覧でも意見書を提出いただいている。公開開催した都市計画審議会で、意見と県の考えを説明し、計画の了承をいただいた。事業計画案や事業認可後の説明会で正確な情報発信と丁寧な説明をしていく。県民の期待と見える不満、見えない不安を受け止め、迅速かつ丁寧に対応する。

5 菊陽町の都市計画と県の関わり

（１）知の集積に県立技術短大の誘致

（２）J R 新駅設置に伴う豊肥線の複線化

質問 （１）菊陽町は 1 月「都市計画マスタープラン」を発表、3 月下旬頃に都市計画審議会に諮問する予定と聞く。「知の集積エリア」に県立技術短大を誘致し、4 年制大学の移行も視野に入れて欲しい。跡地は半導体関連企業に売却も考えられるが、県の考えを尋ねる。（２）都市計画区間では J R の新駅が設置される。県は J R 豊肥線の複線化を度々要望されてきた。三里木駅から原水駅先の入道水踏切区間は、複線化実行に条件の良い区間だが、複線化は区画整理事業区域への影響が予想され、実行の可否を早く決める必要がある。複線化実現に向け絶好の機会と捉え、町と協議を進め、J R に要望するとよいが、県の考えを知事に尋ねる。

答弁（木村知事） （１）県立技術短期大学の移転は、立地環境や移転の新たな建設費用を考慮した慎重な検討が必要で、あるべき姿について検討を

重ねてまいる。(2)複線化構想も輸送力強化に有力な手段の一つと考え、新駅の整備や原水駅周辺土地地区画整理事業、空港アクセス鉄道事業が進み出したタイミングで、ＪＲ九州と県及び沿線市町村がＪＲ豊肥本線全体の輸送力強化に、どのような手法が取り得るか検討を深め、関係市町と連携し、ＪＲ九州と協議を加速してまいる。

6 外国人の受入れと共生

質問 群馬県邑楽郡大泉町は「住民の２割以上が外国人の町」とあり、２月に視察した。昨年末現在、町の総人口４万１,６５３人のうち外国人は５５カ国８,８７１人、比率２１.３％と５人に１人が外国人であり改めて驚いた。外国人の増加で人口は概ね維持し、人口減少に歯止めをかける成功事例で、就労者を求める大手企業が存在が菊陽町や大津町の参考になると考えた。「日本人住民との関係や行政サービスの在り方」「教育環境や社会保障の状況」について、今では相互理解が進み、行政サービスは多言語対応、授業は日本語で、苦手な児童・生徒には支援学級等で対応、社会保障は就労し納税の義務を果たせば日本人と同じとのこと。また、子供が地域との共生に貢献していると知り感動した。町が県に望むことは、日本語教育の人材派遣に要する交付金で、言葉の壁の克服が「共生社会」の扉を開くカギと理解した。県の外国人への共生意識、多文化共生の在り方、今後の具体的な支援の在り方について、知事の考えを尋ねる。

答弁（木村知事） 県内の在留外国人は、急激な増加傾向が続き、県民の中でも多文化共生への関心が高まっていると実感している。外国人向け住民サービスの充実や住民同士の相互理解促進には、市町村の役割が極めて重要と考え、「熊本県多文化共生支援事業」で外国人の相談対応の支援を実施し、市町村にアドバイザー派遣事業を開始する。市町村や民間団体と連携して多文化共生を推進し、外国人材に選ばれる熊本を目指して取組を強化していく。日本人を含む全ての住民が働きやすく、暮らしやすい環境づくりを進めてまいる。

7 熊本都市圏道路渋滞対策

(1) 道路整備

(2) 時差出勤

質問 (1)昨年12月、県交通渋滞対策協議会は半導体関連工場周辺の交差点12ヶ所を、新たに「主要渋滞箇所」に選定した。県と熊本市は昨年末「県・熊本市調整会議」で３年以内に30か所の交差点を改良し、主要な渋滞箇所の約80カ所を10年以内に改善、公共交通機関の利用促進や時差出勤の拡充対策も推進すると発表された。昨日「10分・20分構想」の高規格道路３路線は、中・長期的な計画でと述べられたが、いつ頃完成を目指す想定か。(2)時差出勤は通勤時の交通混雑の緩和で、公共交通機関利用者は影響が少ないと思うが、正確な数字はどうか、車通勤者を対象に行うべきと思うが、時差出勤の在り方について、知事に尋ねる。

答弁（木村知事） (1)住民参加型の道路計画検討、併せて有料道路事業の活用も並行的に進めている段階で、現時点で完成時期の目標を示す段階にはない。熊本市と連携し早期の事業着手につなげる。(2)時差出勤の県庁参加者のうち約46%711人が車通勤、残りが公共交通機関利用者や自転車、徒歩である。県庁と熊本市役所全職員で取り組むことに意義があると考え、働きかけで理解も進み、実施につながった。今後もこの取組を県民運動として広げ、渋滞緩和を実現してまいる。

8 失われる農地の新たな確保の進捗状況

質問 昨年の代表質問で菊陽町、合志市、大津町、菊池市で農地法第５条申請により農地が164ha減少し、営農継続に向けた中山間地や山林など農地整備推進の必要性を訴えたが、年末までに用途変更した土地が75ha増え、更に増える予想され、８月にはＪＡ中央会、経済連等が「代替農地確保等による営農継続に関する緊急要請」を行われた。県は、菊池地域４市町の関係農家へニーズ調査し、マッチング支援に取り組んでいるが厳しいと聞く。営農継続に向けた代替農地確保の現状の認識と今後の決意を、農林水産部長に尋ねる。

答弁（農林水産部長） 全国でも事例のない短期間での林地を含む代替農地の整備に向け、県がモデル的に基盤整備に取り組む。市町村向けに基盤整備に関する手引書を作成し、候補地の広域的な調査など、農家に寄り添った対策を進めてまいる。

9 スフィア基準の対応

質問 内閣府はスフィア基準を参考に避難所運営指針を昨年12月に改定。1人当たり3.5㎡を確保▽飲料水と生活用水は1日最低15ℓ▽トイレは避難者20人当たり1基、女性用が男性用の3倍など「参考にすべき国際基準」とされるが、その後も被災者が密集するケースがあり、関連死の増加や心身への影響などが懸念される。県は、新規事業で避難所体制整備や県有施設の防災力強化策を計上された。運営は原則、市町村の責務だが、県有施設も避難所になることもある。そこで、市町村のスフィア基準に対する認識と支援を行う県のスフィア基準の取組への決意を、知事に尋ねる。

答弁（木村知事） 県内市町村は、食料や飲料水等は一定量確保されるが、快適なトイレや温かい食事、ベッド、プライバシーの確保など十分とは言えず、スフィア基準は被災生活の質の向上、災害関連死の防止につながる大変重要なものと考えている。避難所の体制整備や県有施設の防災力強化等の予算計上は私の決意の表れで、県が率先して基準に沿った避難所の質の向上に取り組んでまいる。

10 県立高校のあり方検討と不登校児童生徒の対応

質問 郡部の地域意見交換会で共感したのが熊本市内の公立高校の学級減の問題である。今年度の公立高校入試出願状況は県内52校中37校が定員割れ、ある郡部の中学校は約7割近くが熊本市内の高校に通い、地元公立高校の定員割れは無くなる訳がない。高校が無くなると小中学校が激減し、地域は寂れ、地域活力や経済への影響も心配される。県立高校のあり方を検討する中で、熊本市内の公立高校の学級減にどう対応されるのか。また、不登校を減らすには早い段階での対策と思うが、今回オンライン教育支援センター開設の試行取組で期待される効果を、教育長に尋ねる。

答弁（教育長） 中学校卒業予定者数は、令和9年度から10年間で約4,500人減少の見込みで、熊本市内を含む旧熊本学区では約1,070人と県立高校19クラス分の減少が見込まれる。地域意見交換会で、熊本市内大規模校の学級を減らすべき、募集定員は私立高校と調整を行ってほしい等の意見があり、県立高校あり方検討会で募集定員の見直しを議論する。不登校の児童生徒には、コミュニケーションを図る抵抗感を和らげ、学習活動の参加意

欲の醸成が重要。メタバース上で学校生活を疑似体験し、他者との交流や学習活動等を行うことで、活動意欲や自己有用感等が高まり、登校や教育支援センター等の利用につながると考える。

11 闇バイト対策

質問 昨春秋、県内高校生が関係する闇バイト事案が発生、非行防止教室を昨年末までに全日制の全高校で実施し、継続実施中とのこと。県警察は過去にも教育委員会等と連携し、非行防止教室を実施してきたが、犯罪の低年齢化により中学校でも活動しては如何か。一方、国で緊急対策が推進され、匿名・流動型犯罪グループ取締り強化のため、警察官の増員要求もなされているとのこと。そこで、人員増等による体制の拡充を含めた県警察の「闇バイト」対策について、警察本部長に尋ねる。

答弁（警察本部長） 本県でも昨年、高校生が「闇バイト」に関与し、喫緊の課題と認識して、県内の全日制高校全校で緊急非行防止教室を実施した。一部の中学校や専門学校でも実施し、大学でも計画している。また、匿名・流動型犯罪グループに対する取締りを強化し、捜査員の増員など体制強化を進めてきた。引き続き、匿名・流動型犯罪グループに対する取締りを強力に推進してまいる。

12 太陽光パネルの今後の対応

質問 太陽光パネルの普及は、再生可能エネルギーの固定価格買取制度（F I T制度）運用開始から進み、普及につれ買取価格は引き下げられ、2032年以降の「卒F I T」後、放置・不法投棄が懸念される。国は改正再エネ特措法で、事業用太陽光設備の「廃棄等費用積立制度」を導入したが、費用の確保が心配である。そこで、今後の太陽光パネルの適切な対応について、何を課題と認識し、どのような対策を考えておられるか、知事に尋ねる。

答弁（木村知事） F I T期間終了後、「太陽光F I T後放置ゼロ」の取組が必要。事業者等へ撤去等に必要な額を「貯める」という要請・啓発が必要で、再生可能エネルギー確保のため使える設備は「使う」ことも重要。撤去資金を「貯める」、期間終了後も「使う」、撤去時に「リサイクル」する3つの行動の徹底に取り組み、全国に先駆けた取組を国等と連携し、進めてまいる。

一般質問の概要



(一般質問) 令和7年3月6日

自由民主党 岩下 栄一



1 くまもと新時代に向けた予算と今後の財政運営

質問 どのような予算を編成するのか、それは将来の熊本県をどうつくっていくかに直結する。知事として、どのような思いを持ってくまもと新時代に向けた令和7年度当初予算を編成されたのか、その特色とカラーについて尋ねる。次に、今後の財政運営について、県の当初予算は、地震前はおおむね7,000億円台であったが、令和7年度は約8,500億円と高い水準とを感じる。半導体企業集積による税収効果など歳入増も期待しているが、将来世代への負担が大きくなることを懸念する。そこで、現状の本県の財政運営をどのように捉え、今後、どのように行っていくのか、知事に尋ねる。

答弁(知事) 「くまもと新時代共創基本方針」を踏まえ、将来を担う人材を育てる教育の充実、子育て支援や不登校児童への対応、交通渋滞対策、農業担い手確保育成などの取組を力強く推進することで、本県が持つ日本一の伸び代を最大限引き出してまいる。これが来年度当初予算案における私のカラーと言える。次に財政運営について、物価高騰の影響や災害対応もある中、現環境下における当初予算の規模感としては妥当な水準と考える。くまもと新時代を県民の皆様と共に創っていくため、必要な施策にはしっかり前向きに取り組んでいけるよう、スクラップアンドビルドを徹底するとともに、財源確保と将来負担を考慮しながら、今後とも適切な財政運営に努めてまいる。

2 改めて地球温暖化対策

(1) ゼロカーボン社会の推進

質問 ①熊本県は、蒲島県政4期目の最後に、2050年CO₂排出実質ゼロを目指し、対策を打ち出した。第六次熊本県環境基本計画における重要テーマとして、ゼロカーボン社会の推進をうたっており、省エネルギーの推進、エネルギーシフト、電気のCO₂ゼロ化、その他のCO₂実質ゼロ化の4つの戦略を位置づけている。計画策定から約4年を経た現在、この成果をどう評価しているのか。②2023年の世界のCO₂排出量は571億トンと過去最高となり、世界の平均気温は上昇中である。日

本では、脱炭素社会に向けた産業の転換などを議論するグリーントランスフォーメーション実行会議を首相中心に開催し、国際社会における役割を果たそうと取り組んでいるが、本県は今後どのように対応するのか、環境生活部長に尋ねる。

答弁(環境生活部長) ①県では、2030年度の温室効果ガス削減目標を2013年度比で50%削減と掲げており、最新の2022年度実績で23.3%削減となっている。家庭部門では省エネ家電への買換えが進み、比較的順調に削減できている一方、産業部門では大量のCO₂を排出する設備が多く、削減が容易ではない。今後、さらに各分野における対策を強化していく。②来年度は環境基本計画の改定を予定しており、各種統計等を反映した将来推計を行い、世界や国、他県の動向も踏まえ、必要な取組を整理する。また、産業部門の温室効果ガス排出量削減を促進するため、省エネ設備等への転換に向けた技術面、金融面のサポート体制を構築するなど、より実効性を高める取組を進める。

(2) 再生可能エネルギーの導入推進

質問 太陽光発電は世界的に導入拡大が進み、脱炭素の主力電源となりつつあるが、近年、地域との共生の課題が顕在化し、地上設置による土地の制約が生じている状況。そのような中、太陽光発電のさらなる活用を可能とする次世代型太陽電池が注目されている。その代表格のペロブスカイト太陽電池は軽量で柔軟であり、これまで設置困難だった場所にも導入可能である。県は再生可能エネルギーの導入推進を掲げているが、次世代型太陽電池の導入について、県としてどのように取り組んでいくのか、商工労働部長に尋ねる。

答弁(商工労働部長) ペロブスカイト太陽電池は、これまで設置が進んでいなかった既存建物への導入など、様々な可能性があるかと期待している。軽量化により耐震上の不安が解消されることで、より多くの建物に導入され、電力を使用する地域での発電が増加し、郊外の開発が抑制されるなど、熊本の自然、景観の保全と再エネ活用の両立につながると期待される。県では、まずは既存の県有施設を用いて、設置できる場所や範囲などの可能性調査を行う。また、今後の中長期的な脱炭素の取組を検討するため、次世代型太陽電池による再エネ導入可能性を把握する取組を進める。

3 高齢化社会への対応

(1) 介護人材の確保

(2) 認知症施策

質問 (1)本県の介護職員数は、令和5年度で約3万1千人、将来必要な介護職員数の推計は令和8年度で約3万7千人と、不足する介護人材の数が大きくなっていく見込みである。介護資格取得者に対する当面の支援策として、マッチング機能の強化、相談体制の整備、職員の定着促進、負担軽減、キャリアアップの支援などが求められているが、県は、介護職員の確保や職場環境の改善にどのように取り組んでいるのか。(2)認知症有病者数の推計は、令和7年で、全国が471万6,000人、本県が7万2千人、令和22年で、全国が584万2,000人、本県が8万2千人と予想されている。このように増加の一途をたどる認知症に対し、県としてどのような施策に取り組むのか、健康福祉部長に尋ねる。

答弁(健康福祉部長) (1)県では、介護分野への就職フェア開催や、外国人を雇用する事業所に対する家賃助成、介護テクノロジー導入事業所への補助、処遇改善加算に係る相談支援などに取り組んでいる。また、介護テクノロジー導入等に取り組む事業者をワンストップで支援する相談窓口を来年度新たに設置する。さらに、働きやすい職場づくりに取り組む事業所や生き生きと働く介護職員のインタビューを動画にまとめ、SNS等で広く発信している。(2)県では、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、医療体制の構築、介護従事者等への研修、認知症サポーターの養成などに取り組んでいる。また、来年度から認知症カフェなど様々な場を利用して直接御本人や御家族と意見交換し、認知症の人の視点に立った施策の推進に生かしていく。

4 就職氷河期世代に対する支援策

質問 いわゆる就職氷河期世代とは、バブル経済崩壊後の1990年代から2000年代の雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った世代である。この世代が抱える問題は、当事者個人の問題にとどまらず、国の経済や社会全体に対しても大きな影響を与えることになる。就職氷河期世代の方々の活躍の場を広げることは、この世代が抱える困難を解消するのみならず、人手不足解消が喫緊の課題となる

中、人材活用という観点からも大変有意義であると考えている。こうした就職氷河期世代の方々の就労を支援するため、県としてどのような取組を行っているのか、商工労働部長に尋ねる。

答弁(商工労働部長) 県内3か所に設置の地域若者サポートステーションでは、キャリアコンサルタントや臨床心理士等による個別相談のほか、コミュニケーション能力やビジネスマナー習得のための講座、仕事に踏み出すための就労体験などの支援に取り組んでいる。また、水道町のくまジョブや、県内10か所の各地域振興局に設置しているジョブカフェ・ブランチにおいても、カウンセリングや適性診断、求人開拓によるマッチング支援のほか、オンライン相談やeラーニング講座、ウェブ適性検査などオンラインでの支援も行っている。今後も、就職氷河期世代の方々に寄り添いながら、伴走型で必要な支援を行ってまいります。

5 観光誘客プロモーション

質問 JRグループ6社と県、市町村、地元の観光事業者などが協力し、全国規模で集中的に観光宣伝販売活動を行う熊本デスティネーションキャンペーンの実施が発表された。前回は、熊本地震からの復興を掲げて令和元年に行われ、一定の効果があつたと聞いているが、JR沿線以外の地域では十分なメリットがなかったのではないかと、また、キャンペーン期間中だけの効果にとどまるのではないかと懸念もある。一過性のイベントに終わることなく、持続的に観光客を呼び込むことができるものであってほしいが、県としてどのように取り組むのか、観光文化部長に尋ねる。

答弁(観光文化部長) 令和8年夏に実施する国内最大規模の観光誘客プロモーション、熊本デスティネーションキャンペーンは、国内客を本県に呼び込む絶好の機会であり、効果を県内全域に波及させるため、県内各地で新たな観光素材の発掘に努めるとともに、JR等と連携した大規模なプロモーションや旅行商品の造成、積極的なセールス活動を展開する。さらに、JR沿線以外の地域にも観光客が訪れやすくなるよう、移動手段の利便性向上にも注力する。創造的復興に向かう熊本の姿を強力に発信し、熊本が選ばれ続ける観光地となるよう、しっかり取り組んでまいります。



(一般質問) 令和7年3月7日

新社会党 岩 中 伸 司



1 有機農業の推進

質問 2023年の全国農業産出額では、本県は前年比7.0%増の3,757億円と4年連続で増加しているが、農業を取り巻く現状には不安な面もあり、担い手の減少や高齢化の進展などは厳しさを増す一方である。国では2023年に「みどりの食料システム戦略」が策定され、化学肥料や化学農薬の削減に加え、2050年までに有機農業を耕地面積の25%に拡大する目標も掲げられている。環境問題への意識が高まる中、農作物生産での環境に配慮した取組が重要と考える。県は全国に先駆け、環境保全型農業に取り組み、「くまもとグリーン農業」として環境にやさしい農業の推進を図り、全国的にみて有機農業の面積が多いと聞く。有機農業は栽培管理に労力がかかり、生産が不安定になるなど苦労が多く、販路の開拓が難しいとも聞く。そこで、有機農業の推進に何が課題だと考え、今後どのように進めていくのか、農林水産部長に尋ねる。

答弁(農林水産部長) 県では、「くまもとグリーン農業」として、国に先駆けて地球にやさしい環境保全型農業を推進している。有機農業をグリーン農業の最上位に位置づけて推進し、有機JASの認証を受けた面積は全国3位となっているが、一般的な栽培方法からの転換や有機農業に取り組む新規就農者の定着が進まない状況である。要因は生産者が点在し、相談や情報共有が難しく、技術が標準化されておらず、生産が不安定になりやすいこと、除草などの負担増加もハードルとなる。また、小規模生産かつ個別販売が多く、需要に十分に対応できておらず、消費者の求める価格と生産者の希望する価格の差が挙げられる。そのため生産面では技術サポート体制の構築、指導者の育成、経営の参考となる指標や栽培マニュアルの作成に取り組んでまいる。併せて、スマート技術の導入支援や省力化を進めてまいる。

2 熊本県民体育祭の開催

質問 熊本県民体育祭は、県民にスポーツを普及し、健康増進とスポーツ精神の高揚を図り、明るく豊かな生活の進展に寄与することを目的とする大会

として開催されてきたが、来年の熊本市開催が最後になると聞いた。県内市町村を10ブロックに分け、輪番制で開催されてきたが、過去数年の競技会運営費は平均約3,000万円と財政面での負担は大きく、昨年のアンケートでは40市町村から輪番制の廃止を要望されている。それ以外にも人口減少の自治体ではマンパワーの不足による負担も大きく、また、屋内競技会場の確保が難しいことも主な理由に挙げられる。高齢化社会において、健康寿命を延ばすためにも県民体育祭は大変意義ある大会で、存続をお願いしたいが、今後の開催について県の考えを教育長に伺う。

答弁(教育長) 県内10ブロックの地域輪番制で開催の県民体育祭は、開催地の事務負担や開催経費等の課題が生じている。本年9月の熊本市大会で輪番制を終了し、令和8年度から新たな方法での開催を目指す方向性を、本年2月の県スポーツ協会の理事会で報告された。県スポーツ協会とともに各種競技団体、市町村と連携し、令和8年度以降の開催経費や競技会実施方法など、新たな大会運営の在り方について検討を行ってまいる。

3 下水道管の現状と安全・安心のための対策

質問 今年1月、埼玉県八潮市で下水道管の破損が起因と考えられる道路陥没事故が発生した。大型トラックが転落し、運転手はいまだ行方不明の状態。下水道を所管する国土交通省は、全国自治体に適切な施設管理の徹底を依頼し、都道府県に対し大規模な流域下水道に接続する下水道管路について、緊急点検の実施を要請したが、県内に該当する規模の施設はないとのこと。八潮市の事故の原因は、下水道管の腐食とみられ、2022年度に全国で発生した道路陥没は、合計1万548件、うち13%が下水道施設が要因とされている。また、1月31日に熊本城内の通路で空洞が、2月10日に熊本市西区で道路の陥没が見つかった。道路の陥没は重大事故の原因となり、社会生活に大きな影響を与えるため、しっかりした対応が求められる。そこで、県内の下水道管の現状と、八潮市の事故を受けての対応、道路管理における県民の安全・安心の対策を、土木部長に伺う。

答弁(土木部長) 県内の下水道管の総延長は8,100km、うち3,100kmが供用後30年を超え、300kmは耐

用年数の50年を超えており、平成23年度以降、国のガイドラインに基づき点検し、異状箇所は修繕による機能回復や、管の内面の補強による耐用年数の延伸等を行っている。県管理の流域下水道は、管径80cm以上で供用後30年以上経過した管路または腐食の恐れが大きい管路約9kmの緊急点検を行った。マンホール1カ所の内壁に腐食による鉄筋の露出が見られ、速やかに補修に向けた設計に着手した。市町村にも速やかな緊急点検の実施を指導している。また、道路には下水道のほか多くの占用物件が埋設されており、改めて適切な維持管理の徹底を各事業者へ通知した。道路陥没事故を未然に防ぐには、異状の早期発見が重要なため、日々の目視点検や「道路緊急ダイヤル#9910」の活用に加え、昨年7月に車載カメラとAIを活用した路面点検システムを運用開始した。県民の安全・安心に向け、路面点検システム改善による道路パトロールの精度向上や「道路緊急ダイヤル」の普及、路面異状の早期発見に努める。また、占用物件の事業者と管理体制の構築に取り組んでまい。

4 阿蘇ソフトの村用地の利活用

質問 バブル期にソフトウェア関連企業誘致を目指して県が買収し、30年以上活用されなかった高森町の「阿蘇ソフトの村計画」用地の売却が決まったと報道された。1987年度に「阿蘇ソフトの村」実施計画が策定され、1990年度に約19.2haの用地を取得した。取得に約2億3,800万円、利子や事務費を含め総額は約4億8,000万円で、県費から支出された。その後、計画は頓挫し30年以上活用されない状態だったが、2024年4月、不動産鑑定による適正価格で公募を開始し、株式会社マリーゴールドホールディングスを売却先として決定された。売却金額は約1,249万円で、多大な損失を生じることになったのは事実。事業者は5年以内には開業することだが、転売されずに計画通り実施されるのか心配している。県の決断が成功だったとするには、新たな地域活性へとつながっていくことが不可欠と考える。そこで、株式会社マリーゴールドホールディングスに売却決定した決め手はどのような点だったのか。予定されている事業にどのような期待をされているのか、商工労働部長に伺う。

答弁（商工労働部長） 公募の結果、同社が最も開

発理念に合致する計画で、地域振興の核となる実現可能性が高いと判断し、売却先として決定した。豊かな自然を活かしたデイキャンプ・グランピング施設、アスレチックなどの集客力が高い野外活動施設の整備が予定され、森林環境や水源涵養機能を保全するなど、地域環境への配慮もなされていたこと。加えて、同社の有する各事業との連携などで更なる集客が見込め、持続的な事業展開が期待できる。詳細な現地調査に基づく事業提案や、地元への事前説明も予定され、地域との融和を大切にされている。転売については、10年以内は県の承認なしには転売できない契約として。自然環境を活かした実現性の高い事業提案をいただき、高森町の新たな地域振興の核となると考える。更に、阿蘇地域全体の魅力向上につながり、九州各地からの集客の可能性も秘めている。魅力的な地域資源との相乗効果が発揮され、様々な付加価値が創出されることも期待している。

5 教育現場の実態と教員の長時間労働の改善

質問 教育現場で教員の長時間労働が問題となっている。現場の教員からは、授業以外に時間を取られ、長時間勤務になって負担が重くなっていると聴く。もっとゆとりを持った教育ができないかと考えているところ。教員の定数やサポーター増が重要だが、長時間労働の是正には即効性のある取組が必要になる。そこで長時間勤務を改善し、ゆとりを持った教育環境をつくるためにどのような対策が必要なのか、教育長の見解を伺う。

答弁（教育長） 県教育委員会では、昨年11月に第2期「公立学校における働き方改革推進プラン」を策定し、長時間勤務の改善に向け、更なる働き方改革の取組を進めている。例えば、部活動休養日の徹底や部活動指導員の配置、中学校部活動の地域移行等を進め、オンライン会議やペーパーレス化などICTを活用した取組や、学校閉庁日の拡大、ノー残業デーの設定など教職員の意識改革につながる取組を積極的に進めている。教員の負担軽減のため、全公立学校に教員業務支援員を配置する予算を今定例会に提案し、長時間勤務の改善に向け取り組んでまい。

6 高齢者に係る施策について（要望）



(一般質問) 令和7年3月7日

熊本維新の会 星野愛斗



1 熊本の観光振興

質問 新聞で熊本県の2023年度外国人旅行者数が、全国一の伸びであることが報じられたが、その要因の一つにワンピース像がある。しかし、観光客の多くは像を見て写真を撮るだけで、その後の滞在型観光につながっていない。地域経済の活性化のためにも、県庁舎等をもっと活用することが重要である。さらに、熊本には各地に魅力的な観光資源があり、これらを相互に補完し、九州各県とも連携して官民一体となった取組が求められている。そこで、近年の本県の観光動向について、コロナ後の推移を踏まえ、県はどう分析しているのか。来年のONE PIECE熊本復興プロジェクト10年目に向け、観光地の充実策等をどう考えているのか。九州各県や県内自治体、民間との協力体制の取組の現状について、観光文化部長に尋ねる。

答弁（観光文化部長） 本県の令和5年の延べ宿泊者数、観光消費額、外国人延べ宿泊者数は、過去最多を更新した。その要因は、旅行需要喚起策等に加えTSMC進出等の好機を捉えた国内外でのPRによるものと認識している。一方、令和6年の日本人延べ宿泊者数は前年より減少しており、引き続き地域の特性に合わせた誘客対策等を推進してまいる。麦わらの一味の銅像の効果最大化のため、周辺店舗での土産品の販売推進等に取り組んでおり、さらに周辺観光地のバスツアーの運行を来月から開始する。新たな観光資源の発掘等について観光協会等と協働して取り組み、インバウンド客に対しては九州各県と連携してプロモーションを行い、来年夏には官民一体の熊本デスティネーションキャンペーンを実施する。この好機を逃さず、オール熊本で取り組んでまいる。

2 県営住宅

(1) 空室対策

(2) ペットとの同居

質問 近年、全国で公営住宅の在り方が問われている。本県でも県営住宅の空室率に課題があり、7割程度しか埋まっていない物件もあり、古い住宅の再編等の検討が必要である。一部の地域では、

従来の年2回の入居募集から常時募集の試みも行われている。自治体によっては、空室対策としてペット可の公営住宅の導入等を模索している。ペット共生型住宅の需要は全国的に増えているように見えるが、公営住宅での例は極めて少ない状況。ペットとの共生は、社会的、健康的なメリットや、認知症の予防等にも期待されている。本県では、木村知事のマニフェストに県営住宅でのペット同居可への転換とあり、この点に期待する声は多い。そこで、(1)県営住宅の空室対策の検討状況、特に常時募集を導入した地域での効果や今後の募集方法の見直し、(2)県営住宅でのペット同居の課題や管理体制等の具体的な対応の2点について、土木部長に伺う。

答弁（土木部長） (1)県営住宅については、常時募集等の入居促進対策により、空室の増加に歯止めがかかりつつある。常時募集により、事前に室内の確認もできることが入居促進につながっている。また、より多くの入居希望者が見込まれる住戸から優先して改修工事を実施し、募集方法については、子育て世代の入居促進のための改善を行った。今後もハード、ソフトの両面から取り組んでまいる。(2)県営住宅でのペット同居は、入居者の健康に配慮しつつ、気持ちを受け止めながら検討することが重要である。県内市町村で、災害公営住宅で認めた例がある一方、県外の既存の公営住宅では、ペット同居を試行したが、ふん尿の不始末等の反対意見があり理解が得られなかった。今後は入居者の意向等をしっかりと把握し、ルールづくりや合意形成の手法等を検討してまいる。

3 県民に開かれた県政

(1) 情報公開制度

(2) パブリック・コメント

(3) 県への提案

質問 民主主義の根幹は国民の政治への参加であり、県においては情報の透明性を高めるなど、県民が参加しやすい県政を目指す必要がある。本県の令和5年度の情報開示決定等件数は前年度より225件増加しているが、不開示や不存在の情報が多いなどの声がある。また、不開示等の決定に伴う審査請求は、令和4年度の6件から昨年度は15件に増加した。審査請求から裁決まで1年以上かか

るケースもあり、期間短縮や審議会委員の負担軽減等が必要ではないか。次に、県の施策等への意見を募るパブリックコメントは、ホームページの掲載方法が分かりにくいなどの声がある。掲載資料も、分かりやすく十分な情報が提供されているか疑問がある。改善に向けアイデアを募集する等の工夫が必要ではないか。また、県への提案は、意見の多かった内容のみが一部公表されており、全てが公開されていない。提案に対する県からの回答は、説明が不十分との声もある。そこで、(1) 情報公開制度の開示請求の処理状況について、迅速かつ適正に対応できているのか。審査請求の増加をどう分析し、対応していくのか、総務部長に尋ねる。(2) パブリックコメントについて、県のホームページでの意見募集の分かりにくさなどの改善、掲載資料の分かりやすさなどの検証等について、県の見解を企画振興部長に伺う。(3) 県への提案について、県からの回答が得られない、意見が公表されないとの声を受け、運用改善を図る考えがあるか、知事公室長に伺う。

答弁（総務部長） 情報公開制度については、積極的に情報を開示するとの原則に立ち、速やかにかつ適切に運用している。昨年度、開示決定件数が大幅に増加した主な理由は、請求された文書が膨大であるものや類似の請求が繰り返し多数なされたため、審査請求も同様である。このため、昨年10月から審議会の開催回数を増やし、審査の迅速化を図り、委員増員の検討も進めている。県では、引き続き適正な制度運用に努めてまいる。

答弁（企画振興部長） パブリックコメントは、透明性の高い県政、県民の県政への積極的な参画の推進を目的としている。ホームページの改善については、新たに専用の特設ページを設け、トップページからリンクできる改変等を2月に行った。今後も適宜改良を加えてまいる。パブリックコメントの実施においては、実施要綱等により、意見募集の対象となる計画等の素案に加え、分かりやすい素案の概要を付して意見募集を行うとしている。今後、改めて制度趣旨や具体的な実施方法を全庁的に周知徹底し、これに則した運用が行われているかを確認する仕組みを導入してまいる。

答弁（知事公室長） 県は、広く県民の意見を聴く公聴事業として、県への提案制度等を行っている。

この制度はいつでもホームページ等で県政への提案や意見をいただくもので、その内容を県政運営に反映することを目的としており、回答を希望される方には、できる限り丁寧な回答に努めている。なお、県民の関心が高い事柄には、意見の概要と県からの回答をホームページに公表している。様々な広聴の機会を県民に知ってもらうことは大切であり、しっかり周知を図り、県民の声を政策に生かしてまいる。

4 県有地管理の考え方

質問 高森町の阿蘇ソフトの村用地は、県がソフトウェア関連企業の誘致等を目的に投資したがうまくいかず、投資額約4.8億円に対し38分の1である約1,249万円で売却予定である。加えて、この地域は土砂災害警戒区域に指定されており、災害リスクの高い地域において適切な対策を講じずに売却したとすれば、今後開発等で問題になる可能性がある。また、売却後の投機目的の転売等の不安も聞く。そのため、県有地売却等の適切な基準とプロセスの策定等が求められる。そこで、①県有地の売却価格の算定基準と今後の見直し、②災害警戒区域内の土地売却のリスク評価、③土地売却後の転売や投機的利用を防ぐ取組、売却後の所有者への指導等について、総務部長に伺う。

答弁（総務部長） ①売却価格の算定基準として、用地等の評価に関する基準に基づく不動産鑑定評価を行い、その評価額を売却予定価格としており、一般競争入札の告示までに時間を要した場合は時点修正している。現在の算定基準は柔軟な売却予定価格の評価が可能であり、現時点で見直す予定はないが、今後も社会情勢を注視し適切に対応してまいる。②売却予定の県有地については、ハザードマップ等でリスクを把握し、不動産鑑定評価で反映している。③県有地の売却に当たり、随意契約の場合、契約から10年間は県が指定した用途で使用するよう定めている。随時実地調査等を行い、買受者が違反した場合は県に違約金を払い、県は売買契約を解除できる。今後も適正なルールの下、県有地の管理等に努めてまいる。

5 SNSを利用した犯罪から子供たちを守るために（要望）



(一般質問) 令和7年3月7日

自由民主党 前田 敬介



1 防災機能強化に向けた取組

質問 県の広域防災拠点構想における隣県への支援という取組は、共助の概念を県レベルまでに広げ、九州全体の防災機能向上を目指すという高い理念を持つものである。そして、隣県に対して積極的な支援意思を持つことが必要である。そこで、大規模災害発生時における隣県への支援を、本県が被災県でありながらも具体的に実行していくため、現状での取組を踏まえて、今後どのように支援力を高めていくのか、知事公室長に尋ねる。また、大規模災害発生時に、政府のプッシュ型支援により物資が円滑に届くまでの期間は、各避難所で十分な対応が取れるよう、日頃から物資の購入等を含めて備蓄を心がけておくことは、極めて重要な視点である。現在、政府の経済対策において、備蓄物資の追加購入等に対する財政支援が本格化しているが、県が把握している市町村の取組状況と、県としての備蓄物資の追加購入等の検討状況について、健康福祉部長に尋ねる。

答弁（知事公室長） 本県においては、九州が広域的に被災した場合に備え、九州を支える広域防災拠点構想を策定しており、今年度は、支援部隊の活動拠点となる県民総合運動公園に非常用発電設備を整備するとともに、県外への応援に特化した訓練を実施するなど、拠点機能のさらなる充実を図っている。このような訓練の実施は、全国的にも珍しく、本県のこうした取組や姿勢は、国や他県からも高い評価をいただいている。本県が九州における広域防災拠点としての機能を十分に発揮できるよう、今後も、国や九州各県など関係機関との連携を図りながら、必要な取組をしっかりと進め、全国の防災力強化に貢献してまいる。

答弁（健康福祉部長） 県としては、今般の国の経済対策を好機と捉え、県内市町村に対し、補助制度の積極的な活用を働きかけた。その結果、県内では18市町村で簡易トイレ、キッチンカー、段ボールベッド、入浴設備等を購入する準備が進められている。また県としては、広域的な視点で市町村の準備を補完するため、トイレトレーラー等の購入費用を、先月28日に議決いただいた補正予算

で計上している。あわせて、県全体で災害用物資が十分に活用されるよう、県が主導して、広域的に市町村間で物資を融通する仕組みの構築にも努める。今後とも、市町村、関係団体と連携し、災害用物資の充実を図り、被災者の生命、健康を守るために必要な生活環境の確保に向け、しっかりと取り組んでまいる。

2 県の競技力向上を図る強化支援策

質問 昨年、パリオリンピックでのメダル獲得をはじめ、国民スポーツ大会での躍進など、本県関係アスリートの活躍は、県民に大きな感動と活力を与え、併せて子供たちに夢と希望をもたらした。近年では、ジュニアの世代から国際大会等へ出場し、活躍する選手が増えてきている。世界で活躍するジュニア世代がいる一方、近年の物価高騰の影響もあり、海外への遠征のためには、非常に高額な遠征費が必要となり、国際大会への出場が決まった選手の関係者は、物販など様々な努力を行い、遠征費の捻出をしていると聞くが、限界がある。そこで、国際大会等での活躍を目指すジュニアアスリートへの支援をはじめ、県の競技力向上を図るための強化支援策について、どのように取り組んでいるのか、教育長に尋ねる。

答弁（教育長） 県教育委員会では、くまもとワールドアスリート事業に取り組み、これまで178名を指定し、延べ23名がオリンピックに出場している。一方で、国際大会等で活躍を目指すアスリートにとっては、遠征や合宿に要する経費負担が課題となっている。また、県スポーツ協会や各競技団体と連携し、将来性のある選手を継続的に強化する一貫した取組の充実も必要である。そこで、県では、選手が遠征や合宿等を行う費用を補助する強化費を増額するとともに、くまもとワールドアスリート事業において、中学、高校、大学生を重点に、指定している選手の枠を拡充し、ジュニア世代の能力測定会の実施や指導者の育成、環境整備等、選手の計画的な発掘、育成、強化に向けた取組のさらなる充実を図ってまいる。引き続き、各競技団体や選手等のニーズを踏まえ、国際大会で活躍できるジュニアアスリートの育成をはじめ、本県の競技力向上に取り組んでまいる。

3 岱志高校の魅力化に向けた教職員荒尾第二住宅の利活用

質問 県内には、多くの教職員住宅がこれまで建設されているが、交通網の発展などに伴い、遊休化している住宅もあると聞いている。このような中、定員割れが続く岱志高校には、スポーツコースがあり、野球部については、県外からの入学者を含め、約21名の部員を誇るなど、運動部活動が活性化している兆しがある。そこで、県外生徒の生活の拠点となる場所を確保するため、学校のすぐ近くにある教職員荒尾第二住宅を活用し、県外からの入学希望者の住宅として使用することはできないか、教育長に尋ねる。

答弁（教育長） 岱志高校は、スポーツコースも設置していることから、野球部をはじめ、県外からの入学者も増加している。ただ、高校の寮をはじめ、近隣に下宿などもなく、生徒の生活環境の確保が課題となっている。教職員荒尾第二住宅については、入居者の減少により、令和6年6月にその用途を廃止しており、今後、その利活用について検討を行う必要がある。県外からの入学希望者の住居としての利用は、生徒の生活環境の確保や県有財産の有効活用といった面からも、効果が期待されると考えている。今後、学校や同窓会など関係者との協議を行うとともに、施設の管理運営主体や費用負担など課題を整理し、前向きに検討してまいりたいと考えている。

4 特別支援教育支援員に係る市町村への支援

質問 現在、県教育委員会では、多様な学びの場整備事業において、インクルーシブの教育システムの構築に向け、学びの場を検討するための考え方の整理や通級による指導の充実、担い手である先生方の特別支援教育に係る専門性の向上に取り組まれていると認識している。市町村によっては、特別支援教育支援員の設置を積極的に行っていきたいとの意向を持っているものの、市町村の財政負担が大きくなるため、支援を手厚くすることができないという課題を抱えていると聞いている。現場が必要とする特別支援教育支援員の数を確保できない状況である。そこで、特別支援教育の推進に向けて、特別支援教育支援員の地方財政措置額の拡充を引き続き国へ要望することが必要であ

ることはもちろん、その他にも、県として市町村への支援を様々な検討することはできないか、教育長に尋ねる。

答弁（教育長） 特別支援教育支援員は、国の地方財政措置を活用し、市町村教育委員会が各学校の実情に応じて配置しており、市町村によっては財政負担が大きくなっていると聞いている。県教育委員会としては、これまでも国に対し、支援員に係る地方財政措置額の拡充を、市町村分も含め繰り返し求めてきた。令和7年度の国の当初予算案では、令和6年度に比べ、小学校と中学校合わせて全国で3,500人分の増加が行われる見込みである。引き続き、国に対して要望するとともに、今後、支援員に係る各市町村の配置や運用の状況、課題等について実態を把握し、県としてどのような支援ができるか検討してまいる。

5 有明海沿岸道路の建設促進

質問 有明海沿岸道路は、熊本県熊本市から佐賀県鹿島市に至る高規格道路で、現在39.2キロメートルが開通している。昨年度は、荒尾北インターチェンジから南側2.2キロメートルの荒尾道路が事業化され、長洲から玉名市区間の第1回計画段階評価が開催された。見た目でも、地元荒尾市の競馬場跡地において、大島高架橋の橋脚が20基近く建っており、三池港インター付近の用地買収も始まり、地元の期待はさらに高まっている。私としても、今後も、周辺自治体と一致団結して、有明海沿岸道路の建設促進に向け、引き続き取り組むが、現在の進捗状況と早期整備に向けてどのように取り組まれていくのか、土木部長に尋ねる。

答弁（土木部長） 県境をまたぐ三池港インターチェンジ連絡路については、荒尾市大島地区の高架橋工事が進捗し、下部工29基のうち19基が完成した。また、仮称荒尾北インターチェンジからの退出路となる橋梁の上部工工事にも着手された。さらに、補正予算により大島地区の改良工事に着手されるなど、事業の加速化が図られ、有明海沿岸道路の整備推進に向けた取組は大きく進展している。引き続き県議会、県選出国会議員のお力添えをいただきながら、沿線自治体や地元期成会の皆様とともに、あらゆる機会を捉えて国への要望活動を行い、全線の早期整備につなげてまいる。



(一般質問) 令和7年3月10日

自由民主党 立山 大二郎



1 県の文化と観光の振興

(1) 知事の観光文化への思い

質問 令和2年に文化観光推進法が施行され、文化庁も令和5年に京都へ移転、文化財を活用した文化観光の推進による地方創生パッケージに取り組まれている。特徴的なものは、文化庁や専門家による伴走支援、高付加価値化された文化財への改修・整備促進事業、文化財多言語解説整備事業の3点で、文化財の保存と活用の両面で、地域経済の活性化と利益の文化への再投資を促している。国としても文化と観光の融和と活用を推進している中で、新たに立ち上がった観光文化部をはじめ、観光文化にかける思い、そして具体的な施策を知事に尋ねる。

答弁(知事) 観光は、地方創生の核となる産業と考えており、文化というその普遍的な価値を生かして一体的に推進することで高付加価値な観光地に成長し、それが未来にわたり持続されるものと確信している。こうした思いから、知事就任半年という短い期間ではあったが、時期を逸することなく、昨年10月に観光文化部を新設した。これまでも文化を生かした観光振興に取り組んできたが、今後は本県独自の文化を観光資源として磨き上げ、訪れるたびに新しい発見や感動のある、地域が誇れる観光地となるよう、日本一の伸び代を最大限に引き出してまいらる。

(2) 文化の発信拠点としての熊本県立劇場の在り方

質問 県立の文化施設は、これまで県の文化振興の主たる役割を担い、地域における文化振興への期待を受け、関連分野とのさらなる連携が求められている。そこで、熊本県文化振興基本方針に基づく、文化を全ての人が享受できる環境を整え、地域に根づいた熊本ならではの多彩な文化を継承、発展させるとともに、個性ある新たな文化を創造する文化施設、中でも県立劇場の在り方について、観光文化部長に尋ねる。

答弁(観光文化部長) 県立劇場は昭和57年の開館以来、県民に質の高い実演芸術を提供している。また、文化芸術の継承、発展に加え、県民の創造性や生きる絆の形成につなげていくため、近年、

様々な分野との連携に積極的に取り組んでいる。さらに、文化芸術による台湾との国際交流に注力し、互いの国の文化の理解を深め、多文化共生社会実現を目指していく。今後も、県では、県立劇場を拠点として県民が心豊かに充実した生活を送れるよう、文化芸術の振興に取り組んでまいらる。

2 県立装飾古墳館、鞠智城温故創生館の現状と活用

質問 ①装飾古墳館は、鹿央物産館、鞠智城は、あんずの丘といった地元施設と連携したイベントや誘客が推進できれば、双方にメリットがあると拝察するがいかがか。②装飾古墳館、温故創生館、それぞれの館内において、研究資料、グッズ類の販売などに注力することは可能か。③鞠智城は学術的価値が高く、周辺環境とともに良好な形で後世に伝えていくために、県を挙げて特別史跡への昇格を推進していただきたいがいかがか。以上3点、県立装飾古墳館、鞠智城温故創生館の現状と活用について、教育長に尋ねる。

答弁(教育長) ①鹿央物産館レストランの古墳カレーの開発には、装飾古墳館がアイデアを提供、また、かつて温故創生館では、あんずの丘と連携し、互いのイベントの周知により、多くの参加者を得ていた。今後、地元施設と連携した取組を改めて検討してまいらる。②両館で発行した書籍や来館記念で配布したグッズの販売などを含め、館の魅力向上につながるよう検討してまいらる。③引き続き、鞠智城の学術的価値及び認知度向上のための取組を推進し、特別史跡の指定、将来の国営公園化を目指し、積極的に取り組んでまいらる。

3 ユネスコ「伝統的酒造り」無形文化遺産登録と県産酒の今後の展開

質問 昨年12月、ユネスコ無形文化遺産登録を契機として、豊かな熊本のお酒とその文化を内外に発信し、経済活性化のために販売チャネルや営業拡大に取り組む絶好の機会が到来している。台湾をはじめ海外との交流が盛んな今、インバウンドのお客様に県産酒を味わっていただく機会の提供も重要。さらに、昨今の米価高騰により酒米も大幅に値上がりし、酒蔵の経営を圧迫している厳しい現状もある。県産酒の今後の展開にける意気込

みと具体的な施策について知事に尋ねる。

答弁（知事） ユネスコ世界無形文化遺産登録により、全世界に向けて熊本の県産酒の情報発信と販路拡大を進めることが重要であり、認知度向上と販路拡大に取り組んでまいる。海外輸出に向け、ニーズを踏まえた商品開発など新たな取組をサポートし、酒蔵の経営力強化に向けて支援してまいる。山鹿市では地域特性を生かした、山鹿4種のお酒プロジェクトに取り組んでおり、県産酒振興モデルとなることを期待。県産酒全体の魅力を全世界に発信し、私自身が先頭に立って県産酒のさらなる高みを目指してまいる。

4 フィルムコミッションの推進

質問 映像作品の制作では、スタッフと地元地域をつなぐ役割として、フィルムコミッションの役割が大きくなっている。特に、地域の撮影支援に関し、情報の集約やトラブルの把握などの一元的な相談窓口、公的施設等の使用に係る許認可権を持つ部局との協力体制、民間施設に係る撮影支援要請を仲介できる体制があるかが、撮影を成功させ、コンテンツの価値を高める上で重要視されている。くまもとフィルムコミッションの現状と今後の展開について、観光文化部長に尋ねる。

答弁（観光文化部長） フィルムコミッションでは、新たなロケ地誘致にもつながるワンストップサービスの確立が重要であると認識。撮影が円滑に進むよう、撮影時の注意事項等を伝えたり、必要に応じ市町村のフィルムコミッションを紹介するなどきめ細かなサポートに努めている。今後は、県・観光連盟一体となって漫画、アニメ等の舞台やモデル地などの誘致にも積極的に取り組み、継続的に作品と連携したプロモーションを行うことで熊本の魅力をより多くの人に届け、交流人口拡大と地域活性化につなげてまいる。

5 自衛官の募集と協力連携体制

質問 我が国の人口が減少する中、自衛官採用が極めて厳しくなっている。自衛官の募集には地方公共団体、県や市町村との連携が重要。例えば、自衛隊地方協力本部とのイベント等の連携、募集に関するツール、グッズ等の製作に当たっての支援、候補者の面接や筆記試験対策を行うスペース確保

など、県や市町村と自衛隊との協力連携体制の現状と今後の展開を、総務部長に尋ねる。

答弁（総務部長） 自衛官の人材確保は重要な課題であり、県では募集が円滑に進むよう、自衛隊や市町村と各種取組を行っている。市町村担当者を対象に募集会議を開催し、県や自衛隊から募集事務への協力要請のほか、各広域本部、地域振興局や市町村において採用試験や説明会開催に当たり会場提供など、自衛隊の各地域事務所と連携した取組等も行っている。今後も自衛隊活動のPR機会の創出や、各地域の実情に合わせた協力体制構築等についても自衛隊の御意見を伺いながら、県庁各部局や市町村と連携し取り組んでまいる。

6 保護司の活動支援

質問 保護司の担い手の減少や高齢化が課題となっている中、①地域に貢献する更生保護の環境実現のためにも、県から市町村に対し「地方再犯防止推進計画」の策定の働きかけが必要と考えるが、いかがか。②保護司活動において対象者との面談を各地の更生保護サポートセンターで行う際、地理的条件や開所時間の制約から使いにくい場合もあり、可能であれば公共施設などを夜間、休日も含めて保護観察対象者との面接場所として利用することについての見解、③保護司の人材確保に向けた県の協力・支援についてどのように考えるか。以上3点、環境生活部長に尋ねる。

答弁（環境生活部長） ①令和6年4月時点で県内の計画策定は5市町村と少ないため、働きかけの必要があると認識。市町村対象の研修や情報提供、地域住民の理解促進につながる講演会開催等を行い、計画策定を支援してまいる。②夜間や土日は利用できない制約があること、面接場所として自宅利用の際の不安から利用できる施設を増やしてほしいとの要望があることも承知している。今後とも国や市町村と協力し、必要な情報提供や調整など、丁寧に対応していく。③まずは県職員の間で理解が進むよう、庁内イントラネットでの制度紹介、退職予定者への資料配布など周知を図っており、県民にも保護司活動の意義が広く伝わるよう、長年活動された方々への知事の感謝状贈呈など、今後も様々な機会を捉えて制度周知に努め、人材確保を支援してまいる。



(一般質問) 令和7年3月10日

無所属 増 永 慎一郎



1 上益城地域の県における位置づけと今後の振興への取組

質問 上益城地域は、御船町、益城町、甲佐町、嘉島町、山都町の5町あり、約8万5,000人が生活している。人口減少が社会問題になる中、嘉島町、益城町、御船町では熊本地震からの創造的復興によるインフラ整備が進み、商業施設や物流などの企業が幾つも進出しており、人口が増加している。その反面、中山間地の人々は、生活利便性を求めて平たん地に移住されるなど、特に山都町では人口減が深刻な問題となっている。先日、上益城で地域未来創造会議が行われ、人口増減に関する問題や、上益城が九州中央に位置する強み、スポーツ施設の連携、台湾との交流、県立高校魅力化等に関して議論され、知事は、上益城のポテンシャルやこれからの伸び代、上益城に対する熱い思いを述べられたと聞いている。そこで、上益城地域の県における位置づけと、今後の上益城地域の振興への取組にける知事の思いについて伺う。

答弁（知事） 上益城地域は、西に熊本市、東は宮崎県に隣接し、熊本県かつ九州の中央に位置するエリアである。阿蘇くまもと空港を擁する本県の空の玄関口であり、九州中央自動車道の山都通潤橋インターチェンジ開通に伴い、九州中央部を東西に結ぶ要衝となっている。地域未来創造会議では、中山間地を中心とした人口減少や少子高齢化が課題であることを念頭に置きつつ、九州の中央であることの強みを生かした観光振興や、企業誘致、移住、定住により一層取り組むとともに、各町のスポーツ施設を相互に利用し広域的なスポーツ振興をしていこうといった、非常に前向きな話が出され、大いに共感した。県としては、首長の皆様の御意見やニーズを伺いながら、現在行われている各種施策を力強く後押しするとともに、地域の特性に応じた取組を5町と一体となって進め、上益城地域のさらなる振興に努めてまいる。

2 消防広域化による消防力強化

質問 県内には12の消防本部が設置されており、そのうち6消防本部が管轄10万人未満の小規模消防

本部となっている。さらに、山鹿市、上益城、上球磨、水俣芦北の消防本部は、消防吏員100人以下の準特定小規模消防本部である。少子高齢化が進み、さらには消防団員も減少している中、広域化を含む消防力の強化は、住民の生命、身体、財産を守るという消防本来の責務において、喫緊の課題である。そこで、県における消防広域化による消防力強化についての認識と、その取組状況について尋ねる。また、全体的な広域化はハードルが高く、難しいのであれば、隣接する地域の各消防本部において、事務系統や指令系統、救急搬送体制を連携させるなど、部分的な広域連携を組むことは可能なのか、併せて総務部長に尋ねる。

答弁（総務部長） 消防広域化は、スケールメリットを生かした効率化等による消防本部の体制強化につながるものであり、高齢化や人口減少、頻発する大規模災害などに的確に対応するため、地域の消防力強化に極めて有効な方策である。そのため、まずは、現場要員の増強や整備費の削減、消防指令の共同運用の検討を進めてきた。一方、県として将来的な姿は目指しつつ、地域単位の消防指令の共同運用や広域化の機運が高まったところから重点地域として指定し、取組を後押ししているところ。県では、地域単位での協議への助言をはじめ、消防力強化の取組に活用できる交付金による支援を行っている。引き続き地域単位の連携・協力や広域化の取組を支援し、機運醸成を図りながら、将来の県内一体制による消防広域化を見据え、消防力の一層の強化を図ってまいる。

3 熊本都市圏南部地域の渋滞解消に向けた道路整備

質問 熊本都市圏南部においては、宅地化の拡大やコストコ、イオンモール熊本等の大型店舗の影響に加え、地理的要因として、東西方向に流れる緑川や加勢川水系の支川が交通の障害となり、車両が一部の道路に集中してしまうことが渋滞の原因と考える。熊本都市圏南部の渋滞対策は、熊本都市圏総合交通戦略の実施施策として位置づけられているが、これまで具体的な対策が示されていないのが現状である。現在、TSMC進出などの影響で交通量増加の要因が増していく中、対策は待ったなしの状況にある。そこで、熊本都市圏南部

地域の渋滞解消に資する県道小川嘉島線の未開通部分の供用及び六嘉秋津新町線のバイパス整備についてどのように考え、また、現時点でどのような取組をしているのか、土木部長に尋ねる。

答弁（土木部長） 道路計画の検討においては、交通の円滑化はもとより、開発等に伴う交通需要への対応や災害時の代替性確保等、道路ネットワークを強化する観点が重要。これまでの調査で、熊本市城南町の県道小川嘉島線から六嘉秋津新町線を経由して熊本高森線に接続するルートを整備することで、都市圏南部地域の渋滞緩和や熊本市東部へのアクセス向上効果が高いことを確認しており、未開通区間の接続や現道拡幅、バイパスを組み合わせた道路整備が必要である。現在、県で作成した概略設計案や概算事業費、交通推計結果等を提示し、この道路が担うネットワーク上の機能、役割や整備効果、事業性等について熊本市と認識を共有するための協議を重ねており、今後も、小川嘉島線等の早期整備に向け取り組んでまいらる。

4 県立矢部高校の魅力化の取組

質問 県立矢部高校では、入学者を増やすため、令和2年度入学生から、高校と山都町が一体となつて、地域みらい留学制度を利用し、全国から生徒を募集する取組が始まった。山都町では、県外から入学した生徒が安心して学ぶための住環境整備として、商店街の有志がNPO法人を立ち上げ、寮の整備をされており、町も財政的支援を行っている。県は、県立高校の魅力化について様々な取組をしているが、矢部高校では、これまでどのような取組をしてきたのか。また、その成果は上がっているのか。さらに、地域みらい留学制度に対し、地域の方々から要望として上がっている老朽化した寮の整備やカリキュラムの見直しなど、今後どのように対応していくのか、教育長に尋ねる。

答弁（教育長） 矢部高校では、イチゴの有機栽培や、山都町の農産品を生かした加工品開発、オリジナル木工パズルの開発、ニホンミツバチの研究など、様々な取組が行われている。このような学びを通して成長した生徒は、日本学校農業クラブ全国大会や全国がんばる林業高校生表彰などで最優秀賞を受賞するとともに、国家公務員や地方公務員、県内企業や県立大学等に就職、進学するな

ど、継続して成果が出ている。また、全国唯一の部活動である二輪車競技部では、国際交通安全学会から特別表彰をいただくなど、少ない生徒数ながら、子供たちは生き生きと輝いている。次に、全国から生徒を募集する地域みらい留学制度について、県教育委員会では、今年度から地元と協働して経費の一部を負担し、首都圏や関西圏への働きかけを強化するとともに、同制度実施の全5校・5市町に対し、効果的な生徒募集を行うための情報交換会等も実施している。来年度からは、新たに山都町とともに学校と地域との協働体制を構築する魅力化コンソーシアム設置に取り組み、地域と協議しながら学校のグランドデザインを作成し、その中でカリキュラムの見直しや寮整備の在り方などについても検討する予定である。

5 献血の現状と取組

質問 日赤発祥の地と言われる熊本県は、かつて献血率日本一であったが、現在は5位と聞いている。そこで、県内では必要な献血量は確保できているのか、また、県内の献血バスの現状と稼働実績について尋ねる。次に、若年層に対する献血の取組について、若年層が献血を支えることが重要であるが、実情では40歳以上が県内献血者全体の約70%を占めている。今後、少子高齢社会が進むにつれ、さらに若年層の献血者の減少に拍車がかかれば、医療に重大な支障を来すおそれがある。今後、若年層の献血者をどのように増やしていくのか、その取組について健康福祉部長に尋ねる。

答弁（健康福祉部長） 献血量の確保については、年間目標として県献血推進計画に定める献血量はおおむね達成している状況である。次に、献血バスについては、県内に4台配置され、令和5年度稼働実績は、延べ658回、県内献血者数の45.8%に当たる約3万4,000人の協力が得られた。最後に、若年層の献血者数を増やす取組については、現在、県及び血液センターで、高校、大学等を対象に、献血バス派遣やセミナー実施を通して献血に関する理解促進や機運醸成を図るとともに、はたちの献血キャンペーンなど様々な普及・啓発活動を実施している。今後は、対象校の拡大に努め、学生の協力を得ながら同世代への効果的な啓発手法を検討するなど、新たな献血者の確保を進める。



(一般質問) 令和7年3月10日

自由民主党 杉 蔭 ミ カ



1 熊本県伝統工芸館の改修

質問 先日、郷土民謡民舞全国大会の家族対抗グランプリ部門で日本一に輝いた河邊家の皆様、指導者で民謡歌手の田中先生と知事へ表敬訪問した。幅広い年齢層へ民謡を広め、継承していくため「家族対抗グランプリ部門」が創設された。伝統文化や芸術の継承には、県民が身近に感じ、触れることができる環境づくりが大切。「熊本県伝統工芸館」は、県が認定した伝統的工芸品を「観て」「触れて」「知って」実際に使ってもらうことをコンセプトに事業に取り組まれている。熊本の宝である伝統文化や芸術を守り、次世代に継承していく取組は必要であるが、大規模改修工事による長期休館中の取組をどのように進められるのか、施設リニューアル後の取組についてどのような考えをもっておられるのか、観光文化部長に尋ねる。

答弁（観光文化部長） 県では休館期間を新たな顧客獲得の好機と捉え、伝統工芸に触れる機会が少なかった若年層もターゲットに、熊本市中心市街地で仮店舗を運営している。商業施設等を巡回する出張展示・販売や情報発信等も行い、休館中も伝統工芸の魅力を広く伝えていく。改修では工芸家と来館者の接点を増やし、来館者が館全体を回遊できる導線を工夫し、工芸家が自由に企画・発表できるスペースを拡張する。休館期間を経て、何度も訪れたい施設として、国内外を問わず本県の伝統工芸の継承と発展に繋げてまいらる。

2 県立高校のあり方

質問 全ての子供たちに学びが保障され、今求められる「学校」の姿を示し、実現することが、未来を担う子供たちにとって重要である。県立高校あり方検討会では「すべての高校生が夢に挑戦できる魅力ある県立高校」を実現するため14の具体的取組が提言され、全県立高校でスクールミッションを掲げ各校の特色を明確化、熊本スーパーハイスクール構想に基づき、各校の魅力化や特色化事業が実施された。現在、熊本市内の定員充足率は90%台後半、熊本市外は70%前後で中学校卒業者数は令和10年には1万6,000人を下回り、県下の高校

の現状維持は非常に困難である。高校の魅力を高め、地域と連携して課題を共有し、子どもたちの夢の実現を後押しする教育環境の充実こそ、未来を明るくできる。そこで、昨年の県立高校あり方検討会で示された検証結果や地域意見交換会の実施を踏まえ、現在の検討状況と今後の取組に対する考えを教育長に尋ねる。

答弁（教育長） 過去2回の会議でこれまでの取組の検証、令和5年に実施した県内全ての中学生と県立高校生等を対象としたアンケート結果報告を行い、県立高校の現状と課題について協議し、「高校の魅力化には自治体の協力が欠かせない」「地域の方に対する高校魅力化の見える化が必要」との意見をいただいた。3月以降にあり方検討会を3回程開催し、県立高校の目指す姿と取組の基本的方向性について議論を深め、令和7年度末を目途に新方針を策定する予定。来年度から学校と地域の協働体制を構築する魅力化コンソーシアムモデル事業を提案しており、これまでの魅力化の取組を加速化させていくこととしている。

3 こどもまんなか政策

(1) 部局横断的施策に係る知事の考え

質問 子供が成長する中で、行政から様々な支援をいただくが、成長とともに担当部局が変わり、とても分かりにくい。今回、知事が立ち上げられた「こどもまんなか熊本」推進本部は、これらを解消する部局横断的な取組ということで期待している。昨年11月、子ども・子育て会議で「こどもまんなか熊本・実現計画」を示され、本年度中に具体施策を取りまとめ、計画を策定されると伺った。そこで、今年度策定予定の「こどもまんなか熊本・実現計画」について、知事がリーダーシップを発揮し、どのような点を大事にし、施策をどのように展開・実行し、目標を達成されるのか、知事の考えを尋ねる。次に、県立高校の魅力化の検討では、県立高校の数を減らす事が目的ではないかとの不安の声が各地域からでているが、こどもまんなかの視点から、知事としての考えを尋ねる。

答弁（知事） 「こどもまんなか熊本」の実現のため、複数の部局が横断的な連携体制のもとで、共通の目標を持って取組を推進することが極めて重要。問題認識を踏まえ、全庁一丸となり、こどもまんな

なか熊本・実現計画に掲げた施策を実行し、次なる具体施策の検討も進める。計画の具体施策編は、毎年秋頃に次年度の取組を中間整理して予算案をまとめ、春頃に改訂するローリングを行いたい。「将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合」の目標達成に向け、全庁を挙げて取組を進める。次に、県立高校の魅力化について、地域意見交換会には、25カ所28回、延べ約1,700名の地元住民に参加いただき、10年後に地域にあってほしい高校の在り方を熱心に議論いただいている。高校生からも意見や提案をいただいていると聞く。これらを踏まえ、選ばれる魅力ある県立高校づくり、県立高校の魅力化に向け、丁寧な議論が行われることを期待している。全ての子供・若者が幸せに暮らし、成長できる熊本、県民が家庭や子育てに夢を持てる熊本の実現を目指してまいる。

（２）熊本県社会的養育推進計画の改定

質問 国の新たな策定要領に基づき、熊本県社会的養育推進計画の改定が進められ、全市町村への「こども家庭センター」設置を目標とされているが、しっかり機能させていくことが重要である。また、里親養育委託率の目標達成には、里親等の確保、子供と里親の適切なマッチング、委託後の子供と里親家庭への支援の強化などの取組が必要になる。昨年度の児童相談所での児童虐待相談対応件数は10年前の約4.6倍で、今年6月から児童相談所が一時保護する際、保護者が同意しない場合は裁判所に「一時保護状」を請求する司法審査の運用が始まり、現場の業務負担のさらなる増加が予想される。これから5年間どのように社会的養育推進計画に沿った取組を進めていくのか、また、本年度から本格的な取組が開始されているアドボカシー制度の現状を健康福祉部長に尋ねる。

答弁（健康福祉部長） 県として、こども家庭センターで早い段階から課題を抱える家庭に寄り添い、適切な支援を働きかけ、必要な財政支援を行ってまいる。里親委託を推進するため、里親支援センター等と連携し、受け皿となる里親を増やし、里親への支援の充実を図る。一時保護に係る司法審査手続は、国のマニュアルも参考に熊本地裁等と協議し、本格実施に向けた準備を進め、児童相談所の業務負担増とならないよう、業務全体の効率化を進める。子供の権利擁護の取組には、子供が大人に

意見を伝えることをサポートする支援員派遣を全児童養護施設等に拡大し、子供たちの声に耳を傾け、関係機関と連携・協力し、安全に安心して健やかに成長できる環境確保のため、社会的養育推進計画に基づく取組を全力で進めてまいる。

４ アニマルフレンズ熊本開所後の成果と課題

質問 約1年前「アニマルフレンズ熊本」が開所し、温かみのある先進的な動物愛護の拠点として活動を展開され、知事が掲げる「動物愛護・日本一の熊本」、新しい熊本共創社会を実現すると期待している。昨年末に保護猫の収容率が100%に達し、背景には猫の多頭飼育崩壊があると聞く。多頭飼育は社会的支援が必要な飼い主の場合が多く、行政が容易に介入できず、飼育状況が表面に見えないことが課題である。最近、飼い主の突然死や飼い主が入院して地域の支援を受ける事で発覚した事例もあり、早急に未然予防の取組が必要である。保護猫が増加する中、高齢者世帯への譲渡は後見人等の同意がないと認められない条件が設けられている。他県の先進事例を検証し、高齢者へのサポート体制を整え、譲渡の仕組みや制度を見直していくことが重要である。そこで、オープンして約1年、どのような成果があったか、課題についてどのようにお考えか、健康福祉部長の見解を尋ねる。

答弁（健康福祉部長） 主な成果として、動物愛護の啓発・教育で約8,000名に会場いただいた。「いのちの教室」は約1,400名の子供の参加があり、県民の動物愛護への機運の高まりを感じている。また、保護犬の譲渡は2倍、猫は3倍を超える譲渡数となった。課題は多頭飼育崩壊で、飼い主の生活困窮や社会的孤立といった背景があり、福祉関係者等と連携した早期探知が重要。県作成のリーフレット等で、市町村や福祉関係者に広く協力を依頼している。今後も関係機関と連携を強化し、多頭飼育崩壊の未然防止に取り組む。さらに、飼い主のいない猫を増やさないため、今年度開始した無料の避妊去勢手術を継続して実施する。地域猫活動を行っている団体の取組の周知や、無責任なエサやりをしないよう啓発の強化にも取り組む。高齢者への譲渡の条件緩和について、他自治体の先進事例を調査し、動物愛護団体の意見も伺いながら、譲渡の仕組みづくりを検討してまいる。



(一般質問) 令和7年3月11日

自由民主党 池 永 幸 生



1 「食のみやこ熊本県」を支える担い手の確保・育成

質問 昨年12月に県が策定した「くまもと新時代共創基本方針」では、活力ある熊本を実現するため、農林畜水産業の振興については、豊かな食生活を生かし、食のみやこ熊本県を創造すると打ち出された。また、半導体関連企業の進出等に伴う農地減少に対しては、市町村と協力し、農地の確保や生産支援などの対策を進め、意欲ある農業者の営農継続を支援すると表明されている。私の地元合志市には、農業大学校や農業研究センター、そして農業公園がある。農業県熊本を長年支えてきた教育機関や研究施設などが合志市に集中していることは、菊池地域が農業生産の重要な基盤であることのあかしでもある。本県は、長らく農業県としての歴史を築いてきたが、担い手不足や企業進出などにより、今後さらに厳しい情勢になると予想される。そこで、本県農業の未来を担い、食のみやこ熊本県を支える上で重要な担い手の確保・育成について、具体的に今後どのように取り組んでいくのか、農林水産部長に尋ねる。

答弁（農林水産部長） 県では、毎年400名程度の新規就農者を確保してきたが、近年は、特に新規学卒者の獲得が厳しく、担い手の確保・育成は喫緊の課題である。知事からの担い手対策強化の指示を受け、若手農家へのアンケート調査やJ A青壮年部との意見交換などを実施した結果、親元就農者は、地域への愛着が強く、親の経営基盤の継承がその後の経営安定につながっているなどの現状が分かった。これらを踏まえ、関係機関が一体となり、親元就農に対する支援の強化を中心に就農支援策の検討を進め、その柱となる「新しい熊本農業のリーダーズ共創事業」などの関連予算を今定例会に提案している。さらに、円滑な経営継承に向け、新規就農支援センターなど関連する3つの機関を統合し、令和7年4月から、新たに熊本県農業経営・就農支援センターとして発足する。窓口の一本化により利便性向上を図り、新たに親族間の継承コーディネーターを設置するなど取組を強化し、農業の未来を支える担い手の確保・育

成を強力に進めてまいる。

2 中小企業省力化投資補助金の活用推進

質問 中小企業省力化投資補助金は、様々な産業分野において、省力化やデジタル化を促進する国の方針に基づき制度設計されたもので、現在では、カテゴリーごとの登録製品や対象業種が拡大されている。また、公募の要領も、事業者が申請しやすいよう随時、見直しが行われているとのことである。この補助金は、人手不足に悩まされる地域経済にとって、経済活性化に向けた大きな起爆剤となり得るものであり、県内の企業や事業者が、省力化投資を着実に進めることが大いに期待されるが、現時点では、補助金の活用が十分に進んでいないという声も聞いている。そこで、県内の企業や事業者に対し、補助金そのものの周知を含め、補助金申請に必要な手続やその手順についても十分かつ丁寧に周知していくことや、補助金活用を検討している事業者を後押しする県独自の支援が大変重要になると考えるが、県としての具体的な取組について、商工労働部長に尋ねる。

答弁（商工労働部長） 本補助金は、昨年6月の募集開始以降、随時、運用の改善が行われており、例えば、補助上限額に達するまでの複数回の応募やリースによる導入もできるようになるなど、事業者が活用しやすい環境が整備されてきている。そこで、本補助金の積極的な活用を促すため、今年度から新たにホームページへの掲載や事業者向けセミナーで紹介を行うなど、様々な機会を捉えて周知を図っている。また、申請等の手続に関しても、商工会、商工会議所の経営指導員による事業者訪問や中小企業診断士等の専門家の派遣を通じて、しっかりとサポートしてまいる。さらに、県独自の支援策として、1件当たり200万円を上限に自己負担額を10分の1まで引き下げる。本県としても引き続き、事業主体である国や商工団体等と連携し、本補助金の活用について事業者に分かりやすく丁寧に周知をし、事業者の省力化・生産性向上の取組をしっかりと後押ししてまいる。

3 物流拠点の整備

質問 中九州横断道路の開通により、今後、熊本が九州経済において様々な重要な役割を果たし、大

分、宮崎との物流や人の流れも活発になることは確実だと思われる。特に、J A S Mの操業開始やJ A S M第2工場、ソニーの第2工場の建設により、関連企業のさらなる進出も見込まれ、経済活性化が進む中、九州自動車道に接続する新たなインターチェンジの活用や合志市内の2つの新規インターチェンジ建設を見越した物流拠点の整備は、九州の東西と南北を結ぶ交通の要衝として非常に重要な戦略と考えられる。さらに、トラックドライバーの労働時間規制の開始などに伴う、いわゆる2024年問題に対応していくためにも、物流拠点を整備することが不可欠と思われる。昨年4月には、大津西から大津までの区間が事業化されるなど、中九州横断道路の整備が着々と進む中、特に、合志市内の2つの新規インターチェンジを軸とした地域における物流拠点の整備には、大きな意義があると考えられる。物流拠点の構築は、県内の若年層の流出を防ぐ新たな雇用創出など、地域経済の発展にも大きく寄与する可能性がある。そこで、地域経済を支える重要な社会インフラである物流の機能を維持発展させていくためにも、合志市内の2つの新規インターチェンジを軸とした地域における物流拠点の整備の必要性についてどのような認識をお持ちか、企画振興部長に尋ねる。

答弁（企画振興部長） 多くの物が行き交う物流の拠点整備は、幹線輸送と地域配送の円滑な接続など運送業務の効率化に加え、新たな雇用創出、ドライバーの労働環境改善にも貢献する。本県に物流拠点を整備することは、世界に誇る農林畜水産業、そして近年の半導体関連産業の集積という強みを生かし、国内向け、さらには世界に向けた国際ビジネスの展開にも大きく資するものである。また、九州の中央に位置する本県の地理的優位性が最大限に生かされ、新生シリコンアイランド九州の実現、さらには、熊本がアジアの半導体サプライチェーンの中心的役割を担っていく上での足がかりとなり得るものと考えている。中九州横断道路に新設される合志市内の2つのインターチェンジを軸とした地域は、九州を支え、ひいては世界へとつながる物流のハブとなる可能性があると考えている。県としては、今後、民間の動きや国の物流拠点の今後の在り方に関する検討会におい

て進められている議論を注視しながら、地域経済の発展に資する物流拠点の在り方を検討してまい

4 運転免許をめぐる県民の利便性向上

質問 マイナンバーカードについては、本年3月24日から運転免許証との一体化が始まると承知している。今回新たに始まる運転免許証との一体化については、デジタル社会の実現に向けた重要な取組となるが、県民の中には、まだこの制度を十分に御存知ない方も多いように感じている。いわゆるマイナ免許証のメリットについて説明いただくとともに、マイナ免許証の導入に向けて、県警察が取り組んでいる施策等があれば、警察本部長に御紹介いただきたい。また、県警察では、本年1月から運転免許手続の一部について事前予約制を導入していると伺ったが、その導入経緯と期待される効果等についても説明いただきたい。

答弁（警察本部長） いわゆるマイナ免許証については、あくまで希望する方が持つことができるものであり、免許証の保有形態としては、従来の免許証のみ、マイナ免許証のみ、または両方の3つの形態から選ぶことができるようになる。マイナ免許証のみを保有する方は、住所変更等の際に自治体に届け出るだけで警察署等での変更手続が不要になるほか、免許更新の際の更新時講習をオンラインで受講できたり、更新手数料が安くなったなどのメリットがある。県警察では、マイナ免許証への免許情報の記録等の手続が円滑に行われるようにするため、運転免許センター内における専用ブースの設置や担当職員の体制強化を進めるとともに、県警ホームページなどで制度の概要やマイナ免許証のメリット、必要な手続などについて周知を図っている。運転免許手続の事前予約制については、本年1月14日から、運転免許センターにおいて行う免許更新の際の更新時講習や学科試験などのWEB予約を開始している。こうした予約制度が混雑緩和や手続時間の短縮という効果につながるよう、引き続き、県民の皆様への周知を図ってまい

5 働き方改革の見直し（要望）



(一般質問) 令和7年3月11日

自由民主党 河津 修 司



1 知事の阿蘇に対する思いと阿蘇の草原維持

質問 熊本地域の森林、田畑、そして草原の持つ水源涵養機能を守り育てていくことが、下流に住む人たちに対する私たち阿蘇地域に住む者の責務ではないかと考えており、阿蘇谷や南郷谷に広がる壮大な田畑、小国や高森地区に植栽された森林を維持管理、保全していくことが重要と考えている。特に、阿蘇の草原、原野を維持していくには、農畜産農家の高齢化や減少で野焼きが難しくなってきたおり、危機的な状況を打開するためには、新たな支援が必要ではないか。九州各県を巻きこんでのシステムを固めつつあると聞いているが、どのような仕組みを考えているのか、阿蘇への思いと併せて、知事に尋ねる。

答弁(知事) 阿蘇に広がる雄大な草原は、水源涵養をはじめとする多面的な機能を持ち、未来へ引き継がれるべき人類の宝だと認識している。必ずや阿蘇の世界文化遺産登録を実現させたいと思っている。阿蘇の草原の維持活動をさらに持続可能なものとするためには、新たな仕組みの構築が必要であり、具体的には、新たな支援の受け皿となる基金を阿蘇の草原等の維持に取り組んでいる団体と連携して設置するよう調整している。その上で、企業などからの支援のインセンティブとなるように、支援の貢献度を定量化して証明するための評価指標を整備することとし、関連予算を提案している。白川水系以外の5つの1級河川の受益者などに広く支援を求めることも視野に、検討を進めてまいる。

2 阿蘇地域の農業における高温対策

質問 阿蘇地方は、数年前までは、冷地気候を利用して、夏場の大根、キャベツ、ホウレンソウ、米栽培をして収益を得ていたが、ここ数年、稲作は、いかに温度を下げるかに気をつけており、ホウレンソウは種をまいても芽が出ない状況である。もはや阿蘇地域は冷地とは言えない状況である。稲作や野菜づくりの高温対策を重視し、農家への適宜な栽培指導が重要であると思われる。このため、県は、今後、酷暑に対処した栽培方法や暑さに強

い品種開発など、高温対策にどう対応していくのか、農林水産部長に尋ねる。

答弁(農林水産部長) 県では、関係機関と連携して高温対策プロジェクトチームを立ち上げ、検討を行っている。短期的な対策では、国や他県のこれまでの知見を整理し、講習会などで生産者に技術情報を周知するとともに、県ホームページに掲載し、市町村やJAに情報提供を行うこととしている。また、高温対策用資機材の導入に対する支援を実施する。中長期的な対策では、新しい高温対策技術に関する現地試験を実施し、効果が確認できたものについては随時周知を図ってまいる。また、国の研究機関や民間とも連携し、地球温暖化対策を重点研究課題に位置づけ、新しい品種の開発、選定や品質、収量の低下を防止する技術開発などを進めてまいる。併せて、経営リスクの軽減には、収入保険などへの加入が重要であることから、引き続き加入促進を図ることとしている。

3 畜産の振興

質問 地元阿蘇では非常になじみが深い、観光資源としても人気があるあか牛であるが、畜産団体によると、国内のみならず、国外からもあか牛の肉を取り扱いたいという需要があるが、全てに対応できていない状況とのことである。長引く飼料価格の高止まりで経営体力が失われている畜産農家にとっては、新たな投資は非常にハードルが高く、生産基盤がなかなか拡大できていないのではないのか。そこで、あか牛の生産基盤を効果的に維持、強化するためにどのように取り組んでいくのか、また、購入飼料費の高騰に対し、どのように取り組んでいくのか、農林水産部長に尋ねる。

答弁(農林水産部長) 県では、生産者がより増頭に取り組みやすくなるよう、高い能力を持つ多数の母牛を短期間に確保するため、新たに性選別技術と受精卵移植技術を組み合わせた増頭事業による支援を実施することとしている。次に、購入飼料費の高騰対策については、配合飼料価格安定制度に係る生産者積立金の一部助成を行ってきたところである。この措置を継続するとともに、新たに飼料配送コストの低減のための農家の飼料タンクへの残量測定センサー設置に対する支援や酪農家に対する粗飼料価格の上昇分の一部補填、阿蘇

の草原等採草地での自給飼料の収量向上の取組に対する支援を実施する。

4 産山村の大蘇ダム

質問 大蘇ダムは、浸透抑制対策が行われてきたが、現在でも地下への浸透が続いていると聞いている。令和4年度から令和6年度の3年間、国において、浸透メカニズムを把握するための調査が行われるとともに、調査期間中の用水確保は、国が現地に職員を常駐させ、責任を持って対応されていると聞いており、農家が安心して営農できるよう、可能な限り対応していただいていると思っている。しかし、国の調査は本年度末で終わることから、来年度以降、大蘇ダムの管理がどうなるのか関係市町村や土地改良区は大変不安を抱えている。大蘇ダムの現状はどうか、今後どのように対応していくのか、知事に尋ねる。

答弁（知事） 令和4年度から本年度まで、浸透状況を把握するための調査が行われ、ダムの水は、現在も地下に浸透し続けているとの説明を国から受けている。ダム本体の安全性については、大規模地震が発生しても、ダムの貯留機能を維持できることがしっかりと示されている。今後の対応については、営農に必要な安定した農業用水を確保すること、浸透の調査や観測を継続し、対策が必要な場合は国の責任において対応すること、ダムの運用に国直轄管理事業を導入することを農林水産省に対して要望したところである。この要望に対し、令和7年度から用水確保対策と追加の浸透抑制対策を組み合わせ、必要な農業用水を確保すること、それらを全額国費で行われることが示された。さらに、令和9年度を目途に、国による直轄管理を開始することが示された。

5 台湾との教育交流

質問 熊本県と台湾は、以前から結びつきが強く、交流が活発に行われてきたが、TSMCの進出決定後、さらに拡大している。台湾との交流が活発となる中、教育面での交流は、熊本の子供たちの国際的視野を養い、グローバルな人材を育成することにもつながるものであり、今後教育交流を促進する必要があると考える。そこで、台湾との教育交流の現状と今後の取組について、教育長に尋

ねる。

答弁（教育長） 平成29年1月の高雄市との友好交流協定締結を契機に、県内23の市町村立小中学校、県立高校において、高雄市の学校とオンラインや現地の交流が実施されている。高雄市以外でも、県立高校では17校が高級中学や大学と姉妹校協定を締結している。市町村立学校でも、姉妹校協定に基づく交流をはじめ、台湾への渡航、教育旅行の受入れを行うなど、様々な交流が行われている。さらに、コロナ禍で減少していた台湾への修学旅行について、今年度は県立高校5校が実施している。今後の取組について、県教育委員会では、台湾の国際教育交流を総合的に担う高級中学以下学校国際教育交流連盟との間で、教育交流協力に関する覚書の締結について合意を得、その時期や内容等の調整を行っているところである。

6 建設産業と連携した地域課題への対応

質問 阿蘇地域では、通常の道路維持管理業務に加え、除雪、凍結防止対策や火山活動が活発な場合の降灰対策と頻発する災害への対応など、地域特有の課題があり、その解決に向け建設業が日々尽力している。どの産業も地域にはなくてはならない産業、仕事であるが、特に災害復旧作業など、住民生活に密着した仕事と言えるのではないか。一方で、建設産業においては、阿蘇地域でも人手不足等が深刻な問題となっており、建設産業の負担軽減を含めた対策が不可欠だと思っている。県においては、地域の課題解決に向けどのように取り組んでいくのか、土木部長に尋ねる。

答弁（土木部長） 阿蘇地域では、広い範囲で積雪や路面凍結による交通障害が発生するため、管内46路線の除雪業務を1路線ごとに分けて委託することで、作業を迅速化し、企業の業務負担の軽減を図っている。また、噴火による火山灰対策では、使用する頻度が少ない路面清掃車を県が保有し、作業を行う企業に貸し出すことで、企業の負担を軽減している。さらに、降灰後の雨に伴う土石流の発生に備えるため、組立て式の仮設堰堤に使用する砂防用ブロックを備蓄しておくことで、作業の効率化や安全確保を図っている。

7 阿蘇地域の道路整備（要望）



(一般質問) 令和7年3月11日

自由民主党 楠本千秋



1 天草地域の振興

質問 本年1月14日に、知事の音頭で、天草で地域未来創造会議が開催された。2市1町の首長と天草選出の県議が参加し、木村知事と市長、町長の間で活発な意見交換があり、地元で寿司学科をつくり、世界中から人を呼びたいという提案もあった。食を生かした取組は、ぜひとも積極的に進めるべきだと思う。高校の魅力化推進、人材育成の観点からも、大変面白く夢のあるテーマだと感じた。天草地域には多くの資源があるが、新鮮で質の高い農林畜水産物は、特に自慢できる資源の一つである。今回の議論を踏まえ、今後の天草地域の振興、中でも食を生かした取組について、どのような方向で取り組むのか、知事に尋ねる。

答弁(知事) 天草地域での地域未来創造会議では、食を生かした地域振興、高校の魅力化を含めた人材の育成等、前向きなアイデアが様々出た。今後これらの具体実現化に向け、天草の各市町と検討してまいりたい。食を生かした取組は、私が最も力を入れたい分野の一つで、県では「食のみやこ熊本県」の創造に向けたビジョンを6月頃までに取りまとめる予定である。天草地域は、非常に高い食のポテンシャルがあると認識しており、これまで、認知力向上や販路拡大につながる支援を行ってきた。高校の魅力化に当たっても、食は積極的に活用したい地域資源の一つで、県教育委員会においては、人材育成の観点から検討していただきたい。県としては、食のさらなる高付加価値化や未来を担う人材の確保の取組等、天草の特色や強みを生かした地域振興に努めてまいる。

2 クルーズ船の対応

質問 天草の大きな課題は観光振興であり、観光スポットを大いに生かした取組も必要ではないか。中でも、崎津集落は、2018年に、長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産として世界遺産に登録され、翌年は崎津集落を訪れる観光客数が倍増したと伺っている。令和4年12月、蒲島知事がフランス、ポナン社の豪華クルーズ船が天草市等に寄港すると発表され、昨年3回、天草市の崎津港に

寄港が実現した。地元では大変な盛り上がりを見せ、寄港当日、多くの観光客をおもてなしされたと伺っている。そこで、県と天草市では、どのような体制で対応されたのか、また、お客様の状況や反応、それから、本年も4月に寄港予定と伺ったが、昨年の経験を生かした県と天草市の取組の意気込みについて、観光文化部長に尋ねる。

答弁(観光文化部長) 昨年4月から5月にかけて、フランスのクルーズ船の初寄港が実現し、県では、天草市、上天草市、観光協会等と一体となって、様々なおもてなしを実施した。崎津独自の景観や文化に感銘を受けられた様子で、散策中に地元住民との交流もあり、おもてなしを大変楽しんでいた。今回の県、地域一体となったおもてなしに対するポナン社の評価は大変高く、本年4月の崎津港への再寄港が実現した。県、天草市では、今回の寄港に合わせ、新たな企画の準備も進めている。引き続き、ポナン社の寄港を通して培った知見や経験を生かし、県、地域一体となって、天草地域のさらなる観光振興に取り組んでまいる。

3 国道389号下田南工区

質問 天草地域の生活基盤であるとともに、天草の観光の目玉である世界文化遺産登録の崎津集落等につながる国道389号下田南地区には小田床隧道、桑ノ木隧道と2か所の交通難所があり、大変危険な状況であるが、令和3年に小田床隧道に代わる3号トンネルが完成し、令和6年7月に無事バイパス区間が開通した。残るは、難所の桑ノ木隧道に代わる周辺関係の道路である。国道389号下田南工区道路工事の今後の見通しについて、土木部長に尋ねる。

答弁(土木部長) 国道389号は地域の日常生活を支える道路であるとともに、観光振興においても重要な道路と認識している。平成14年度から、4つのトンネルと2つの橋梁を含む約3.5キロメートルの道路改良に取り組み、昨年7月までに下田温泉方面から南へ約2.5キロメートルを供用した。残る約1キロメートルは、トンネルと2つの橋梁によるバイパス工事を進めており、まずは桑ノ木隧道を迂回する約800メートルの区間を令和9年までに供用したいと考えている。引き続き、最終区間となる高架橋約200メートルを含む全線の早期

完成に向けて、しっかりと整備を進めてまいる。

4 御所浦の振興

質問 御所浦地域の振興については、交通、医療、福祉、教育、地域経済の各分野で様々な施策が実施され、加えて、今定例会では、燃料価格の高騰に係る海上タクシーの運航支援に関する補正予算が先議で可決され、交通利便性の確保等が期待される。これまで実施された振興策は一定の成果を上げているが、依然として離島地域の課題は多く、さらなる強化が求められる。そこで、これまでの御所浦の振興に関する取組状況をどう評価され、また、今後の方向性として、化石発掘体験エリアへの利便性の向上やサイクルツーリズムの導入といった新たな視点を加えた地域振興策についてどう考えるか、企画振興部長に尋ねる。

答弁（企画振興部長） 御所浦の振興は、地元住民の方々の要望を踏まえ、様々な取組を進めており、一定の成果を上げていると認識している。化石発掘体験エリアへの利便性の向上やサイクルツーリズムの導入といった新たな視点を加えた地域振興策は、滞在時間の延長や島内の周遊性を高め、交流人口や関係人口の拡大につながるものと認識している。今後も引き続き、天草市や地元の皆様とともに豊かな地域資源を生かした効果的な事業に取り組むとともに、必要となる環境整備に努めてまいる。

5 八代・天草シーライン構想

質問 八代・天草シーライン構想は、県南・天草地域の連携を強め、地方創生につながるプロジェクトであり、また、自然災害の大規模化、頻発化を踏まえ、国土強靱化の一環をなす本構想の実現は必要不可欠である。知事は、本年2月、八代・天草シーライン建設促進協議会会長として、国土交通省に対して、構想の早期実現に向けた要望活動を行われた。1年前、蒲島知事も要望され、令和6年3月、第1回八代・天草シーラインに関する勉強会が開催され、国、県、八代市、上天草市で今後の進め方などを協議されたと伺っている。昨年からの流れや状況の中、要望活動の感触や今後の取組について、知事に尋ねる。

答弁（知事） 八代・天草シーライン構想は、県南

・天草地域全体で新たな経済圏や観光ルートを創出する大きな可能性に満ちたものであり、大規模災害時における命の道としても重要な役割を果たし得るものと考えている。今後、国、県、関係市による勉強会において、求められる機能等の整理など、しっかりと進めてまいる。また、2月に県議会議員連盟の議員等と、国に対し、構想の早期実現を要望した。シーラインの必要性や地元の強い期待をしっかりと受け止めていただき、地元の機運の盛り上がりや熱意が、十分伝わったと考えている。関係者一丸となって、地元の機運をさらに高めながら、熱意を国に伝え続け、早期実現に向けた取組を着実に、力強く推進してまいる。

6 本渡港港湾計画の改訂

質問 本渡港は、約100年前の大正11年に指定港湾となり、昭和12年より港湾施設の整備充実が進められてきたが、社会情勢の変化に伴い、港が持つ活気が薄れてきている。そのような中、令和5年に熊本天草幹線道路の本渡道路が開通し、天草下島の玄関口としての重要性が増したのではないかと。昨年9月、天草市から要望書が県に提出され、市が進めるまちづくり計画に合わせ、本渡港港湾計画に反映するよう求めている。県においても、天草地域で大規模な防災訓練が行われ、県策定の防災計画に、本渡港にも優先的に地震強化岸壁の整備を進めると記されている。そこで、本渡港港湾計画の改訂内容について、土木部長に尋ねる。

答弁（土木部長） 本渡港は、平成7年に当初の港湾計画を策定し、初めて抜本的な改訂を行った。今回の改訂は、天草市が策定したまちづくり計画と整合し、港湾の利用目的を「物流」から「人流」へと転換を図るもので、計画策定に当たっては市と丁寧な協議を重ね、まちづくりにも寄与するものとした。大矢崎地区と本渡地区を2つの連絡路でつなぎ回遊性を高め、その中間に海辺へ親しむ空間等を創造し、また、天草地域で初めてとなる耐震強化岸壁を位置づけた。港湾計画では、目標年次をおおむね15年後としているが、実施に当たっては、引き続き、天草市と連携しながら、優先度の高いものから段階的に供用できるよう整備を進め、早期完成を図ってまいる。

提出者の説明・質疑・討論

(討論) 令和 7 年 3 月 19 日

立憲民主連合 鎌 田 聡

知事提出議案 第 36 号「令和 7 年度熊本県一般会計予算」

に対しての反対討論

(提出者の説明) 令和 7 年 3 月 19 日

自由民主党 坂 田 孝 志

議員提出議案 第 1 号「熊本県いぐさ・畳の振興に関する条例の制定について」

(討論) 令和 7 年 3 月 19 日

立憲民主連合 西 聖 一

議員提出議案 第 3 号「旧姓の通称使用を拡大する法制度の創設を求める意見書」

に対しての反対討論

(討論) 令和 7 年 3 月 19 日

参政党 高 井 千 歳

議員提出議案 第 3 号「旧姓の通称使用を拡大する法制度の創設を求める意見書」

に対しての賛成討論

議案等の議決結果

知事提出議案（先議分）

議案番号	件 名	議決日	結果
第1号	令和6年度熊本県一般会計補正予算（第8号）	2月28日	可決
第2号	令和6年度熊本県中小企業振興資金特別会計補正予算（第1号）	2月28日	可決
第3号	令和6年度熊本県収入証紙特別会計補正予算（第1号）	2月28日	可決
第4号	令和6年度熊本県立高等学校実習資金特別会計補正予算（第1号）	2月28日	可決
第5号	令和6年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算（第4号）	2月28日	可決
第6号	令和6年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計補正予算（第3号）	2月28日	可決
第7号	令和6年度熊本県用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）	2月28日	可決
第8号	令和6年度熊本県育英資金等貸与特別会計補正予算（第2号）	2月28日	可決
第9号	令和6年度熊本県林業改善資金特別会計補正予算（第1号）	2月28日	可決
第10号	令和6年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1号）	2月28日	可決
第11号	令和6年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計補正予算（第2号）	2月28日	可決
第12号	令和6年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計補正予算（第1号）	2月28日	可決
第13号	令和6年度熊本県公債管理特別会計補正予算（第1号）	2月28日	可決
第14号	令和6年度熊本県国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	2月28日	可決
第15号	令和6年度熊本県下水道事業会計補正予算（第3号）	2月28日	可決
第16号	令和6年度熊本県電気事業会計補正予算（第4号）	2月28日	可決
第17号	令和6年度熊本県工業用水道事業会計補正予算（第2号）	2月28日	可決
第18号	令和6年度熊本県有料駐車場事業会計補正予算（第2号）	2月28日	可決
第19号	令和6年度熊本県病院事業会計補正予算（第4号）	2月28日	可決
第20号	専決処分の報告及び承認について	2月28日	承認
第21号	熊本県手数料条例等の一部を改正する条例の制定について	2月28日	可決
第22号	工事請負契約の締結について	2月28日	可決
第23号	工事請負契約の締結について	2月28日	可決
第24号	工事請負契約の変更について	2月28日	可決
第25号	工事請負契約の変更について	2月28日	可決
第26号	工事請負契約の変更について	2月28日	可決
第27号	工事請負契約の締結について	2月28日	可決
第28号	工事請負契約の変更について	2月28日	可決
第29号	工事請負契約の変更について	2月28日	可決
第30号	工事請負契約の変更について	2月28日	可決
第31号	工事請負契約の締結について	2月28日	可決
第32号	専決処分の報告及び承認について	2月28日	承認
第33号	専決処分の報告及び承認について	2月28日	承認
第34号	専決処分の報告及び承認について	2月28日	承認
第35号	専決処分の報告及び承認について	2月28日	承認

知事提出議案（後議分）

議案番号	件 名	議決日	結果
第36号	令和7年度熊本県一般会計予算	3月19日	可決
第37号	令和7年度熊本県中小企業振興資金特別会計予算	3月19日	可決
第38号	令和7年度熊本県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算	3月19日	可決
第39号	令和7年度熊本県収入証紙特別会計予算	3月19日	可決
第40号	令和7年度熊本県立高等学校実習資金特別会計予算	3月19日	可決
第41号	令和7年度熊本県港湾整備事業特別会計予算	3月19日	可決
第42号	令和7年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計予算	3月19日	可決
第43号	令和7年度熊本県用地先行取得事業特別会計予算	3月19日	可決
第44号	令和7年度熊本県育英資金等貸与特別会計予算	3月19日	可決
第45号	令和7年度熊本県林業改善資金特別会計予算	3月19日	可決
第46号	令和7年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計予算	3月19日	可決
第47号	令和7年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計予算	3月19日	可決
第48号	令和7年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計予算	3月19日	可決
第49号	令和7年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計予算	3月19日	可決
第50号	令和7年度熊本県公債管理特別会計予算	3月19日	可決
第51号	令和7年度熊本県国民健康保険事業特別会計予算	3月19日	可決
第52号	令和7年度熊本県下水道事業会計予算	3月19日	可決
第53号	令和7年度熊本県電気事業会計予算	3月19日	可決
第54号	令和7年度熊本県工業用水道事業会計予算	3月19日	可決
第55号	令和7年度熊本県有料駐車場事業会計予算	3月19日	可決
第56号	令和7年度熊本県病院事業会計予算	3月19日	可決
第57号	熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	3月19日	可決
第58号	熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び熊本県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3月19日	可決
第59号	熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3月19日	可決
第60号	熊本県情報公開・個人情報保護審議会条例の一部を改正する条例の制定について	3月19日	可決
第61号	熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例の制定について	3月19日	可決
第62号	熊本県税条例の一部を改正する条例の制定について	3月19日	可決
第63号	熊本県税災害減免条例の一部を改正する条例の制定について	3月19日	可決
第64号	熊本県税条例及び熊本県税災害減免条例の一部を改正する条例の制定について	3月19日	可決
第65号	熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3月19日	可決
第66号	熊本県民生委員定数条例の一部を改正する条例の制定について	3月19日	可決
第67号	熊本県一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の制定について	3月19日	可決
第68号	熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3月19日	可決
第69号	熊本県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	3月19日	可決
第70号	熊本県環境影響評価条例の一部を改正する条例の制定について	3月19日	可決
第71号	熊本県少年保護育成条例の一部を改正する条例の制定について	3月19日	可決
第72号	熊本県産業技術センター条例の一部を改正する条例の制定について	3月19日	可決
第73号	熊本県産業展示場条例の一部を改正する条例の制定について	3月19日	可決
第74号	熊本県立劇場条例の一部を改正する条例の制定について	3月19日	可決

第75号	熊本県林業研究・研修センター条例の一部を改正する条例の制定について	3月19日	可決
第76号	熊本県阿蘇みんなの森条例の一部を改正する条例の制定について	3月19日	可決
第77号	熊本県特定都市河川浸水被害対策法施行条例の制定について	3月19日	可決
第78号	熊本県立高等学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3月19日	可決
第79号	熊本県警察職員定数条例の一部を改正する条例の制定について	3月19日	可決
第80号	熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3月19日	可決
第81号	財産の無償貸付けについて	3月19日	可決
第82号	財産の無償貸付けについて	3月19日	可決
第83号	財産の無償貸付けについて	3月19日	可決
第84号	財産の処分について	3月19日	可決
第85号	財産の減額貸付けについて	3月19日	可決
第86号	熊本県産業成長ビジョンの改定について	3月19日	可決
第87号	包括外部監査契約の締結について	3月19日	可決
第88号	権利の放棄について	3月19日	可決
第89号	権利の放棄について	3月19日	可決
第90号	訴えの提起について	3月19日	可決
第91号	権利の放棄について	3月19日	可決
第92号	教育長の任命について	3月19日	同意
第93号	監査委員の選任について	3月19日	同意
第94号	海区漁業調整委員会委員の任命について	3月19日	同意
第95号	海区漁業調整委員会委員の任命について	3月19日	同意
第96号	海区漁業調整委員会委員の任命について	3月19日	同意
第97号	海区漁業調整委員会委員の任命について	3月19日	同意
第98号	海区漁業調整委員会委員の任命について	3月19日	同意
第99号	海区漁業調整委員会委員の任命について	3月19日	同意
第100号	海区漁業調整委員会委員の任命について	3月19日	同意
第101号	海区漁業調整委員会委員の任命について	3月19日	同意
第102号	海区漁業調整委員会委員の任命について	3月19日	同意
第103号	海区漁業調整委員会委員の任命について	3月19日	同意
第104号	海区漁業調整委員会委員の任命について	3月19日	同意
第105号	海区漁業調整委員会委員の任命について	3月19日	同意
第106号	海区漁業調整委員会委員の任命について	3月19日	同意
第107号	海区漁業調整委員会委員の任命について	3月19日	同意
第108号	海区漁業調整委員会委員の任命について	3月19日	同意
第109号	海区漁業調整委員会委員の任命について	3月19日	同意
第110号	海区漁業調整委員会委員の任命について	3月19日	同意
第111号	海区漁業調整委員会委員の任命について	3月19日	同意
第112号	海区漁業調整委員会委員の任命について	3月19日	同意
第113号	海区漁業調整委員会委員の任命について	3月19日	同意
第114号	海区漁業調整委員会委員の任命について	3月19日	同意
第115号	海区漁業調整委員会委員の任命について	3月19日	同意
第116号	海区漁業調整委員会委員の任命について	3月19日	同意
第117号	海区漁業調整委員会委員の任命について	3月19日	同意
第118号	海区漁業調整委員会委員の任命について	3月19日	同意
第119号	監査委員の選任について	3月19日	同意
第120号	監査委員の選任について	3月19日	同意

議員提出議案

議案番号	件 名	議決日	結果
第 1 号	熊本県いぐさ・畳の振興に関する条例の制定について	3月19日	可決
第 2 号	熊本県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3月19日	可決
第 3 号	旧姓の通称使用を拡大する法制度の創設を求める意見書	3月19日	可決
第 4 号	くまもと県産酒で乾杯条例のさらなる推進に関する決議	3月19日	可決

委員会提出議案

議案番号	件 名	議決日	結果
第 1 号	熊本県議会会議規則の一部を改正する規則の制定について	3月19日	可決
第 2 号	地方消費者行政に対する財政支援（交付金等）の継続・拡充を求める意見書	3月19日	可決

請願

請願番号	件 名	議決日	結果
請第25号	「地方消費者行政に対する財政支援（交付金等）の継続・拡充を求める意見書」の提出を求める請願	3月19日	採択
請第26号	「地方消費者行政に対する財政支援（交付金等）の継続・拡充を求める意見書」の提出を求める請願	3月19日	採択

報告案件

番 号	件 名
報告第 1 号	専決処分の報告について
報告第 2 号	専決処分の報告について
報告第 3 号	専決処分の報告について
報告第 4 号	専決処分の報告について
報告第 5 号	専決処分の報告について
報告第 6 号	専決処分の報告について
報告第 7 号	専決処分の報告について
報告第 8 号	専決処分の報告について
報告第 9 号	一般社団法人熊本県果実生産出荷安定基金協会の経営状況を説明する書類の提出について

可決された意見書・決議・条例等

議員提出議案第1号：熊本県いぐさ・畳の振興に関する条例の制定について

(議決日 3月19日)

熊本県は、500年以上のいぐさ栽培の歴史を有する日本一の産地として、畳文化を守り支えており、いぐさといえば熊本県産が代表的なものとして広く認知されている。

いぐさ・畳に関する伝統と文化は、国民の生活に深く浸透し、心豊かな生活の実現に重要な役割を担ってきた。

また、いぐさ畳表の持つ、空気浄化・湿度調整機能及びリラックス・安眠効果などの優れた機能性は、現代においても健やかな生活を提供している。

一方で、国産いぐさ・畳産業を取り巻く状況は、住まいの洋風化志向の高まりなどによる畳需要の減少や外国産畳表及び工業畳表との競合、専用機械の製造中止、資材価格の高騰等により厳しさを増しており、国産いぐさ産地の存続が危ぶまれている。

このような状況の中、熊本県のいぐさ・畳に係る伝統文化を守り、技術を継承していくためには、関係者の自助努力はもちろん、意欲ある生産者や関連事業者を県全体で支援していくことが重要である。

今後、県、市町村、生産者、関係団体、事業者及び県民が一体となっていぐさ産地を守り、畳に関する伝統と文化を将来へ繋いでいくため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、県産いぐさ・畳産業の振興を図るための措置を講じることにより、本県のい業及びいぐさ・畳に係る伝統文化への理解の増進及び技術の継承を図り、もっていぐさ・畳産業の維持と心豊かな県民生活の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 いぐさ・畳産業の振興は、日本の伝統文化の維持・継承・発展に寄与し、郷土のいぐさ・畳文化への県民の理解を深め、将来へと繋いでいくことを旨として推進されなければならない。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市町村 県内市町村をいう。
- (2) 生産者 県内でいぐさ・畳表を生産する者及びその組織する団体をいう。
- (3) 生産市町村 区域内にいぐさ・畳表の生産者が存する市町村をいう。
- (4) 関係団体 生産市町村の区域内に存する農業協同組合のほか、い業の振興のために組織された団体をいう。
- (5) 事業者 いぐさ・畳表及び畳の流通・販売を行う事業者、い業に必要な資材や専用機械の

製造・修理・メンテナンス等を行う事業者、その他いぐさ・畳に関わる事業者及びその組織する団体をいう。

(県の役割)

第4条 県は、基本理念にのっとり、県産いぐさ・畳産業を振興していくため、市町村、生産者、関係団体、事業者及び県民との連携を図るとともに、技術継承及び需要拡大の取組を行うよう努めるものとする。

2 県は、県有施設での県産いぐさ・畳の利用を促進するよう努めるものとする。

3 県は、いぐさ・畳の振興に必要な情報の収集を行い、各種施策を講ずるよう努めるものとする。

4 県は、前項の各種施策の推進に当たっては、生産者、生産市町村、関係団体、事業者及び県民との連携を図り、効果的かつ計画的に行うよう努めるものとする。

5 県は、国と連携して、生産者が安心していぐさ・畳の生産を継続できるよう、その基盤づくりに努めるものとする。

6 県は、国と連携して、各種施策の推進に必要な財政措置を講ずるよう努めるものとする。

7 知事は、毎年度、い業振興に関する必要な施策を取りまとめ、議会に報告するものとする。

(議員の役割)

第5条 熊本県議会の議員は、基本理念にのっとり、県民の代表として、いぐさ・畳産業が郷土の産業であることに誇りを持ち、県産いぐさ・畳の利用及び普及の促進に関する取組に積極的に努めるものとする。

(市町村の役割)

第6条 市町村は、基本理念にのっとり、各市町村有施設での県産いぐさ・畳の利用を検討するよう努めるものとする。

2 生産市町村は、前項に定めるもののほか、県、当該区域内の生産者、関係団体、事業者及び地域住民と連携して、いぐさ・畳の振興を行なうよう努めるものとする。

(生産者の役割)

第7条 生産者は、基本理念にのっとり、生産技術の向上に励むとともに、経営安定に努力を払い、安全で高品質な製品の生産に努めるものとする。

2 生産者は、産地の維持・存続のため一致協力し、生産振興・販売促進等の活動に努めるものとする。

3 生産者は、畳表の品質等に関する情報提供及び県、市町村、関係団体及び事業者が行う需要拡大等の取組に協力するよう努めるものとする。

(関係団体の役割)

第8条 関係団体は、い業の生産振興及び需要拡大の対策を実施するための計画を相互に連携して策定するよう努めるものとする。

2 関係団体は、基本理念にのっとり、事業の実施や調査、種苗管理や品質検査、海外産との差別化に資する取組など、それぞれの担う役割を果たすとともに、相互に連携して生産振興及び需要

拡大の対策を実施するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第9条 事業者は、良質な熊本県産畳表の安定的な生産及び円滑な販売に向けて、生産者や関係団体との連携に努めるものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、県、市町村及び他の事業者と相互に連携しながら、県産いぐさ・畳の利用及び普及を促進する取組を通じて、地域の活性化に努めるものとする。

（県民の理解と協力）

第10条 県民は、日本一のいぐさ産地の県民として誇りをもって、いぐさ・畳の歴史及び文化に関心を持ち、県産いぐさ・畳及びい製品の利用を通じて、郷土の産業への理解を深めるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

県産いぐさ・畳産業の振興を図るための措置を講じることにより、本県のい業及びいぐさ・畳に係る伝統文化への理解の増進及び技術の継承を図り、もっていぐさ・畳産業の維持と心豊かな県民生活の実現に寄与するため、条例を制定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

（公布日 3月26日）

議員提出議案第2号：熊本県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について

（議決日 3月19日）

熊本県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和4年熊本県条例第48号）の一部を次のように改正する。

第2条第10項中「以下」を「第12条第5項において」に、「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第12条第5項中「及び第29条」を削り、同項の表第38条第1項第1号の項中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

第17条第2項第1号ア中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第18条第1項中「議会の保有する」を削る。

第48条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条第10項の改正規定（「以下」を「第12条第5項において」に改める部分に限る。）、第12条第5項の改正規定（「及び第29条」を削る部分に限る。）、第17条第2項第1号アの改正規定、第18条第1項の改正規定及び第48条の改正規定 公布の日
- (2) 第2条第10項の改正規定（「以下」を「第12条第5項において」に改める部分を除く。）及び第12条第5項の改正規定（「及び第29条」を削る部分を除く。）

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（令和7年4月1日）

（提案理由）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部改正等に伴い、関係規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

（公布日 3月31日）

議員提出議案第3号：旧姓の通称使用を拡大する法制度の創設を求める意見書

（議決日 3月19日）

選択的夫婦別姓制度について、現国会で再び導入の是非が議論されている。

現在の議論を見る限り、子の姓の扱いについて議論が足りないと言わざるを得ない。生まれたばかりの子には姓の選択権がない。それどころか、別姓家庭に生まれた子は、父か母いずれかの名字とは異なる「親子別姓」となってしまう。さらに、現行の戸籍法では出生後14日以内に氏名を届け出なければならないため、夫婦間の協議が整わなければ無戸籍児になるリスクが生じる。

また、夫婦別姓を訴える人は個人のアイデンティティを重視するが、家族の絆やこどもの福祉、家庭の一体感に対する配慮が不十分との指摘もある。さらに、たとえ日本独自の制度と指摘されても、各国の多様な氏制度と同様、日本の夫婦同姓制度もその歴史や文化の一側面として尊重されるべきである。

一方で女性の社会進出が進む中、婚姻後も旧姓の通称使用を希望する人が増えている。平成24年から令和4年までの10年間で就業者数は約370万人増加し、現代の働く女性のニーズは多様化している。この社会情勢を受け、令和2年12月に閣議決定された第5次男女共同参画基本計画では、婚姻による改姓で不利益を被らないよう、旧姓の通称使用の拡大が明記されている。既に免許証やパスポートでの旧姓併記措置も進んでいるが、法律整備が十分でないため、民間資格や金融機関の手続きで不便を感じる事例も散見される。

以上の背景を踏まえると、国としては、旧姓の通称使用を拡充するための法整備を優先し、家族の一体感やこどもの福祉、そして女性の社会的活躍を支援する現実的な制度整備に取り組むことが望まれる。

よって、国におかれては、これらのことを踏まえ、下記の事項について措置されるよう強く要望する。

記

- 1 旧姓の通称使用が拡大される現状における課題を解決するため旧姓の通称使用を拡充する法制度の創設を講ずること。
- 2 国民の見解・認識を正確に把握することの重要性に鑑み、改めて慎重に国民の真意を把握すること。さらに分析・研究が不十分なこどもへの影響を調査する等、専門家委員会の設置等の措置を講ずること

以上、地方自治法99条の規定により意見を提出する。

○衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、内閣府特命担当大臣（こども政策 男女共同参画）、女性活躍担当大臣

議員提出議案第4号：くまもと県産酒で乾杯条例のさらなる推進に関する決議

（議決日 3月19日）

本条例は、県産酒による乾杯の推進を通じて県産酒の普及の促進と県民の協働を図り、もって本県経済の活性化及び郷土愛の醸成に寄与することを目指し、平成30年12月に公布・施行された。制定当時は、女子ハンドボール世界選手権大会など国際スポーツ大会の開催直前であり、大会を通じて県産酒を県内外に発信するとともに、県民一人一人の絆を紡ぎながら、熊本地震からの創造的復興にもつながるよう取組が推進されていた。

その後、令和2年から始まった新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で、懇親会などの会合が激減し、県産酒で乾杯を行う機会も減少した。新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置づけられて以降、懇親会などの開催は増えてきているものの、県産酒で乾杯する機運は戻っていない状況にある。

また、令和2年7月豪雨により、球磨焼酎の蔵元が大きな被害を受けており、昨今では酒造用原料米の価格高騰などコスト上昇により、蔵元の酒造りも大変厳しい状況に置かれている。

一方で、TSMCの本県への進出や阿蘇くまもと空港の国際線増便など、熊本は「世界に広がる存在」となりつつあり、海外との往来も活発となっている。あわせて、令和6年12月に我が国の「伝統的酒造り」がユネスコ無形文化遺産に登録され、日本酒や焼酎などこうじを用いた国産酒が注目を集めており、県産酒を国内外に向けてPRする絶好の機会が到来している。

よって、熊本県議会は、くまもと県産酒で乾杯条例のさらなる推進に向け、下記の事項について県民と協働して取り組んでいくことで、県産酒を愛飲する機運を醸成し、本県経済の活性化及び郷土愛の醸成を期するものである。

記

- 1 酒席では、必ず県産酒による乾杯を行い、杯を交わすことで県民一人一人の絆をつなぐよう努

めること。

2 本県経済の活性化に寄与している県産酒を愛飲し、国内外に広く発信するよう努めること。

3 郷土の自然から生まれ、多くの先達により育まれてきた本県の酒文化をめでること。

以上、決議する。

委員会提出議案第1号：熊本県議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

(議決日 3月19日)

熊本県議会会議規則（平成3年熊本県議会会議規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「出産」の次に「(配偶者の出産を含む。)」を、「介護」の次に「、看護」を加える。

第99条中「議場」の次に「及び傍聴席」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(提案理由)

今後、議会における多様な人材の参画を推進していくに当たり、会議の欠席事由を追加する等関係規定を整備する必要がある。

これが、この規則案を提出する理由である。

(公布日 3月28日)

委員会提出議案第2号：地方消費者行政に対する財政支援（交付金等）の継続・拡充を求める意見書

(議決日 3月19日)

消費者被害・トラブル額は、令和5年1年間で約8.8兆円と言われている。

これらの消費者被害を防止・救済するためには、相談体制を確保することをはじめとした地方消費者行政の継続・強化が非常に重要である。全ての地域において専門の相談員による相談を受けられる体制を確保するためにも、地方公共団体が消費者行政を推進していくことが喫緊の課題となっている。

そのためには、地方消費者行政に係る経費について、将来にわたり、継続して国が担っていくことが不可欠である。しかしながら、現在の国の交付金制度において、地方公共団体が消費生活相談員の人件費等に活用している地方消費者行政強化交付金の推進事業分には活用期限があり、実際、既に一部の地方公共団体では活用期限を迎えたことにより体制の縮小を余儀なくされていると聞く。また、当県内市町村を始め、多くの地方公共団体が令和7年度末に活用期限を迎えることは大きな課題である。このままでは消費生活相談員の配置ができなくなる等、地方消費者行政が後退す

るおそれがある。さらに、消費者教育や啓発、高齢者等の消費者被害防止のための見守りネットワーク活動、適格消費者団体等に対する活動支援、多重債務者へのセーフティネット貸付を含む生活再生支援等の高度・専門的な消費者問題に対応する先駆的取組等、地方消費者行政が交付金を活用して行ってきた取組が衰退するおそれがある。

このことは、地方公共団体だけの問題ではない。地方支分局を持たない消費者庁が全国的に消費者政策を展開させるためには、地方公共団体が消費者行政を行う必要があり、地方消費者行政の後退や衰退は、国民生活の安定が脅かされることにつながるものである。

よって、国におかれては、国民生活の安定の基礎を担っている地方消費者行政を安定的に推進させるために、地方消費者行政に対し必要な財源措置を行うよう下記の事項について強く要望する。

記

- 1 国において、地方消費者行政を安定的に推進させるための恒久的な財源措置（消費生活相談員人件費に活用できる新たな制度の創設を含む。）を行うこと。恒久的な財源措置制度創設までの間は、地方消費者行政強化交付金（推進事業分）の活用期限の撤廃又は延長もしくは相当の予算措置を行うこと。
- 2 消費者教育・啓発、高齢者等の消費者被害防止のための見守りネットワーク活動、適格消費者団体等に対する活動支援、高度・専門的な消費者問題対応等の先駆的取組等、地方公共団体が地方消費者行政強化交付金（推進事業分）を活用して行ってきた取組が後退・衰退することがないよう、国において、新たな財政措置を行うこと。新たな財政措置制度創設までの間は、地方消費者行政強化交付金（推進事業分）の活用期限の撤廃又は延長もしくは相当の予算措置を行うこと。
- 3 1及び2に当たっては、既に活用期限を迎えた地方公共団体に対する配慮を十分に行うこと。
以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

○衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）

委員長報告から

総務常任委員会

【第6回委員会分】

委員から、消防体制強化推進事業について、火災や災害が頻発し、救急も含めて消防の仕事が大変忙しくなっている中、消防本部は組織的には統合していく流れだと思うが、今後の国や県の方針はどうかとの質疑があり、執行部から、国の、市町村の消防の広域化に関する基本方針及び県の消防力強化の方針では、その期限を令和6年4月から令和11年4月まで5年間延長し、引き続き、県では地域単位での連携協力、広域化を支援しているところであり、広域化の規模でいうと将来的には熊本市も含めた県全域一つというところを目指しているとの答弁がありました。

次に、委員から、知事選挙執行経費について、今回の補正で減額になった分は国に返還しなければならないのか、また減額の内訳は何かとの質疑があり、執行部から、県知事選挙費は、地方交付税で措置されているが、地方交付税は一般財源であるため、国への返還の必要はない、また、減額の内訳は、候補者のポスター・ビラ等の選挙公営費、病院等の不在者投票経費等の減によるものであるとの答弁がありました。

さらに、委員から、経費の節減等のため、投票所の数が減ってきているが、投票所までの距離は投票率を左右する非常に大きな要素である、これ以上投票所の数が減らないよう、何らかの対応をしてほしいとの要望がありました。

【第7回委員会分】

委員から、私立高等学校等就学支援金事業について、就学支援金の拡充による支出増は国が負担するのか、また、私立高校の授業料無償化により地元に残る高校生が少なくなるのではとの懸念があるが、県はこの問題にどのように関わっていくのかとの質疑があり、執行部から、就学支援金の原資は全額国費なので、県の負担増はない、また、授業料無償化により公私の差がなくなるため、生徒にとっては自由に高校を選べることになるが、県としては、今後の動きを注視していきたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、国は公立・私立とも文部科学省所管だが、県でも部署を一つにする考えはないかとの質疑があり、執行部から、全国的に公立学校と私立学校は別々の所管となっている都道府県がほとんどであるが、茨城県では令和6年1月から私立の部署を教育委員会に移しており、引き続き情報収集していくとの答弁がありました。

次に、委員から、大阪・関西万博自治体催事出展事業について、令和6年6月定例会で阿蘇の草原を万博でアピールをするための補正予算が計上されていたが、それと今回の予算はどう関連しているのかとの質疑があり、執行部から、令和6年6月補正予算では、阿蘇の草原再生をPRするためのコンテンツ作成経費を計上した、今回の予算には、万博会場に九州7県が合同出展するための負担金や、合同出展ブース内に設ける本県ブースに6月補正予算で作成したコンテンツを展示するための経費等を計上している、7県が合同で出展することによって、一定規模のブースを確保でき、

九州以外の方に対して、各県のそれぞれの魅力を効率的かつ多面的に発信できると考えているとの答弁がありました。

次に、委員から、肥薩おれんじ鉄道関連事業について、肥薩おれんじ鉄道の沿線には魅力的な食材等が豊富にある、肥薩おれんじ鉄道の経営は厳しいと聞いているが、今後、この食材等を活用した利用促進の取組ができないかとの質疑があり、執行部から、肥薩おれんじ鉄道は、魅力ある風景や食を一生懸命PRしている、県としても、現在、肥薩おれんじ鉄道、鹿児島県及び沿線の市町とともに協議会を立ち上げ、地域公共交通計画の作成を進めており、その中で沿線地域の魅力をしっかりと盛り込んでいくとの答弁がありました。

次に、委員から、JR豊肥本線を含めた熊本都市圏鉄道ネットワーク強化推進事業について、JR豊肥本線は乗客で大変混み合っており、線路の複線化の話題が上がっているところだが、線路を二階建てにすることについては検討されているのかとの質疑があり、執行部から、線路を二階建てにすることについては、具体的な検討はなされていないとの答弁がありました。

さらに、委員から、この事業をもっと活用して、線路を二階建てにする場合等、いろいろな手法の比較検討を行ってほしいとの要望がありました。

厚生常任委員会

【第5回委員会分】

委員から、避難所生活環境改善緊急整備事業について、避難所に必要な資機材の備蓄は、現在、本県ではどのような状況にあり、今後、どのように整備していくのか、また、整備した資機材を実際に使ってみておくことが必要ではないのかとの質疑があり、執行部から、避難所における資機材は、県地域防災計画において想定している、重大な建物被害で避難生活を余儀なくされる約5万人分を目安に考えている、水、食料等については、一定量を確保している状況であるが、トイレ、簡易ベッド、炊き出しセット等は充足していない状況であるため、この事業では、そのような資機材を購入することにより、市町村備蓄を補完し、市町村の取組と合わせて、目安となる数の半分をめどに整備する、今後も経済対策に関係なく充足させていきたい、また、平時の訓練等での活用により、資機材が実際に使えるかどうかの検証についても、併せて取り組んでいきたいとの答弁がありました。

次に、委員から、認知症基本法理解促進事業について、この事業内容はどのようなものかとの質疑があり、執行部から、昨年1月に施行された認知症基本法の理念に基づき、認知症の御本人の意見や御家族の考えなどをしっかり聴きながら、施策を一つ一つ進めていくことが必要と考えており、地域の中で、このような理念や考え方に対する理解を深めていくための取組に対して、国が補助を行うというものである、県としては、御本人の意見を聴く場の設置や、市町村がその場を設置する場合に支援していくことを考えている、また、早い段階から医療、介護につなぐ初期集中支援の取組も行っている、今後、県の認知症に係る施策推進のための計画を策定予定であり、それに伴う準備も進めていきたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、認知症の御本人の意見をどのようにして聴いていくのか、また、どうやって市町村の取組を進めていくのかとの質疑があり、執行部から、まずは、認知症の御本人で、いわゆる「本人大使」など県で認定している方、また、認知症疾患医療センターを利用している方等を端

緒に、職員が出向いて話を聴くなど、御本人の意見を丁寧に、いろいろな形でお聴きするというところからスタートしていきたいと考えている、市町村においても、御家族への支援は実施しているが、御本人の意見を聴く取組までは、これまでほとんどなされていないため、市町村とともに取組を進め、認知症の早期発見の向上に努めていきたいとの答弁がありました。

【第6回委員会分】

委員から、介護福祉士修学資金等貸付事業費補助について、このような事業に取り組んでいる一方で、介護現場では人手が不足しているという状況があるが、当事業の現状を教えてほしいとの質疑があり、執行部から、この事業は、県社協を通じた貸付事業であるが、その実績は近年減少傾向にある、また、県社協では、貸付事業のほか、就職相談会やマッチング事業等も行っているが、相談件数等も前年よりも減少している、今後は、県社協や事業者、国とも連携しながら、介護人材の確保に向け、しっかりと取り組んでいきたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、介護現場の人手不足については、抜本的に介護人材を増やしていく取組を再構築していく必要がある、これは県だけで解決できる問題ではないので、国とも連携を取りながら、介護職員が働きやすい環境づくりに取り組んでほしいとの要望がありました。

次に、委員から、認知症診療・相談体制強化事業について、以前、認知症の方の診療の場を増やし、身近な地域で暮らせるような取組を進めていくと聞いたが、認知症の方の診療体制の現状を教えてほしいとの質疑があり、執行部から、まずは、身近なかかりつけ医に診てもらうことが第一歩と考えている、あわせて、認知症を専門的に診る認知症サポート医の数を増やしている、次の段階として、二次医療圏ごとに設置する認知症疾患医療センターで、難しい症例の鑑別診断などを行い、身近な地域で認知症を早期診断、診療できる体制を構築しているとの答弁がありました。

関連して、委員から、高齢者と若年性の認知症は質が違うと思うが、若年性認知症をメインとした支援の場が現時点で県内にあるのか、また、若年性認知症の方同士でコミュニケーションが取りやすい場所を増やすことが必要であり、そこから就労へと結びつけていくことが大事であると考えているが、支援の現状はどうなっているかとの質疑があり、執行部から、若年性認知症の方の支援として、医療面では、主に認知症疾患医療センターが担っている、また、介護、生活面では、若年性認知症の方の受入れを行う介護施設や事業所を増やす取組を行っている、あわせて、若年性認知症の自立支援ネットワークの中で、関係者が集まり、情報交換しながら、就労や生活面での支援に取り組んでいるとの答弁がありました。

次に、委員から、自殺予防等対策推進事業について、本県の自殺者数の状況及び具体的な予防対策を教えてほしいとの質疑があり、執行部から、自殺者数については、若干の減少傾向となっている、予防対策については、県精神保健福祉センターや民間団体等において、電話相談やSNSによる対応に取り組んでいるほか、必要な支援につなぐゲートキーパーの養成に取り組んでいる、また、子供、若者の自殺予防も重要と考え、現在策定中のこどもまんなか熊本・実現計画にもその対策を盛り込んでいるとの答弁がありました。

経済環境常任委員会

【第5回委員会分】

委員から、環境影響評価審査費に関連して、J A S Mの第1工場、第2工場のそれぞれについては、面積上環境影響評価の対象とならないが、両方の面積を合わせて一つの開発とみなすべきと思うが、どのように考えているかとの質疑があり、執行部から、環境影響評価法の解釈上、開発事業の一連性は、事業の目的が同一で、かつ、構想及び決定の時期が同一か否か等により、総合的に判断するとされており、J A S Mの場合は、事業の目的は同一だが、構想及び決定の時期は、第1工場と第2工場で異なり、一連性はないと判断しているとの答弁がありました。

次に、委員から、トラック物流人材確保支援事業について、事業の内容等はどのようなものかとの質疑があり、執行部から、県としては、熊本県トラック協会が実施する合同企業説明会開催など、人材確保の取組を支援することが重要であると考えており、この事業はその説明会開催及びSNS、テレビCM等を通じた周知に対する補助を行うものであるとの答弁がありました。

次に、委員から、商店街等売上回復支援事業について、商店街を持たない小規模な町村の商工会は対象にならないのかとの質疑があり、執行部から、本事業は、商店街の売上げ回復のため、商店街単位で行う取組を支援するものであり、商工会が実施する事業に対しては、他にも様々な支援を行っているところであるとの答弁がありました。

関連して、委員から、こどもキラキラ商店街支援事業について、商店街から支援を望む声はあるのかとの質疑があり、執行部から、商店街への実態調査を行っており、当該事業に対するニーズはあると考えている、空き店舗の活用のほか、商店街に子どもたちを呼び込むイベントの開催などトータルな形で商店街と子どもをつなげることで、商店街を盛り上げていきたいと考えているとの答弁がありました。

次に、委員から、台湾経済交流促進事業について、T S M Cの進出波及効果として先駆的に取り組んでほしいと考えているが、今後どのような流れで進めていくのかとの質疑があり、執行部から、これまで、商工団体が行う台湾のバイヤーを招いた商談会、現地のテストマーケティング及び大学生のインターンシップ等への支援を実施してきたが、今回の補正予算により、さらに台湾との経済交流を進めるための取組を支援していきたいとの答弁がありました。

次に、委員から、「くまもと産業復興エキスポ」について、企業等とのマッチングの場として非常によい機会であるので、市町村に対しさらなる出展を働きかけるべきと思うが、どのように考えているかとの質疑があり、執行部から、イベントの趣旨、性質上、民間企業を中心に展覧を募集しており、市町村については、令和2年7月豪雨からの復興状況の発信等を目的に県南地域を中心に展覧を呼びかけたところである、なお、来年度以降の開催については、このようなイベントは民間主導で行うことが一般的でもあるため、議員からの御意見などを踏まえ、民間主導での開催を含め、今後検討していきたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、県下各市町村にも啓発して、地場企業の出展も促進して欲しいとの要望がありました。

【第6回委員会分】

委員から、「外国人材に選ばれる熊本」推進事業について、県内の企業においては独自のルートで外国人材を受け入れていると思うが、この事業はどのようなものかとの質疑があり、執行部から、

この事業は、企業からの在留資格等、受入れに関する相談に対応する熊本県外国人材受入企業支援センターを通じた受入れ支援と、企業が行う日本語教育等へ補助する等の定着支援を主な内容とするものであるとの答弁がありました。

次に、委員から、地下水利用の影響の最小化に向けた涵養拡大事業について、営農のみに頼らない地下水涵養対策として大津町の大久保調整池を活用するとのことであるが、水利権など法的な課題をクリアする見込みはあるのかとの質疑があり、執行部から、この事業では、周辺から流れ込む雨水による涵養を想定しており、河川から新たに水を引き込む場合に発生する水利権を取得することは考えていないとの答弁がありました。

次に、委員から、戦略的ポートセールス推進事業に関連して、食品関係の貨物のほとんどが博多港から輸出されている、本県の港が窓口になれば取扱量も増えると期待できるが、対応できる施設はあるのかとの質疑があり、執行部から、八代港には農水産物の輸出に利用できるC F S 倉庫もあるので、今後取扱量を増やせるよう取り組んでいくとの答弁がありました。

次に、委員から、くまもと県内就労応援事業について、女性が働きやすい環境整備への支援とあるが、その具体的な取組内容は何かとの質疑があり、執行部から、企業に対して女性を採用する際に企業がどのような対応を行えば女性がそこに就職したいと思ってもらえるのかななどを企業に理解していただくためのセミナーを開催予定であるとの答弁がありました。

さらに、委員から、本県においても、女性の県外流出を防ぐことが人口減少を止めるために一番大事であり、そのためにも女性が働きやすい環境をつくっていくことが特に重要である、この事業は、男女参画・協働推進課で実施を予定している起業支援とも連携して取り組んでほしいとの要望がありました。

次に、委員から、地下水保全の取組について、地下水保全の熊本版はスタートしたところだが、J A S M第1工場が稼働を開始したことに伴う県民の不安を解消するため、県として今後どのようなことを実施するのかとの質疑があり、執行部から、県では、地下水保全の様々な取組を行い、資料をホームページに掲載しているが、その取組を県民に知っていただくだけでなく、そういった情報をホームページに掲載していることを県民に周知していくことも我々の役割だと考えている、情報発信を通じて、県民の不安を少しでも解消できるよう取り組んでいくとの答弁がありました。

農林水産常任委員会

【第5回委員会分】

委員から、県産いぐさ畳表流通緊急推進事業について、県産畳表の購入に対する助成という内容だが、どの程度の助成を想定しているのかとの質疑があり、執行部から、県内で新築着工や改築する住宅に対して、1戸当たり、1枚4,000円相当の熊本県産畳表6枚を上限とし、県内の年間住宅着工見込み数の1割程度となる約300戸への助成を想定しているとの答弁がありました。

関連して、委員から、イグサ生産は危機的状況であるが、そもそも消費者は国産畳か外国産畳か判別は難しいので、イグサ生産県である本県としては、ほぼ熊本県産である国産畳を消費者にどうPRしていこうと考えているか、また、林業の方で実施している木材提供事業との併用は可能かとの質疑があり、執行部から、この事業とは別に、QRコードタグを使い熊本県産畳表かどうか分かるようにする取組や、イグサ関係団体が親子向けに実施する畳に直に触れてもらうイベント等への

支援を進めている、また、木材提供事業との併用は問題なく、担当部局と情報共有しながら、イグサや畳表をPRしていくとの答弁がありました。

次に、委員から、工事請負契約の締結及び変更について、排水機場のポンプ設備工事の契約相手方は県外大手企業であるが、緊急的な対応が必要な場合は迅速に対応できる県内企業の方が適切ではないか、また、JVで施工することで県内企業への技術の継承につながると思うが、県外大手企業に発注している理由を教えてほしいとの質疑があり、執行部から、排水機場の工事のうち、ポンプ設備工事については、県内に受注できる業者がいなかったことから、県外ポンプメーカーに発注している、現在は、総合評価の加点要件として、緊急時の対応を考慮し、技術者は県内に常設2名以上とする基準を設けている、今後は、可能な限り県内地場産業の育成にも取り組んでいきたいとの答弁がありました。

次に、委員から、林業生産性向上物価高騰対策事業について、この事業は生産コストの低減が目的であるが、一方で災害に強い森林づくりには生産性の低い架線集材も林地保全の観点からは必要と思うので、今後も架線集材の普及について工夫してほしいとの要望がありました。

【第6回委員会分】

委員から、六次産業化などの高付加価値化による「食のみやこ熊本県」の取組が動き出すが、具体的な事業内容やイメージを教えてほしいとの質疑があり、執行部から、これまでの六次産業化の事業は、個別の生産者や事業者へ支援が集中しがちであったが、今回は、地域全体が発展、成長していけるよう生産者、生産者団体、市町村、事業者等によるコンソーシアムを組織し、そのコンソーシアムが行う県産農林畜水産物の高付加価値化への取組を支援するものとの答弁がありました。

さらに、委員から、この取組を進めるに当たり、ぜひ生産者が価格転嫁できる手法により生産者の所得を向上させるという視点を意識してもらいたいとの要望がありました。

次に、委員から、代替農地基盤整備候補地調査事業に関連して、菊池地域では民民の間での代替農地の確保が進んでいるが、当地域では畜産農家が多く、耕種農家と比べ営農機械が大きいため、現状の進入路では機械が通らず、代替農地確保の支障となっている、このため、進入路の拡幅などきめ細かな支援があれば、代替農地の確保がさらに進むと思うが、県としてはどのような対応を考えているのかとの質疑があり、執行部から、民民間での代替農地確保の際に支障となっている具体的な内容について、現在関係市町と連携し全体的なニーズの把握に努めており、これまで確認している内容は、農地への進入路の拡幅や畦畔の除去といった簡易な基盤整備が主なものである、この問題には国の補助事業で対応が可能と考えており、今後関係市町と協議を進めていきたいとの答弁がありました。

次に、委員から、高校・農大・地域連携による就農促進事業について、担い手確保のために配置されるコーディネーターは高校の教員だけでなく、農業普及指導員など県の農林水産部の職員を配置できないかとの質疑があり、執行部から、県職員の人員にも限りがあり、県職員をコーディネーターとして配置することは難しいが、将来、就農を希望する高校生が農業大学校へ進学できるよう、同大学校と農業高校との連携をこれまで以上に強化していきたいとの答弁がありました。

次に、委員から、有機農業生産拡大加速化事業について、有機農業は収益を上げることが難しいのではないと思うが、この事業の内容を具体的に教えてほしいとの質疑があり、執行部から、有機農業は、技術力や環境、土壌の状況なども加味しながら指導する必要があるので、この事業では経営的に安定するよう技術指導者の育成や相談窓口の設置などに取り組むものとの答弁がありました。

建設常任委員会

【第5回委員会分】

委員から、国の補正予算に関連して、国土強靱化や半導体関連産業の集積に伴うインフラ整備については、十分な予算を確保できたということだが、次の国土強靱化実施中期計画に向けても、遅れをとらないよう取り組んでほしいと思っている、今後の事業の進捗についてはどのように考えているのかとの質疑があり、執行部から、本県のこれまでの度重なる災害からの復旧、復興などにおいては、国の国土強靱化等の予算によりかなり後押ししてもらっているが、河川や山地においては、いまだ整備が必要などころもあるため、次の国土強靱化実施中期計画においても、しっかりと本県の実情を国へ伝え、予算を確保していきたい、また、災害からの復旧、復興と半導体産業の集積に伴うインフラ整備は、待ったなしの状況にあるため、予算をしっかりと確保して事業を推進するとともに、現場の意見を聞いて、できるだけ事業が進めやすい環境をつくりながら、一丸となって取り組んでいきたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、半導体関連のインフラ整備は全国が注目しているので、職員が少ない中で苦難も多いと思うが、出先機関と連携しながら、しっかり頑張ってもらいたいとの要望がありました。

次に、委員から、特定公共下水道事業について、半導体関連産業の集積に伴う排水を処理するため、今後新たな下水処理場を整備する予定となっているが、昨年12月に稼働を始めたJASM第1工場の排水は、現在どのように処理しているのか、また、特定公共下水道は、どの企業の排水処理を想定し、その建設スケジュールはどのようになっているのか、さらに、1月末に開催した住民説明会では、どのような意見が出されたのかとの質疑があり、執行部から、JASM第1工場の排水については、現在熊本北部浄化センターで処理を行っている、また、新たに建設する下水処理場は、現在セミコンテクノパーク周辺で建設が進められているJASM第2工場及びソニーの新工場の排水処理を想定しており、その建設スケジュールは、これから詳細設計や用地買収等に取り組むこととしており、できる限り早く進めていく、住民説明会では、処理場建設予定地の選定理由についての質問が多くあったとの答弁がありました。

次に、委員から、2月4日からの県内山間部での積雪により立ち往生した車両に対して、県ではドライバー等の安全確保や食料の提供などを行ったとのことだが、その中にはレンタカーを借りたインバウンドの方もおられたと聞いている、増加傾向にあるインバウンドの方々への対応といった新たなことにもしっかりと対応してほしいとの要望がありました。

【第6回委員会分】

委員から、来月で熊本地震から9年目となり、県としては、これまでも災害に強い県土づくりに向けた各種事業を行ってきたと思うが、現状をどのように評価しているのか、また、今後の課題についてはどのように考えているのかとの質疑があり、執行部から、本県では熊本地震や令和2年7月豪雨災害を経験し、災害からの復旧、復興を進めてきたが、いまだ県土は脆弱な状態にあり、また、インフラの老朽化への対応も不十分な状況であるため、防災・減災、国土強靱化対策について、さらに加速化して取り組んでいかなければならないと認識している、そのため、国で策定中の国土強靱化実施中期計画においては、現在の水準を超える規模の事業費が必要であると考えており、本県ならではの経験を踏まえ、具体例を交えながらその必要性を国に申し入れているところであるとの答弁がありました。

さらに、委員から、石破首相は、施政方針演説において、次の国土強靱化実施中期計画については、現行の5か年加速化対策を上回る事業規模で、6月を目途に策定するという方針を明らかにしている、予算確保に向けては議会も頑張るので、しっかり取り組んでほしいとの要望がありました。

次に、委員から、住宅耐震化緊急促進事業は、住宅の耐震診断や耐震工事等に対する市町村の補助事業へ県が上乗せ補助を行うものであるが、現在、市町村の取組はどのような状況かとの質疑があり、執行部から、今年度は、5市町が先行して実施しており、予定数を上回る申込みがあった自治体もある、来年度はおおむね全市町村で実施される予定となっており、市町村と連携して県民に対しこの事業の周知等を行っていくとの答弁がありました。

さらに、委員から、県南地域にも日奈久断層帯があり、今後、マグニチュード7クラスの地震が起きる可能性も高いと聞いている、県民の命を守るため、積極的にこの事業へ取り組んでほしいとの要望がありました。

次に、委員から、公営住宅ストック総合改善事業費について、子育て世帯に対応した県営住宅の住戸改善とは、具体的にどのようなことを行うのかとの質疑があり、執行部から、県営住宅への応募状況は、子育て世帯が約3割となっており、一部の住宅において、子育て世帯に対応した仕様として、対面式キッチン、転落防止柵、クッションフロアなどへの改修を計画しているとの答弁がありました。

教育警察常任委員会

【第5回委員会分】

委員から、企業版ふるさと納税充当に伴う財源更正に関連して、ふるさと納税を行った企業が寄附を行って良かったと思うために、寄附を受けた側は、寄附をした企業やその金額について、積極的に情報発信をすることが必要ではないかとの質疑があり、執行部から、企業版ふるさと納税について、いろいろな企業から寄附を受けており、感謝状の贈呈等により対応しているところであるが、さらに広くお知らせすることも今後検討していきたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、ここ5、6年、企業版ふるさと納税やクラウドファンディングの制度等により、民間の方々が自分の意志で希望するところに寄附することによって、社会的な貢献ができるというような流れが出てきており、この活動を広げていくためにも、寄附を受けた側は寄附された方に対する感謝の意をしっかりと伝え、説明して行ってほしいとの要望がありました。

次に、委員から、特別支援学校施設整備事業について、比較的新しい熊本はばたき高等支援学校の体育館に空調設備を設置するということであるが、新しく学校の体育館を建てる際には、空調設備は設置していないのかとの質疑があり、執行部から、新しく県立学校の体育館を建てる時に空調を設置して整備した事例は1件あるが、それ以外は、ここ数年で体育館を新設した事例がない、今回の熊本はばたき高等支援学校は比較的築年数が新しく、断熱性を確保できるという点を踏まえて、今回、国の経済対策に計上するものとの答弁がありました。

次に、委員から、警察本部長総括説明の中で、職員の懲戒免職等の処分を行ったとの報告があったが、今回の事案を公表するに当たり、記者会見をしなかった理由は何かとの質疑があり、執行部から、記者会見を行うかどうかは、事案の内容に応じて個別に判断しており、今回は記者レクの実施が適切であると判断したとの答弁がありました。

関連して、委員から、公表の仕方については改めて考える必要があると思う、記者レクの内容を記者がかみ砕いて報道し、県民に理解してもらうことが必要であり、正しい報道が行われるよう、マスコミと連携を図ってほしいとの要望がありました。

関連して、委員から、今回の事案では、被害者の意向やプライバシーに配慮することが最優先と考えている、被害者に対する配慮をしっかりとしながら、公表の仕方を考えてほしいとの要望がありました。

次に、委員から、警察本部職員の退職手当が増額補正となっていることに関連して、最近の退職の傾向についてはどうかとの質疑があり、執行部から、定年延長で残る職員の割合が昨年度は4割程度であったが、本年度は3割と減少している、自己都合による退職が数字を押し上げている印象であるとの答弁がありました。

さらに、委員から、定年延長で残る職員の減少により、結果的に人手不足となるため、若い職員の離職防止にも取り組んでほしいとの要望がありました。

【第6回委員会分】

委員から、高等学校入学学力検査事業について、高校入学選抜の願書をWebで出願した場合、願書の記載内容の点検はどのようにするのかとの質疑があり、執行部から、Web出願では、従来中学校において紙で点検を行ってきたものをWeb上で行うことで、点検作業が省力化される、また、高校側も、従来紙で受領し入力してきたものが不要となり、負担軽減されることとなるとの答弁がありました。

次に、委員から、不登校の子供への支援として試行されるオンライン教育支援センターについて、不登校の子供がインターネット上の仮想空間であるメタバースの中で交流や授業を受ける機会ができるようになる一方、ネットに依存した生活になるのではないかという不安もある、今後どのように対応するのかとの質疑があり、執行部から、不登校の子供たちの置かれている状況は様々であり、教育支援センター等が近くになく、家庭で過ごすしかない子供や家庭から外に出て他者と交流することに抵抗を感じている子供などもいる、このような子供たちに、まずはメタバース上で他者とながら喜びなどを感じてもらいたいと考えている、メタバースやオンライン学習支援ソフトなどを使って、将来的には学校や教育支援センターにつなげていきたいとの答弁がありました。

次に、委員から、TSMCが進出している菊陽町の渋滞対策として、信号機の調整や右折レーン等、ハード以外の対策も交通渋滞緩和に一定の効果을上げているとの報告を受けているが、今後、さらに県警として渋滞対策にどのように取り組んでいくのかとの質疑があり、執行部から、令和7年度は、菊陽町光の森やセミコンパークの外周路線の信号制御を高度化するほか、民間のプローブデータを活用した交通渋滞対策支援システムを導入するなど渋滞対策に取り組む予定であるとの答弁がありました。

次に、委員から、増加が著しい本県在住外国人の犯罪の状況はどのようなになっているのかとの質疑があり、執行部から、令和6年中の県内の外国人犯罪は134件で、53人を検挙しているが、過去5年間でそれほど大きく増えているというわけではないとの答弁がありました。

次に、委員から、外国人の増加により、免許センターにおいて外国人免許取得等が増えていると聞いているが、増加する外国人の運転免許の手続への対応はどのようにしているのかとの質疑があり、執行部から、増加する外国人の運転免許の手続に対しては、専従体制の強化や自動翻訳機の整備等により対応することとしているとの答弁がありました。

高速交通ネットワーク整備推進特別委員会

本委員会は、高速交通体系に関する件及び熊本都市圏交通に関する件について、本年度におきましては、これまで委員会を4回開催し、審議を行ってまいりました。

昨年11月には、香川県高松市において国土交通大臣の認定を受けた「鉄道事業再構築実施事業」の実施状況の調査のため、高松琴平電気鉄道株式会社を訪問し、新駅設置や複線化、安全輸送設備更新等の利用者利便の確保に向けた取組に対しての財政支援の状況について、情報収集や意見交換を行ってまいりました。また、徳島県徳島市の徳島河川国道事務所及び兵庫県神戸市の大阪湾岸道路西伸部出張所においては、渋滞対策等のために整備されている「高規格道路」「環状道路」等の情報収集及び意見交換を行うとともに、現地調査を行ってまいりました。

それでは、本委員会に付託されました調査事件の審議の内容を、要約して御報告申し上げます。

まず、高速交通体系に関する件について、執行部から、高規格幹線道路の整備、航空路線の利用促進、阿蘇くまもと空港の運営の民間委託、空港アクセス改善の状況について説明がありました。

これに対し、委員から、阿蘇くまもと空港について、空港の運用時間の延長について状況はいかにか、また、アウトバウンドの部分について、熊本だけでは厳しい状況にあると思うが、大分や宮崎、鹿児島、福岡等とのプロモーション等も含め、どう強化していく考えかとの質疑があり、執行部から、空港の運用時間の延長については、九州各空港と比べ、運用時間が1時間短いという話も含め、地元との1周目の個別ミーティングを終えた、今後も、運営会社と連携しながら、地元区長との話し合いや周辺自治体との協議会を開催し、空港の現状や騒音の問題についても理解を求めていく、また、アウトバウンドについては、例えば、南九州の三県とは空港関係でコミュニケーションを取っている状況のため、連携して取り組むことや、目的地としてだけでなくトランジットとしての可能性などについて検討し、アウトバウンド率の向上、安定就航につなげていきたいとの答弁がありました。

次に、委員から、J R 豊肥本線輸送力強化について、菊陽町が土地地区画整理事業を計画しており、複線化のための用地確保がしやすい状況と思う、県、沿線市町、J R 九州を含め、空港アクセス鉄道も踏まえた輸送力強化に向けた協議状況や県のスタンスを教えてくださいとの質疑があり、執行部から、J R 豊肥本線輸送力強化についてはJ R 九州が実施主体と考えているが、J R 豊肥本線全体における輸送力強化の効果や二次交通の在り方など、沿線市町とも連携し令和7年度にさらに検討を深めていきたいとの答弁がありました。

次に、委員から、県民総合運動公園アクセス改善対策実証事業について、対策に係る費用負担に課題があるということであり、関係者にも渋滞対策費用の負担を求めていくと思うが、県のコスト負担についてどのように考えているのかとの質疑があり、執行部から、実証事業の取組の中で、来園者数に応じた対策を実施していくが、実証事業は県の負担で実施したところであり、今後の予算の中でどこまで負担できるかが課題となっているとの答弁がありました。

また、委員から、県が負担できる部分は公共性を持って負担し、事業者や営利事業として行っているプロスポーツ等による負担など、バランスを取って考えていただきたいとの要望がありました。

そして、熊本都市圏交通に関する件では、執行部から、熊本都市圏交通施策の主な取組について説明がありました。

これに対し、委員から、セミコンテクノパーク周辺の道路整備について、県で整備を進めている、合志インターチェンジアkses道路及び大津植木線の多車線化の完成目標が令和10年度中と伺っ

ているが、進捗状況はどうかとの質疑があり、執行部から、現在、調査設計・用地買収等を行っている段階である、渋滞などにも配慮しながら工事を進めていく必要があるが、令和 10 年度内に完成できるよう、しっかりと取り組みたいとの答弁がありました。これに対して、委員から、進捗管理をしっかりと行い、目標に向けて努力して欲しいとの意見が出されました。

次に、委員から、パーソントリップ調査について、昭和 48 年の結果と比較すると、自動車の利用割合が倍になり、公共交通の割合が 6 割減っている、なぜこうなったのかとの質疑があり、執行部から、熊本都市圏の北東部方向、市街化調整区域の人口の伸び率が大きく、公共交通が脆弱な区域、従って、車の利用率は必然として大きくなっている、公共交通についても、運転手不足による減便など、厳しい環境にあり、前回の調査と比べて減っている状況、特に、公共交通に関しては大きく強化していく必要があると思っており、そのような部分の議論を、新たな都市交通マスタープランの策定において展開していきたいと考えているとの答弁がありました。

次に、委員から、熊本都市圏の渋滞解消の取組について、熊本県庁と熊本市役所で時差出勤・テレワークに取り組まれたということだが、実際に渋滞が数値として減ったのか、また、今後どう取り組むのかとの質疑があり、執行部から、時差出勤の取組については、保田窪北、水道町、浄行寺の交差点での交通量を推計し、保田窪北交差点において約 7,000 台のうち 131 台が減少したとの結果であった、現在、渋滞にどのように寄与したのか、鋭意作業を進めている、また、経済団体からも協力するという意見をいただいているので、広めていきたいとの答弁がありました。これに対し、委員から、時差出勤・テレワークの取組と併せて、公共交通へのシフトもぜひ進めていただきたいとの意見がありました。

また、委員から、熊本都市圏の渋滞解消の取組について、渋滞解消に向けて、抜本的な道路整備などをなるべく早く進めていかなければならないが、一方で、その過程で交通渋滞を起こさないようにしていくことも必要、そういう意味で、土木部と県警本部の双方向の連携が大切と考えるがどうかとの質疑があり、執行部から、土木部としては、これまでも警察本部と連携して渋滞対策に取り組んできた、また、今後も、これまで以上に密に連携していきたいと考えている、更には、市町村道や国道といった、県が管理する道路以外の道路管理者とも情報共有しながら、警察本部と一体となって取り組んでいきたいと考えているとの答弁がありました。

海の再生及び環境対策特別委員会

本委員会は、有明海・八代海の環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興に関する件、2050 年県内 CO₂排出実質ゼロに向けた取組に関する件並びに再生可能エネルギー導入促進に関する件について、本年度におきましては、委員会を 4 回開催し、審議を行ってまいりました。

昨年 11 月には、長崎県壱岐市において、漁協でのサワラのブランド化及び高付加価値化などの取組、陸上養殖場の水素実用化実証システムによる実証実験の取組について調査を行い、また、長崎県対馬市において、イスズミの加工利用や持続的な藻場保全活動の取組を調査するとともに、海岸漂着物削減のための普及啓発・情報発信の取組、回収された海ごみの再資源化の取組について調査を行ってまいりました。

それでは、本委員会に付託されました調査事件の審議の内容を、要約して御報告申し上げます。

まず、有明海・八代海の環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興に関する件で

は、執行部から、対応状況や取組についての説明がありました。

これに対し、委員から、アサリの資源回復について、関係4県がアサリ母貝団地を増やすための取組を行っているが、他県と連携した取組について教えてほしいとの質疑があり、執行部から、有明海沿岸4県は一体となって母貝団地の整備、浮遊幼生調査を実施しており、アサリ資源は徐々に増えてきているとの答弁がありました。

次に、委員から、八代海湾奥部における土砂堆積シミュレーションの状況はどうかとの質疑があり、執行部から、今年度はシミュレーションに必要なデータを収集しており、結果は来年度9月の委員会までに示したいとの答弁がありました。

次に、委員から、漁船漁業で魚が獲れないと聞く中、共同放流が効果的であると思うが、成果が出ている魚種については県がもっと力を入れて主体的に取り組んではどうかとの質疑があり、執行部から、関係市町や漁協の要望を踏まえた放流計画に基づき取り組んでおり、新たな資源管理や漁場整備、藻場の造成などと併せて共同放流に取り組んでいきたいとの答弁がありました。

次に、委員から、プラスチックを使う人の意識を醸成していく必要があり、県民の意識調査も必要ではないかとの意見があり、執行部から、今年度廃棄物に関する実態調査及び県民アンケートを行っており、その中で意識調査も含め調査しており、引き続きチラシ配布等を継続し意識の醸成を図りたいとの答弁がありました。

関連して、委員から、くまもとプラスチックスマート活動の登録に対するインセンティブはないのかとの質疑があり、執行部から、表彰やポイントの付与などが考えられるが、限られた人員で事業を実施する中で、費用対効果を考えながら効果的な手法を検討しているとの答弁がありました。

また、くまもとプラスチックスマート活動はまだ認知度が低いため、広く知ってもらう工夫を検討してもらいたいとの要望がありました。

次に、2050年県内CO₂排出実質ゼロに向けた取組に関する件では、執行部から、対応状況や取組についての説明がありました。

これに対し、委員から、県民向けの普及啓発について、省エネ家電についても補助金制度があるのかとの質疑があり、執行部から、省エネ家電及び断熱改修の補助メニューについて、啓発資料の二次元バーコードで国等の補助金情報を掲載している、啓発は絶え間なく継続していく必要があるとの答弁がありました。

関連して、委員から、子どもに対する環境教育や教育現場での普及啓発活動は行っているのかとの質疑があり、執行部から、環境センターにおいて環境全般の教育を行っているほか、環境出前講座で職員が学校に出向き啓発活動を行っているとの答弁がありました。

次に、委員から、再造林について、県内の再造林率は50%程度であるが、どれだけ再造林を行えばCO₂吸収量がプラスになるのかとの質疑があり、執行部から、CO₂吸収量確保の観点から、必要な再造林率について試算したものはないが、出来る限り再造林を推進してまいりたい、また、伐採された木材についてもCO₂固定の観点から建築材料として積極的に利用していくとの答弁がありました。

関連して、再造林については、獣害等もあり、思うように進んでいないと認識している、県産材の利用促進もしかり、もっと推進してもらいたいとの要望がありました。

次に、再生可能エネルギー導入促進に関する件では、執行部から、対応状況や取組についての説明がありました。

これに対し、委員から、エネルギーを県庁で作る発想はないか、ソーラーパネルでなく、ガラス

に貼って発電するものなど、災害に備えてエネルギーを県が生み出すという発想はないかとの質疑があり、執行部から、ペロブスカイト太陽電池という新しい太陽電池がある、今までの太陽光発電と違い、軽く、曲がるため、様々なところで設置が可能で、熊本地震で被災した建物でも設置可能と考えている、県庁舎ではスペースが限られるが、新たな技術にも注目しており、特に、壁面等有効活用できそうなスペースは今後検討していきたい、また、再生可能エネルギー由来の電力についても追求していきたいとの答弁がありました。

次に、委員から、今後設立される地域エネルギー会社について、県庁舎や県有施設へ電力を供給する計画はあるかとの質疑があり、執行部から、地域エネルギー会社の電力を供給することになればCO₂排出係数がゼロになり、県としての取組が進む、再エネ調達量の確保や技術面での調整が必要になるが、今後、県有施設や公共施設へ供給できるよう体制を整えていくとの答弁がありました。

地域活力創生特別委員会

本委員会は、デジタル田園都市国家構想に関する件及びT S M C進出に係る県内波及効果に関する件について、本年度におきましては、これまで委員会を4回開催し、審議を行ってまいりました。

昨年11月には、岡山県において、子育て支援等を通じて地域創生を図る取組や移住定住の推進を図る取組、また、兵庫県では、姫路城を核としたインバウンド獲得等の取組、さらに三重県においては、近隣自治体と連携したデジタル技術を活用した取組や地域の拠点施設でのDXの実証フィールドとしての取組等について調査を行ってまいりました。

それでは、本委員会に付託されました調査事件の審議の内容を、要約して御報告申し上げます。

まず、デジタル田園都市国家構想に関する件であります。

地方創生関係、DX関係、移住定住関係の施策を中心に審議を進めました。地方創生関係については、各定例会を通して、執行部から、今後の県政の指針となる「くまもと新時代共創基本方針及び総合戦略」の内容について説明があり、DX関係については、県のデジタル化・DX関連施策の状況、産学行政の連携、市町村DXの支援などについて説明があり、移住定住関係では、移住定住推進本部の協議の状況、移住定住の促進に向けた各施策の状況について説明がありました。

これに対し、委員から、DXに関して、エリア・データ連携基盤の取組について、参画する市町村が広がっていない理由は何かとの質疑があり、執行部から、データ連携基盤が完成していない中で、具体的な活用方法の検討が進まなかったことや、負担金が必要となることなどから、県と13市町村での今年度からの運用開始となった、基盤完成後も、活用事例を含め市町村への説明を進めており、県内全市町村の参画に向けて引き続き取り組むとの答弁がありました。

次に、委員から、熊本版COREハイスクールネットワーク事業について、教員不足の中、教科によっては遠隔授業での対応をこの実証事業で検証できると思うが、どのように考えているかとの質疑があり、執行部から、遠隔授業については、文部科学省の規定に則って実証を進め、不登校や病気で授業が受けられないなどの個別の案件についても、学校、保護者の要望に対して遠隔授業の取組等で柔軟に対応しているとの答弁がありました。

次に、委員から、県へのサイバー攻撃について、根本からブロックしていくことも大事だが、何かあったときの県庁の体制整備も大事であり、県庁だけでなく、専門家を交えて議論すべきと思うがいかがかとの質疑があり、執行部から、県庁内部での体制を整備し、外部機関を交えた訓練・研

修なども行っている、サイバー攻撃対策の更なる強化に向けて、いただいた意見を含めて検討していきたいとの答弁がありました。

次に、委員から、移住定住関係について、大阪圏、福岡県との間の社会減が拡大している一方、東京圏との間の社会増減に大きな変化はないとのことだが、この傾向や要因等は把握しているかとの質疑があり、執行部から、全国的には、東京圏の転入超過が約2割増加している状況の中、本県は、移住施策の効果かT S M Cの効果かは明確ではないが、東京圏との間については、社会増減数を維持している状況であるとの答弁がありました。

次に、委員から、県内高校卒業生への情報発信事業で、公式S N Sの登録者数を増やさなければならない、高校を卒業するほぼすべての生徒に登録してもらえるような施策が必要だが、来年の卒業に向けてどのように取り組むのかとの質疑があり、執行部から、登録者数も少しずつ増えているが、効果的な周知の在り方について、現在協議を進めており、今年度はさらなる登録者の増加を目指すとともに、発信内容の充実も図ってまいるとの答弁がありました。

次に、委員から、他県から熊本に移住された方が、熊本の何に魅力を感じて移住したのかが分かる調査はあるのかとの質疑があり、執行部から、移住者を対象としたアンケート調査では、熊本に昔住んでいた方や熊本に関心を持たれた方など、多くは熊本と何らかの関わりを持っている方が移住されているとの答弁がありました。

次に、T S M C進出に係る県内波及効果に関する件であります。

各定例会を通して、執行部からT S M C進出に伴う対応状況、企業誘致等の状況、半導体関連を含む人材育成・確保、台湾からの誘客・交流の推進について説明があり、審議を行いました。

これに対し、委員から、J A S M第3工場の誘致に関して、知事も誘致に前向きな姿勢を示しているが、県民の不安の声に対応しながら、企業側の進出への要望に対応していかなければならない、企業集積に向けての戦略をどのように考えているのかとの質疑があり、執行部から、T S M C進出を契機に更なる半導体関連企業を集積させるため、菊池・合志・八代の3か所に工業団地の整備を計画している、まずは、J A S Mの第1・第2工場が円滑に操業できるよう受入態勢を整備することが次につながると考えているとの答弁がありました。

次に、委員から、各市町村がそれぞれ工業団地等の整備をしているが、企業誘致先を分散させることにならないか心配している、過去にも、県が造った工業団地が売れ残ったことがあり、過剰投資にならないように取り組むべきではないかとの質疑があり、執行部から、県内各地に様々な産業の集積ができるように、地元市町村と十分に意見交換しながら、しっかり取り組んでまいるとの答弁がありました。

次に、委員から、台湾相談ホットラインの相談件数は206件とのことだが、寄せられる主な相談内容はどのようなものがあるかとの質疑があり、執行部から、当初は、子供の教育や日本語の学習等、熊本に住みはじめてすぐの悩み事が多かったが、最近は、例えば、家族の滞在期間の延長や、両親を熊本に呼び寄せるための手続きなど、幅広い相談が寄せられており、フェーズが変わったという認識で受け止めているとの答弁がありました。

請願の審議結果

委員会名	付 託		審 議 結 果				計
	新 規	継 続	採 択	不採択	撤回許可	継 続	
総 務							
厚 生							
経 済 環 境	2		2				2
農 林 水 産							
建 設							
教 育 警 察							
議 会 運 営							
高速交通ネットワーク 整 備 推 進							
海の再生及び 環境対策							
地 域 活 力 創 生							
計	2		2				2

常任委員会並びに特別委員会等の活動状況

(令和6年12月18日～令和7年3月19日)

総務常任委員会

年月日	主 な 審 議 案 件 と 経 過
R7.1.23 ～1.24	管外視察（兵庫県神戸市） 委員会所管にかかる行政実情調査
R7.2.19	委員会開催（第5回） 1 委員長互選 結果 委員長 内野幸喜
R7.2.25	委員会開催（第6回） 1 付託議案等の審査 ・議案第1号、第3号、第11号、第13号、第21号 原案可決 ・議案第20号 原案承認 (1) 第1号…令和6年度熊本県一般会計補正予算（第8号） (2) 第3号…令和6年度熊本県収入証紙特別会計補正予算（第1号） (3) 第11号…令和6年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計補正予算（第2号） (4) 第13号…令和6年度熊本県公債管理特別会計補正予算（第1号） (5) 第20号…専決処分の報告及び承認についてのうち (6) 第21号…熊本県手数料条例等の一部を改正する条例の制定について 2 その他
R7.3.13	委員会開催（第7回） 1 付託議案等の審査 ・議案第36号、第39号、第47号、第50号、第57号～第65号、第87号 原案可決 (1) 第36号…令和7年度熊本県一般会計予算 (2) 第39号…令和7年度熊本県収入証紙特別会計予算 (3) 第47号…令和7年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計予算 (4) 第50号…令和7年度熊本県公債管理特別会計予算 (5) 第57号…熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について (6) 第58号…熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び熊本県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (7) 第59号…熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について (8) 第60号…熊本県情報公開・個人情報保護審議会条例の一部を改正する条例の制定について (9) 第61号…熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例の制定について

	(10) 第62号…熊本県税条例の一部を改正する条例の制定について (11) 第63号…熊本県税災害減免条例の一部を改正する条例の制定について (12) 第64号…熊本県税条例及び熊本県税災害減免条例の一部を改正する条例の制定について (13) 第65号…熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (14) 第87号…包括外部監査契約の締結について 2 閉会中の継続審査事件（所管事務調査）について 3 その他
R 7 . 3 . 19	委員会開催（第 1 回） 1 正副委員長互選 結果 委員長 中村亮彦、副議長 前田敬介

厚生常任委員会

年月日	主 な 審 議 案 件 と 経 過
R 7 . 2 . 25	委員会開催（第 5 回） 1 付託議案の審査 ・議案第 1 号、第14号、第19号 原案可決 (1) 第 1 号…令和 6 年度熊本県一般会計補正予算（第 8 号） (2) 第14号…令和 6 年度熊本県国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号） (3) 第19号…令和 6 年度熊本県病院事業会計補正予算（第 4 号） 2 その他
R 7 . 3 . 13	委員会開催（第 6 回） 1 付託議案の審査 ・議案第36号、第38号、第51号、第56号、第66号～第69号、第81号～第83号、第88号 原案可決 (1) 第36号…令和 7 年度熊本県一般会計予算 (2) 第38号…令和 7 年度熊本県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算 (3) 第51号…令和 7 年度熊本県国民健康保険事業特別会計予算 (4) 第56号…令和 7 年度熊本県病院事業会計予算 (5) 第66号…熊本県民生委員定数条例の一部を改正する条例の制定について (6) 第67号…熊本県一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の制定について (7) 第68号…熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について (8) 第69号…熊本県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例等の一部を改正する条例の制定について (9) 第81号…財産の無償貸付けについて (10) 第82号…財産の無償貸付けについて

	(11) 第83号…財産の無償貸付けについて (12) 第88号…権利の放棄について 2 閉会中の継続審査事件（所管事務調査）について 3 その他
R 7 . 3 . 19	委員会開催（第 1 回） 1 正副委員長互選 結果 委員長 岩本浩治、副委員長 荒川知章

経済環境常任委員会

年月日	主 な 審 議 案 件 と 経 過
R 7 . 2 . 26	委員会開催（第 5 回） 1 付託議案等の審査 ・議案第 1 号、第 2 号、第12号、第16号～第18号 原案可決 (1) 第 1 号…令和 6 年度熊本県一般会計補正予算（第 8 号） (2) 第 2 号…令和 6 年度熊本県中小企業振興資金特別会計補正予算（第 1 号） (3) 第12号…令和 6 年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計補正予算（第 1 号） (4) 第16号…令和 6 年度熊本県電気事業会計補正予算（第 4 号） (5) 第17号…令和 6 年度熊本県工業用水道事業会計補正予算（第 2 号） (6) 第18号…令和 6 年度熊本県有料駐車場事業会計補正予算（第 2 号） 2 その他
R 7 . 3 . 14	委員会開催（第 6 回） 1 付託議案等の審査 ・議案第36号、第37号、第41号、第42号、第48号、第49号、第53号～第55号、第70号～第74号、第84号、第86号、第89号、第90号 原案可決 (1) 第36号…令和 7 年度熊本県一般会計予算 (2) 第37号…令和 7 年度熊本県中小企業振興資金特別会計予算 (3) 第41号…令和 7 年度熊本県港湾整備事業特別会計予算のうち (4) 第42号…令和 7 年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計予算のうち (5) 第48号…令和 7 年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計予算 (6) 第49号…令和 7 年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計予算 (7) 第53号…令和 7 年度熊本県電気事業会計予算 (8) 第54号…令和 7 年度熊本県工業用水道事業会計予算 (9) 第55号…令和 7 年度熊本県有料駐車場事業会計予算 (10) 第70号…熊本県環境影響評価条例の一部を改正する条例の制定について (11) 第71号…熊本県少年保護育成条例の一部を改正する条例の制定について (12) 第72号…熊本県産業技術センター条例の一部を改正する条例の制定について

	(13) 第73号…熊本産業展示場条例の一部を改正する条例の制定について (14) 第74号…熊本県立劇場条例の一部を改正する条例の制定について (15) 第84号…財産の処分について (16) 第86号…熊本県産業成長ビジョンの改定について (17) 第89号…権利の放棄について (18) 第90号…訴えの提起について 2 付託請願の審査（新規） ・審査結果 採択2件 3 閉会中の継続審査事件（所管事務調査）について 4 その他
R7.3.19	委員会開催（第1回） 1 正副委員長互選 結果 委員長 高島和男、副委員長 南部隼平

農林水産常任委員会

年月日	主 な 審 議 案 件 と 経 過
R7.1.22 ～1.23	管外視察（大阪府大阪市、兵庫県明石市） 委員会所管にかかる行政実情視察
R7.2.26	委員会開催（第5回） 1 付託議案等の審査 ・議案第1号、第9号、第10号、第22号～第26号 原案可決 (1) 第1号…令和6年度熊本県一般会計補正予算（第8号） (2) 第9号…令和6年度熊本県林業改善資金特別会計補正予算（第1号） (3) 第10号…令和6年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1号） (4) 第22号…工事請負契約の締結について (5) 第23号…工事請負契約の締結について (6) 第24号…工事請負契約の変更について (7) 第25号…工事請負契約の変更について (8) 第26号…工事請負契約の変更について 2 その他
R7.3.14	委員会開催（第6回） 1 付託議案等の審査 ・議案第36号、第45号、第46号、第75号、第76号 原案可決 (1) 第36号…令和7年度熊本県一般会計予算 (2) 第45号…令和7年度熊本県林業改善資金特別会計予算 (3) 第46号…令和7年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計予算 (4) 第75号…熊本県林業研究・研修センター条例の一部を改正する条例の制定について

	(5) 第76号…熊本県阿蘇みんなの森条例の一部を改正する条例の制定について 2 閉会中の継続審査事件（所管事務調査）について 3 その他
R7.3.19	委員会開催（第1回） 1 正副委員長互選 結果 委員長 河津修司、副委員長 池永幸生

建設常任委員会

年月日	主 な 審 議 案 件 と 経 過
R7.1.22 ～1.24	管外視察（徳島県三好市、香川県まんのう市、高松市、愛媛県新居浜市、松山市） 委員会所管にかかる行政実情視察
R7.2.26	委員会開催（第5回） 1 付託議案等の審査 ・議案第1号、第5号～第7号、第15号、第27号～第31号 原案可決 ・議案第32号～第35号 原案承認 (1) 第1号…令和6年度熊本県一般会計補正予算（第8号） (2) 第5号…令和6年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算（第4号） (3) 第6号…令和6年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計補正予算（第3号） (4) 第7号…令和6年度熊本県用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号） (5) 第15号…令和6年度熊本県下水道事業会計補正予算（第3号） (6) 第27号…工事請負契約の締結について (7) 第28号…工事請負契約の変更について (8) 第29号…工事請負契約の変更について (9) 第30号…工事請負契約の変更について (10) 第31号…工事請負契約の締結について (11) 第32号…専決処分の報告及び承認について (12) 第33号…専決処分の報告及び承認について (13) 第34号…専決処分の報告及び承認について (14) 第35号…専決処分の報告及び承認について 2 その他
R7.3.14	委員会開催（第6回） 1 付託議案等の審査 ・議案第36号、第41号～第43号、第52号、第77号 原案可決 (1) 第36号…令和7年度熊本県一般会計予算 (2) 第41号…令和7年度熊本県港湾整備事業特別会計予算のうち (3) 第42号…令和7年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計予算のうち (4) 第43号…令和7年度熊本県用地先行取得事業特別会計予算 (5) 第52号…令和7年度熊本県下水道事業会計予算

	(6) 第77号…熊本県特定都市河川浸水被害対策法施行条例の制定について 2 閉会中の継続審査事件（所管事務調査）について 3 その他
R7.3.19	委員会開催（第1回） 1 正副委員長互選 結果 委員長 西山宗孝、副委員長 城戸 淳

教育警察常任委員会

年月日	主 な 審 議 案 件 と 経 過
R7.2.25	委員会開催（第5回） 1 付託議案等の審査 ・議案第1号、第4号、第8号 原案可決 ・議案第20号 原案承認 (1) 第1号…令和6年度 熊本県一般会計補正予算（第8号） (2) 第4号…令和6年度熊本県立高等学校実習資金特別会計補正予算（第1号） (3) 第8号…令和6年度熊本県育英資金等貸与特別会計補正予算（第2号） (4) 第20号…専決処分の報告及び承認についてのうち 2 その他
R7.3.13	委員会開催（第6回） 1 付託議案等の審査 ・議案第36号、第40号、第44号、第78号～第80号、第85号、第91号 原案可決 (1) 第36号…令和7年度熊本県一般会計予算 (2) 第40号…令和7年度熊本県立高等学校実習資金特別会計予算 (3) 第44号…令和7年度熊本県育英資金等貸与特別会計予算 (4) 第78号…熊本県立高等学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (5) 第79号…熊本県警察職員定数条例の一部を改正する条例の制定について (6) 第80号…熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について (7) 第85号…財産の減額貸付けについて (8) 第91号…権利の放棄について 2 閉会中の継続審査事件（所管事務調査）について 3 その他
R7.3.19	委員会開催（第1回） 1 正副委員長互選 結果 委員長 竹崎和虎、副委員長 坂梨剛昭

議会運営委員会

年月日	主 な 審 議 案 件 と 経 過
R 7 . 1 . 17	委員会開催（第15回） 1 次期定例会について 2 その他
R 7 . 2 . 18	委員会開催（第16回） 1 会派の変動に伴う諸手続について 2 知事提出議案（第1号～第91号）について 3 開会日（2月19日）の議事次第及び質問予定者について 4 常任委員の選任について 5 議会運営委員の選任について 6 特別委員会について 7 有明海自動車航送船組合議会議員について 8 熊本県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について 9 熊本県議会会議規則の一部を改正する規則の制定について 10 熊本県議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定について 11 熊本県議会委員会傍聴取扱要領の一部を改正する要領の制定について 12 熊本県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程の制定について 13 その他
R 7 . 2 . 28	委員会開催（第17回） 1 本日の議事次第について 2 その他
R 7 . 3 . 11	委員会開催（第18回） 1 東日本大震災による犠牲者に対する黙祷について 2 知事提出追号議案（第92号～第118号）について 3 本日の議事次第について 4 その他
R 7 . 3 . 19	委員会開催（第19回） 1 知事提出追号議案（第119号及び第120号）について 2 議員提出議案（第1号～第4号）及び委員会提出議案（第1号及び第2号）について 3 有明海自動車航送船組合議会議員の選挙について 4 指定都市都道府県調整会議（熊本県・熊本市調整会議）の構成員の選挙について 5 常任委員及び議会運営委員の改選並びに特別委員の所属変更及び選任について

	6 本日の議事次第について 7 議会運営委員会の閉会中の継続審査事件について 8 その他
R7.3.19	委員会開催（第1回） 1 正副委員長互選 結果 委員長 高木健次、副委員長 橋口海平 2 議会運営委員会の理事について 3 その他

高速交通ネットワーク整備推進特別委員会

年月日	主 な 審 議 案 件 と 経 過
R7.3.12	委員会開催（第10回） 1 高速交通体系について 2 熊本都市圏交通について
R7.3.19	委員会開催（第11回） 1 正副委員長互選 結果 委員長 橋口海平、副委員長 松村秀逸

海の再生及び環境対策特別委員会

年月日	主 な 審 議 案 件 と 経 過
R7.3.12	委員会開催（第10回） 1 有明海・八代海の環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興に関する件について 2 2050年県内CO ₂ 排出実質ゼロに向けた取組に関する件について 3 再生可能エネルギー導入促進に関する件について
R7.3.19	委員会開催（第11回） 1 正副委員長互選 結果 委員長 楠本千秋、副委員長 吉田孝平

地域活力創生特別委員会

年月日	主 な 審 議 案 件 と 経 過
R7.3.12	委員会開催（第10回） 1 デジタル田園都市国家構想について 2 T S M C進出に係る県内波及効果について
R7.3.19	委員会開催（第11回） 1 正副委員長互選 結果 委員長 内野幸喜、副委員長 岩本浩治

熊 本 県 議 会 構 成 一 覧 表

(令和7年(2025年)3月19日現在)

議 長	高野 洋介			監 査 員 委 員	城下 広作		
副 議 長	緒方 勇二				河津 修司		
委 員 会 名 (定数)	総 務 (9)	厚 生 (8)	経 済 環 境 (8)	農 林 水 産 (8)	建 設 (8)	教 育 警 察 (8)	議 会 運 営 (12)
委 員 長	中村亮彦	岩本浩治	高島和男	河津修司	西山宗孝	竹崎和虎	高木健次
副 委 員 長	前田敬介	荒川知章	南部隼平	池永幸生	城戸 淳	坂梨剛昭	橋口海平
委 員	池田和貴 西 聖一 渕上陽一 増永慎一郎 橋口海平 堤 泰之	岩下栄一 藤川隆夫 内野幸喜 岩田智子 亀田英雄 立山大二郎	岩中伸司 松田三郎 鎌田 聡 高木健次 吉田孝平 高井千歳	前川 收 城下広作 山口 裕 松村秀逸 西村尚武 幸村香代子	吉永和世 坂田孝志 楠本千秋 本田雄三 住永栄一郎 斎藤陽子	溝口幸治 緒方勇二 前田憲秀 杉 寫ミカ 星野愛斗	前川 收 藤川隆夫 城下広作 松田三郎 吉永和世 池田和貴 溝口幸治 坂田孝志 西 聖一 山口 裕
備 考	欠員1					欠員1	
委 員 会 名 (定数)	高速交通 ネットワーク 整備推進 (16)	海の再生 及び 環境対策 (16)	地域活力創生 (16)				
委 員 長	橋口海平	楠本千秋	内野幸喜				
副 委 員 長	松村秀逸	吉田孝平	岩本浩治				
委 員	前川 收 岩中伸司 藤川隆夫 鎌田 聡 池田和貴 高木健次 前田憲秀 高島和男 中村亮彦 城戸 淳 坂梨剛昭 南部隼平 立山大二郎 星野愛斗	岩下栄一 城下広作 吉永和世 坂田孝志 山口 裕 西山宗孝 竹崎和虎 西村尚武 荒川知章 前田敬介 堤 泰之 幸村香代子 住永栄一郎 杉 寫ミカ	松田三郎 溝口幸治 西 聖一 渕上陽一 増永慎一郎 緒方勇二 河津修司 岩田智子 池永幸生 本田雄三 亀田英雄 斎藤陽子 高井千歳				
備 考			欠員1				

～ 熊本県議会 Facebook のご案内 ～

- 熊本県議会では、県議会の情報等を迅速に分かりやすく県民の皆様
に発信するため、Facebook を開設しています。
- 正副議長の公式行事や委員会視察等の情報をタイムリーに掲載して
いますので、是非御覧ください。



※ 熊本県議会 Facebook をより充実したものとするため、皆様の「コメント」や「いいね！」をお待ちしております。

県 議 会 ホ ー ム ペ ー ジ

- 県議会のしくみや日程、議員の紹介、陳情や請願等の手続き、傍聴方法などについて情報提供を行っています。
- 本会議を視聴することができます。（生中継・録画中継 手話通訳画面付き）
- 本会議録の検索と閲覧、委員会会議録及びくまもと県議会報の閲覧ができます。

県議会のホームページ：

熊本県議会

検 索



くまもと県議会報

第 227 号

令和 7 年 (2025 年) 6 月 16 日印刷

令和 7 年 (2025 年) 6 月 17 日発行

〒862-8570 熊本市中央区水前寺 6 丁目 18 番 1 号

発 行 熊 本 県 議 会 事 務 局

編 集 熊本県議会事務局政務調査課

(電話) 096-333-2627

印 刷 株式会社 緒方印刷所